



タイ国投資 委員会ガイド

2023



Thailand Board of Investment

目次

01

- 04 **概要、政策およびに基準**
- 05 投資委員会事務局組織図
- 07 5カ年投資奨励戦略(2023年～2027年)
- 08 投資奨励申請の基準
- 11 投資奨励法に基づく恩典
- 12 現在の恩典付与の形式

02

- 16 **追加恩典の付与**
- 17 競争力強化措置
- 20 高度人材開発機関の設立への奨励措置
- 22 対象区域における追加恩典
 - 工業団地または奨励されている工業区
 - 人当たり所得の低い20県
 - 科学技術パーク

03

- 30 **一般投資奨励対象業種表**
- 31 - BCG 産業
- 51 - 先進製造業
- 91 - 基礎・裾野産業
- 115 - 創造・デジタル産業および高付加価値サービス

04

- 134 **投資奨励申請の手続き**
- 135 投資奨励申請の手続き
- 136 投資奨励の手続きおよび検討用の書類

05

- 137 **特別措置**
- 138 特別経済開発区 (SEZ) における投資奨励政策
- 142 東部経済回廊 (EEC) における投資奨励措置
- 146 特別経済回廊 (NEC, NeEC, CWEC, SEC) における投資奨励措置
- 150 産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry)
- 163 地域および社会開発のための投資奨励措置
- 166 南部国境地域における投資奨励措置、および南部国境地域におけるモデル都市企画に基づく投資奨励措置

06

- 172 **奨励取得後の手続き**
- 173 恩典利用の手続き
- 174 奨励取得後の進行手続きおよび書類

- 176 **所在地**



前書き

このタイ国投資委員会ガイドは、タイ投資委員会事務局(BOI)が、投資奨励申請の基本的な情報を提供するために作成したものです。内容は恩典、投資奨励対象業種表、および関連布告、奨励申請に関する重要な規定、基準などから構成されています。尚、改定増補された投資奨励対象業種表は以下のQRコードを読み取り、確認してください。



または、詳細は

E-mail: head@boi.go.th

Tel. : +66 (0) 25538111

Line: @boinews もしくは

FB: www.facebook.com/boinews

までお問い合わせ願います。

タイ投資委員会事務局

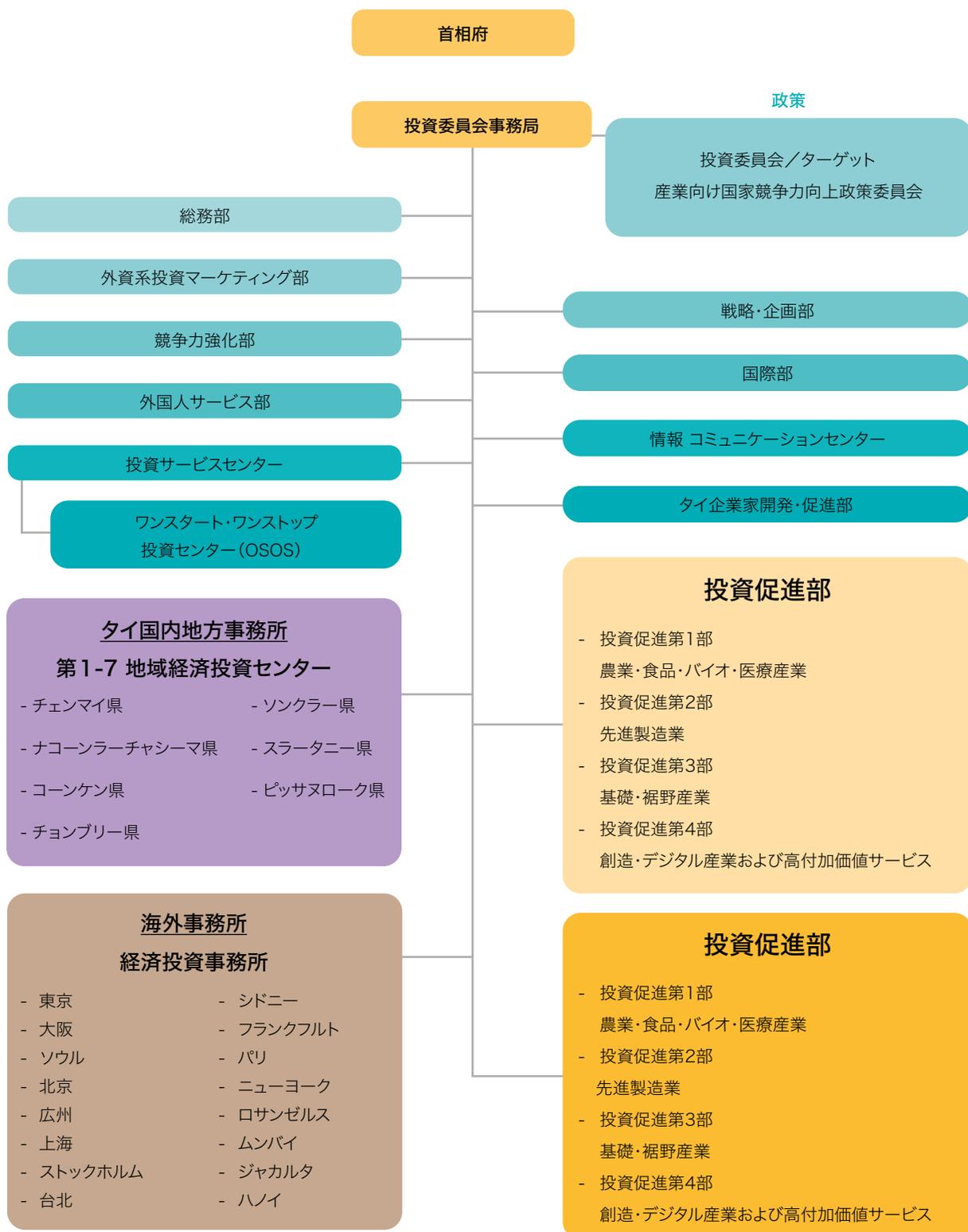
2023年1月

01

概要、政策 および基準

投資委員会事務局は、首相府傘下の局に相当し、投資促進を担当する政府機関である。仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法、および仏暦 2534 年 (1991 年) 増補改正第 2 版、仏暦 2544 年 (2001 年) 増補改正第 3 版、および仏暦 2560 年 (2017 年) 増補改正第 4 版に基づき、投資委員会は投資奨励政策を定める。

投資委員会事務局組織図



投資促進第 1-4 部および 投資モニタリング第 1-2 部の業務範囲



5 カ年投資促進戦略 (2023年～2027年)

仏暦 2565年(2022年)12月8日付投資委員会布告第 8/2565 号 件名「投資奨励政策および基準」および投資委員会布告第 9/2565 号 件名「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に基づく。仏暦 2566 年(2023年)1 月 3 日以降に提出される申請書に適用される。



投資奨励申請基準

1. 農業、工業、サービス業の競争力を向上させるため、奨励申請プロジェクトは以下の条件を満たすこと。
 - 1.1 収入の20%以上の付加価値を有すること。ただし、農業および食品事業、電子および部品事業、コイルセンター事業は収入の10%以上の付加価値を有すること。
 - 1.2 委員会が同意した近代的な製造工程およびサービス提供プロセスを有すること。
 - 1.3 新品の機械を使用すること。中古機械を使用する場合、検討基準は以下の3つに分けられる。

一般の場合

1	機械の状態	使用の可否	法人所得税免除の上限額への算入 (第31条の恩典が付与される場合のみ)	輸入税免除	条件
	新品	✓	✓	✓	—
	5年以下の中古機械	✓	✓	—	機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出すること
	5年超、10年以下の中古機械	✓	—	—	

生産拠点の移転の場合

2	機械の状態	使用の可否	法人所得税免除の上限額への算入 (第31条の恩典が付与される場合のみ)	輸入税免除	条件
	新品	✓	✓	✓	—
	5年以下の中古機械	✓	✓	—	機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出すること
	5年超、10年以下の中古機械	✓	✓ (機械簿価の50%を上限額に算入することを認める)	—	
	10年超の中古機械	✓	—	—	

その他の場合

3	機械の状態	使用の可否	法人所得税免除の上限額への算入 (第31条の恩典が付与される場合のみ)	輸入税免除	条件
	海運、空運* 、金型事業	✓	✓	✓	—

注

- 「生産拠点の移転」とは、グループ会社または関連会社が所有する生産ラインの一部または全部をタイ国外から移転することを意味する。
- 機械の能力証明書とは、機械の能力を証明する、信頼に足る機関からの証明書を意味する。証明書に、修理の詳細に関する証拠書類を全て添付した修理の報告を付けること。その機械・備品の検査の際には、試運転を行い、所定の検査項目に従って機械の能力と機能を全て確認すること。また、以下の6項目について詳細を明記し、環境負荷、安全基準、エネルギー消費が許容範囲内であることを報告すること。
 - 1) 修理の詳細および残存耐用年数の分析結果
 - 2) 製造年
 - 3) 試運転の結果
 - 4) 環境負荷、安全基準、エネルギー消費に関する検査報告
 - 5) 価格の妥当性評価（機械の価格評価書類は別紙で添付することも可能）
 - 6) 検査報告書、検査年月日・場所
- * 航空輸送事業における飛行機は14年以下であること（業種7.3.4の条件欄を参照のこと）
- ** 関連布告は投資委員会布告第 Por.2/2557 号および投資委員会布告第 6/2558 号である。

2. 投資金額(土地代および運転資金を除く)1,000万パーツ以上のプロジェクトは、操業開始期限日より2年以内に ISO9000 または ISO14000 その他相当する国際規格を取得すること。取得ができない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。

3. 最低投資金額およびプロジェクトの可能性

- 3.1 プロジェクト毎の最低投資金額(土地代および運転資金を除く)は100万パーツ以上とする。ただし、本布告に添付した投資奨励対象業種表にて定められた場合を除く。ナレッジベースのサービス業については、投資委員会布告の巻末にある業種表内で指定する通り、年間人件費から最低投資金額を検討する。
- 3.2 新規プロジェクトの負債と登録資本金の比率は3:1以内であること。拡大プロジェクトについてはケースバイケースで検討する。
- 3.3 投資金額(土地代および運転資金を除く)が7億5000万パーツを超えるプロジェクトは委員会が定めた通り、プロジェクト可能性調査報告書を提出すること。

4. 最低投資金額およびプロジェクトの可能性

- 4.1 プロジェクト毎の最低投資金額(土地代および運転資金を除く)は100万パーツ以上とする。ただし、委員会が定めた投資奨励対象業種表にて定められた場合を除く。ナレッジベースの業種については、投資委員会布告の巻末にある業種表内で指定する通り、年間人件費から最低投資金額を検討する。
- 4.2 新規プロジェクトの負債と登録資本金の比率は3:1以内であること。拡大プロジェクトについてはケースバイケースで検討する。
- 4.3 投資金額(土地代および運転資金を除く)が20億パーツを超えるプロジェクトは委員会が定めた通り、プロジェクト可能性調査報告書を提出すること。(可能性調査報告書の詳細は、投資委員会事務局布告第 Por. 2/2566 号件名「可能性調査報告書の作成指針」に基づく。)



利権プロジェクトの検討基準

利権を取得した企業および民営化した企業に関しては、委員会は仏暦2541年(1998年)5月26日および 仏暦2547年(2004年)11月30日の閣議決定に基づき検討する。

1. 仏暦 2542 年(1999 年)国営企業資本法に基づく国営企業の投資プロジェクトは、奨励付与の対象外となる。
2. 民間企業による利権取得プロジェクトは、政府機関に所有権を譲渡しなければならない(Build Transfer Operate または Build Operate Transfer)。プロジェクトを所有する政府機関は、利権を取得した者に投資奨励の恩典を付与することを希望する場合、民間企業に入札参加を呼びかける布告を発行する前に、検討のために委員会にプロジェクトを提出しなければならない。また、入札の段階では民間企業がどのような恩典を受けるかを明確に示す布告を有しなければならない。原則として、民間企業が利権を取得したことに対して国家に報酬を支払わなければならない場合、委員会は奨励を認めない。国家がそのプロジェクトに費やした投資に対する妥当な報酬である場合を除く。

なお、原則の承認を得るために委員会に提出する必要があるプロジェクトは、事務局が定めたガイドラインに従い、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 民間企業による利権プロジェクトであり、政府機関に所有権を譲渡しなければならない (Build Transfer Operate または Build Operate Transfer)。
 - (2) 入札方式による民間企業の選出であること。そして、
 - (3) インフラおよび公共サービスを扱う事業であり、投資奨励対象業種に該当する事業となる。いずれかの条件を満たさない場合、委員会は奨励申請前の原則承認申請なしで一般基準に基づき奨励認可を検討する。
3. 民間が投資し所有権を持つ (Build Own Operate) または民間が賃貸または管理運営を行い賃貸料の形態で政府に報酬を支払う政府プロジェクトについて、委員会は一般基準に基づき奨励認可を検討する。
 4. 仏暦 2542 年(1999 年)国営企業資本法に基づく国営企業から有限会社への民営化は事業拡大する場合、追加投資分のみ奨励申請ができる。一般基準に基づき恩典が付与される。

外国人持ち株基準

委員会は投資奨励申請プロジェクトに対しての外国人の持ち株基準を以下の通り定める。

1. 仏暦2542年(1999年)外国人事業法のリスト1に示される業種におけるプロジェクトは、タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有しなくてはならない。
2. 仏暦2542年(1999年)外国人事業法のリスト2 およびリスト3 に示される業種におけるプロジェクトは、外国人が過半数または全数の株式を保有することを認める。ただし、他の法律で別途定められた場合を除く。
3. 妥当な理由があれば、委員会は特定の奨励プロジェクトに限り、外国籍者の出資比率を定めることができる。

投資奨励法に基づく恩典

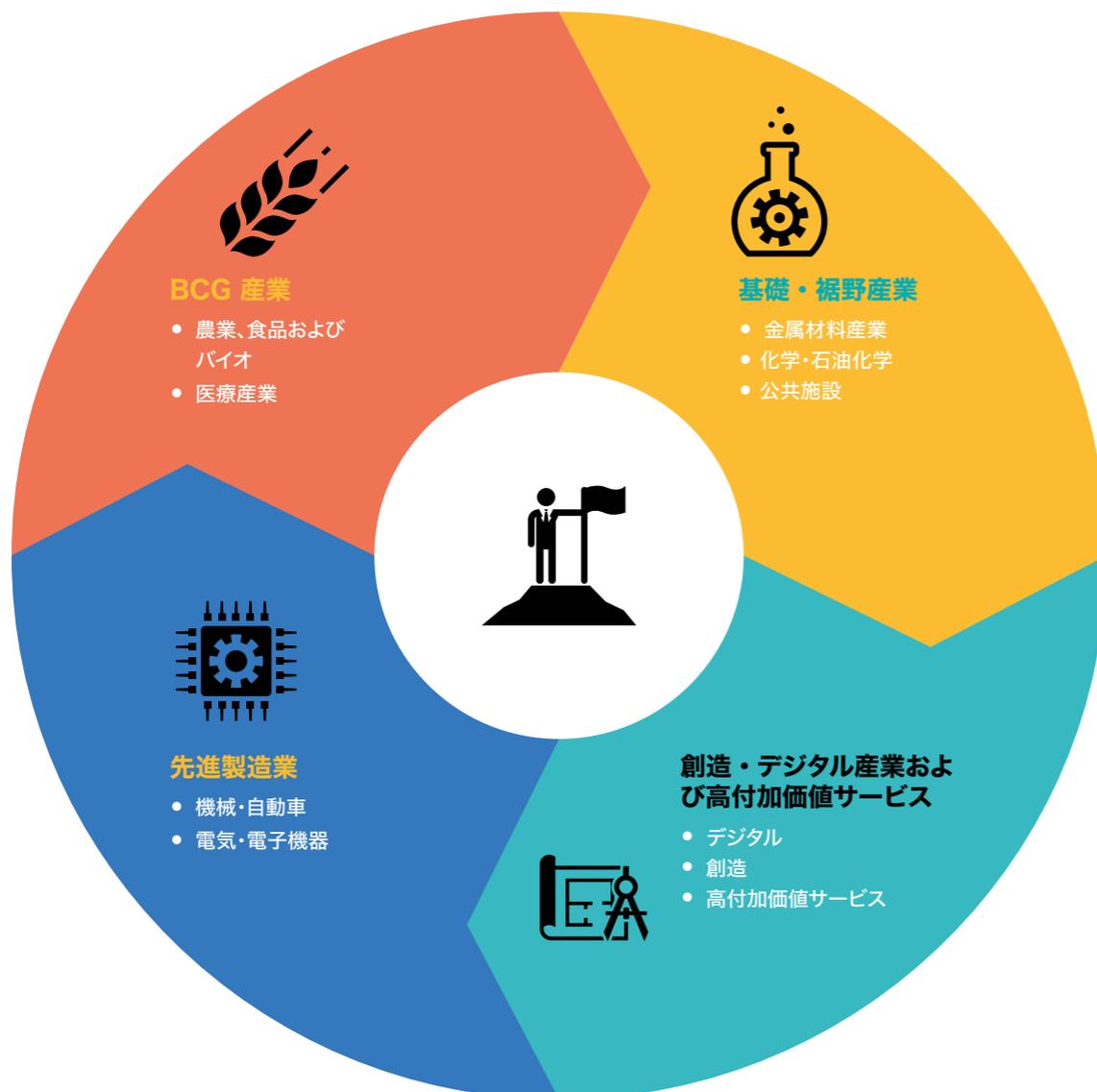
投資奨励を受けるにあたり、投資奨励申請者は、奨励証書に明記された投資委員会の定めた条件に従うこと。付与される恩典は以下の通り。

税制上の恩典	税制以外の恩典
<ul style="list-style-type: none"> - 機械輸入税の免除・減税(第28/29条) - 原材料および必要資材輸入税の減税 (第 30 条) - 研究開発用の物品の輸入税の免除 (第 30/1 条) - 法人所得税および配当金にかかる税金の免除 (第31 条、第31/1 条および34 条) - 法人所得税の 50%減税 (第 35(1) 条) - 輸送費、電気代および水道代の 2 倍までを控除 (第 35(2) 条) - インフラの設置、建設費の 25%を通常の減価償却に加えて控除 (第 35(3) 条) - 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税の免除 (第 36 条) 	<ul style="list-style-type: none"> - 投資機会の調査のための外国人入国 許可 (第 24 条) - 被奨励プロジェクトでの外国人技術者・専門家の入国・就労許可 (第 25 および 26 条) - 土地の所有権の許可(第27条) - タイ国外への外貨送金の許可 (第 37 条)

現在の恩典付与の形式

基礎的恩典

法人所得税を最長13年間免除する。



各業種の恩典詳細は32～136ページをご参照ください。

追加恩典

競争力向上のための追加恩典

- 1) 技術・イノベーション
 - 研究開発 (R&D)
 - タイ国内で開発された技術のライセンス料
 - 製品及びパッケージのデザイン
 - 委員会が同意した、教育機関、専門訓練センター、研究機関、政府機関などの科学技術分野の機関、並びに技術およびイノベーション開発・人材開発に関する基金に対する支援
- 2) 人材開発
 - 高度技術訓練
 - 科学技術分野のインターンシップの学生に対する技術及びイノベーションのスキルを向上させるためのトレーニングまたは職業訓練の実施
- 3) 事業者の能力向上
 - タイ国内の原材料及び部品メーカー (Local Supplier) の開発 (詳細は17-19ページをご参照ください)

対象区域における追加恩典

- 人当たり所得の低い20 県 (詳細は26-27ページをご参照ください)
- 工業団地または奨励されている工業区 (詳細は24-25ページをご参照ください)
- 科学技術パーク 例:サイエンスパーク、フードイノポリス、スペースクリノベーションパーク など (詳細は28～29ページをご参照ください)
- 東部経済回廊 (EEC) (詳細は144～147ページをご参照ください)
- 特別経済回廊 (NEC, NeEC, CWEC, SEC) (詳細は148-151ページをご参照ください)
- 特別経済開発区 (SEZ) (詳細は140～143ページをご参照ください)
- 南部国境地域、および南部国境地域におけるモデル都市 (詳細は168～173ページをご参照ください)

特別措置に基づく恩典

- 産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry) (詳細は152～164ページをご参照ください)
- 地域および社会開発のための投資奨励措置 (詳細は165～167ページをご参照ください)

基礎的恩典

業種	 法人所得税の免除	 機械輸入税の免除	 研究開発に使用する原材料の輸入税の免除	 輸出向け原材料の輸入税の免除	 税制以外の恩典
A1+	10-13 年間 免除金額に上限なし	✓	✓	✓	✓
A1	8 年間 免除金額に上限なし	✓	✓	✓	✓
A2	8 年間	✓	✓	✓	✓
A3	5 年間	✓	✓	✓	✓
A4	3 年間	✓	✓	✓	✓
B	—	✓	✓	✓	✓

税制以外の恩典: 土地の所有権、外国人技術者・専門家の入国、ビザとワークパーミット、投資機会の調査のための外国人入国、タイ国外への外貨送金(詳細は7 ページをご参照ください)

中小企業 (SMEs) 向けの恩典

奨励を申請する SMEs プロジェクトの資格

仏 - 仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号 件名「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に基づく投資奨励対象業種表に該当する業種であること。ただし、業種 8.1 ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業は本措置に基づき奨励対象外とする。

条件

- 各プロジェクトにおける最低投資額(土地代および運転資金を除く)は 50 万パーツ以上とする。
- タイ国籍の自然人が登録資本金の 51%以上の株式を保有すること。また、会社を少なくとも半分拘束するために署名権限をもつ役員はタイ国籍の自然人でなければならない。
- 負債比率が 4:1 を超えないものとする。
- 投資奨励措置の申請対象であるプロジェクトにおいて、国内の中古機械を使用することが認められる。但し、当該中古機械の価値は国内における中古機械の簿価で算定した上で、1,000 万パーツを超えないものとする。また、基幹設備に新品機械に全設備投資額の 50%以上投資すること。なお、プロジェクトは特別経済開発区(SEZ)に立地する場合、基幹設備に新品機械に全設備投資額の4分の1以上投資すること。

- 被奨励事業と非奨励事業のすべての事業を含め、被奨励者のすべての事業による収入は被奨励事業による収入が発生した日から、最初の 3 年間における合計所得が年間 5 億パーツを超えないものとする。

恩典

- 機械の輸入関税の免除。
- 法人所得税免除の恩典が付与される業種において投資額(土地代および運転資金を除く)の 200%の割合で法人所得税を免除する。
- その他の恩典は仏暦 2565年(2022年)12月8日付投資委員会布告第 8/2565 号 件名「投資奨励政策および基準」の規定に基づき付与される。

関連布告

- 仏暦 2565年(2022年)12月8日付投資委員会布告第 16/2565 号 件名「中小企業 (SMEs) 向け投資奨励措置」
- 関連する投資委員会事務局の布告および説明書



02

追加恩典の
付与

2.1 競争力強化措置

以下の通りに競争力向上のための追加恩典を付与する。

3つのエリアにおけるまとめて計算できる投資/ 支出は以下の通りである。

1. 技術・イノベーション

- 研究開発(R&D) ⁽¹⁾
- タイ国内で開発された技術のライセンス料
- 製品及びパッケージのデザイン
- 委員会が同意した、教育機関、専門訓練センター、研究機関、政府機関などの科学技術分野の機関、並びに技術およびイノベーション開発・人材開発に関する基金に対する支援

2. 人材開発

- 高度技術訓練
- 科学技術分野のインターンシップの学生に対する技術及びイノベーションのスキルを向上させるためのトレーニングまたは職業訓練の実施

3. 事業者の能力向上

- タイ国内の原材料及び部品メーカー (Local Supplier) の開発

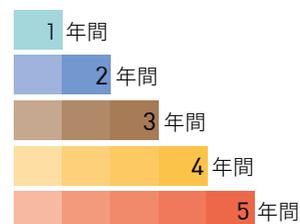
追加恩典

法人所得税の追加
免税額が投資 / 支出の
200%
とする。

最初の3年間の総売上に
対する投資/支出

- ≥ 1% / ≥ 200 MB
- ≥ 2% / ≥ 400 MB
- ≥ 3% / ≥ 600 MB
- ≥ 4% / ≥ 800 MB
- ≥ 5% / ≥ 1,000 MB

法人所得税の
追加免除期間*



研究開発 (R & D) への
投資 / 支出を **≥ 1%**
有する場合

免除上限なし
法人所得税を免除する

法人所得税
免除期間

最長 **13** 年間

⁽¹⁾ 研究開発 (R&D) への投資または支出が、最初の 3 年間における総売上高の 1% 以上または 2 億バーツ以上で、いずれか少ない方である場合、免除上限なしで法人所得税を免除し、法人所得税の追加免除期間は合計 13 年以内とする。

* 法人所得税免除期間は、合計 8 年以内とする。ただし、A1+、A1 および A2 グループ事業は、法人所得税の追加免除期間が合計 13 年以内とする。

競争力向上のための追加恩典

業種	 法人所得税免除	 追加法人所得税免除	 合計
A1+	10-13 年間 免除金額に上限なし	1 - 3 年間	11-13 年間 免除金額に上限なし
A1	8 年間 免除金額に上限なし	1 - 5 年間	9-13 年間 免除金額に上限なし
A2	8 年間	1 - 5 年間	9-13 年間
A3	5 年間	1 - 5 年間	6-10 年間
A4	3 年間	1 - 5 年間	4-8 年間
B	—	1 - 5 年間	1-5 年間

関連布告

- 仏暦 2565年(2022年)12月8日付投資委員会布告第 10/2565 号
件名「競争力向上措置」
- 関連する投資委員会事務局の布告および説明書



2.2 高度人材開発機関の設立への奨励措置

投資の定義

既存プロジェクトとは

- 既に操業しているプロジェクトで、被奨励事業であるか否かを問わず、既存プロジェクトの業種は本措置に基づく奨励申請時点で有効となっている投資奨励対象業種に該当する業種であること。ただし、以下の業種を除く。
 - 10.1.2 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC)
 - 10.7.1 職業訓練学校
 - 10.7.2 高性能学校または大学校
- 既存プロジェクトが奨励を受けたプロジェクトの場合、法人所得税恩典の終了後または法人所得免除が付与されていないプロジェクトであれば、本措置の下で奨励申請が出来る。奨励申請時点で投資奨励対象業種に該当する業種であること。ただし、一部の業種は申請対象外とする。

新規プロジェクトとは

- 職業訓練学校および／または委員会が定めた教育機関において投資奨励を申請する新規プロジェクトで、既存の法人であるか、既存プロジェクトの事業主が全株式を保有する新規法人であること。

条件

- 高度な科学・技術・工学・数学 (STEM) 分野の人材開発のために教育機関または研修機関の設立に対して新規プロジェクトに1百万バーツ以上(土地代および運転資金を除く)投資すること。
- 新規プロジェクトが投資済みで操業の準備ができている段階で既存プロジェクトの奨励を申請すること。
- 新規プロジェクトの恩典申請確認通知書とともに新規プロジェクトの奨励を申請すること。

恩典

既存プロジェクト

- 新規プロジェクトの教育機関または研修機関の設立への投資金額(土地代および運転資金を除く)の100%を上限とし、法人所得税を5年間免除する。
- 税制以外の恩典

新規プロジェクト

- 機械の輸入税を免除する。
- 税制以外の恩典

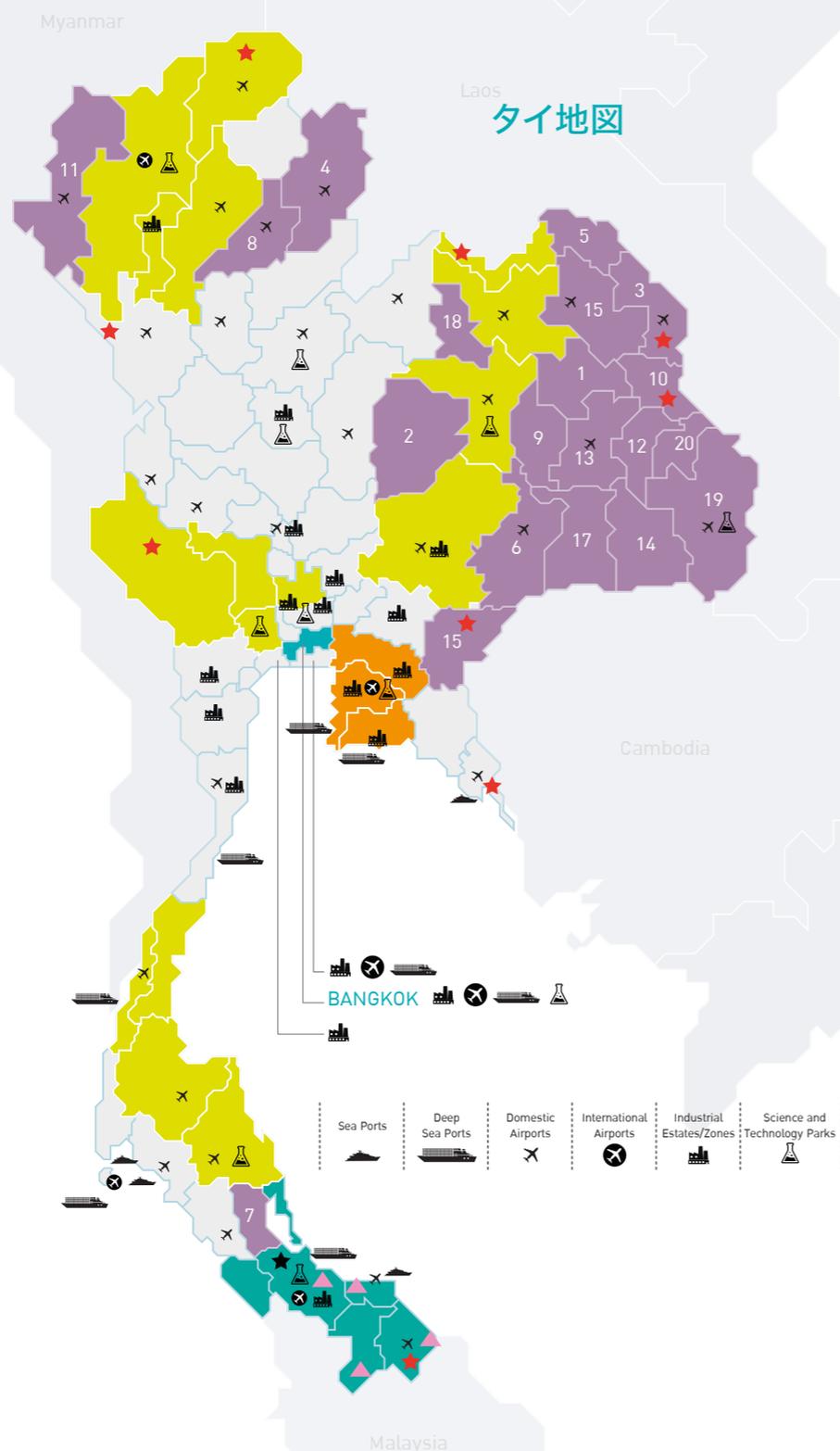


関連布告

1. 仏暦 2565年(2022年)12月8日付投資委員会布告第 10/2565 号
件名「高度人材開発機関の設立への支援措置」
2. 仏暦 2565年(2022年)12月16日付投資委員会事務局布告第
Por.4/2565号 件名「投資委員会布告第11/2565号、第12/2565
号、第13/2565号、第14/2565号、第15/2565号および第
17/2565号に基づく恩典の対象外とする業種」
3. 関連する投資委員会事務局の布告および説明書



2.3 対象区域における追加恩典



● 人当たり所得の低い 20 県 (下記)

1) カーラシン県、2) チャイヤプー ム県、3) ナコーンパノム県、4) ナーン県、5) プンカーン県、6) プリー ラム県、7) プレー県、8) マハーサーラカム県、9) ムクダーハーン県、10) メーホンソーン県、11) ヤソートーン県、12) ローイエット県、13) シーサケート県、1C4a)m サ bo コ di ン a ナコーン県、15) サケーオ県、16) スコータイ県、17) スリン県、18) ノーンブアラムプー県、19) ウボンラーチャ ターニー県、及び 20) アムナートチャルーン県



工業団地または奨励されている工業区

工業団地または奨励されている工業区に立地する場合、法人 所得税の免除期間を 1 年間追加する

● 4 地方の特別経済回廊 (NEC, NeEC, CWEC, SEC) にある 16 県は、

チェンライ県、チェンマイ県、ランブーン県、ランパーン県、ナコーンラーチャシーマー県、コーンケン県、ウドンターニー県、ノーンカーイ県、アユタヤ県、ナコーンパトム県、スパンブリー県、カンチャナブリー県、チュンポーン県、ラノーン県スラーターニー県及びナコーンシータマラート県



特別経済開発区

チェンライ県、ナコーンパノム県、ターク県、カンチャナブリー県、ノーンカーイ県、ムクダーハーン県、サケーオ県、トラート県、ソクラー県及びナラティワート県といった 10 県の 23 郡内 90 タンボン



南部国境地域

南部国境県：ナラティワート県、パッタニー県、ヤラー県、サトゥーン県、及びソクラー県内の 4 郡：チャナ郡、ナータウィー郡、テーパー郡及びサバーヨイ郡



南部国境地域におけるモデル都市

パッタニー県ノーンチク郡、ヤラー県ベートン郡、ナラティワート 県スガイコーロック郡及びソクラー県チャナ郡

工業団地または奨励されている工業区

奨励されている工業団地に立地する場合、法人所得税の免除期間を1年間追加する。

業種	恩典		
	 法人所得税の免除	 追加法人所得税免除	 合計
A1+	10-13 年間 免除金額に上限なし	1 年間	11-13 年間 免除金額に上限なし
A1	8 年間 免除金額に上限なし	—	8 年間 免除金額に上限なし
A2	8 年間	—	8 年間
A3	5 年間	1 年間	6 年間
A4	3 年間	1 年間	4 年間
B	—	—	—

注: 工業団地または奨励されている工業区に立地しなければならないという必要条件がある業種を除く。

人当たり所得の低い20 県は、

カーラシン県、チャイヤブーム県、ナコーンパノム県、ナーン県、ブンカーン県、ブリーラム県、パッターン県、プレー県、マハーサーラカム県、ムクダーハーン県、メーホンソーン県、ヤソートーン県、ローイエット県、シーサケート県、サコンナコーン県、サケーオ県、スリン県、ノンブアラムプー県、ウボンラーチャターニー県、及びアムナートチャルーン県

人当たり所得の低い20 県に立地する場合、法人所得税の免除期間を3 年間追加する。追加法人所得税免除期間は、合計8 年以内とする。ただし、A1 および A2 グループ事業は、所得税免除期間満了後にさらに5 年間にわたり法人所得税を50%減税する。

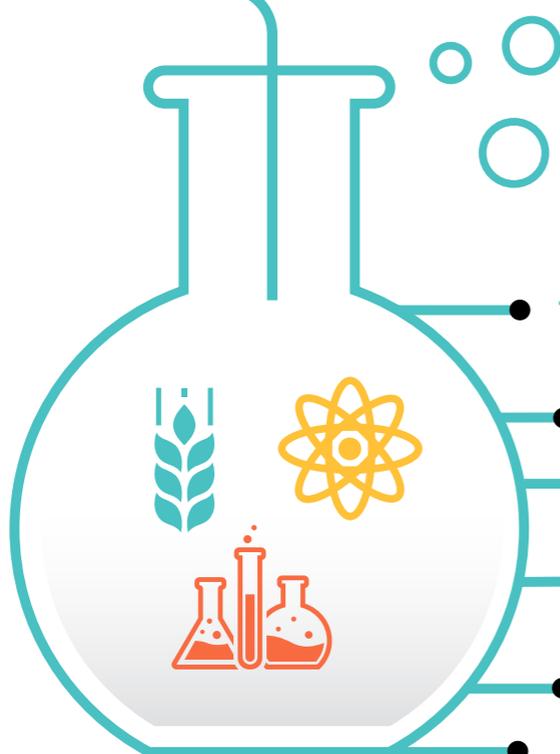
業種	恩典				
	法人所得税の免除	追加法人所得税免除	50% 法人所得税免除 期間終了後5年間 にわたり法人所得 税を50%減税する	合計	合支出控除*計
A1+	10-13 年間 免除金額に上限なし	3 年間	—	13 年間 免除金額に上限なし	✓
A1	8 年間 免除金額に上限なし	—	✓	8 年間 免除金額に上限なし + 法人所得税免除期 間終了後5年間にわ たり法人所得税を50%減税する	✓
A2	8 年間	—	✓	8 年間 + 法人所得税免除期間終 了後5年間 にわたり法人所得税 50%減税する	✓
A3	5 年間	3 年間	—	8 年間	✓
A4	3 年間	3 年間	—	6 年間	✓
B	—	3 年間	—	3 年間	✓

* - 輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 10 年間控除
 - インフラ設置・建設費の 25%を追加控除

3 科学技術パーク

科学技術パーク

21カ所



- **サイエンスパーク**
(バトゥムターニー県、チェンマイ県、コーンケン県、ソクラー県)
- **フードイノポリス** (全国13カ所)
- **スペースクリノベーションパーク**
GISTDAによる
- **東部経済回廊のイノベーション特区 (EECi)**
- **タイ科学技術研究所 (TISTR)**
- **アジア工科大学院 (AIT)**

各地域の詳細はQRコードでご確認ください。



対象業種

恩典

対象技術の開発事業

- バイオテクノロジー開発
- ナノテクノロジー開発
- 先端素材開発

通常基準より追加で
免除金額に条件なしで

2年間
法人所得税を
免除する

一般対象事業

- 電子設計
- 研究開発
- バイオテクノロジー
- エンジニアリングデザインサービス
- 理科学実験サービス
- 計測器校正サービス
- 職業訓練学校

法人所得税の減税
50% | 期間
5年間

通常基準より追加で

なお、フードイノポリスの追加対象業種を下記のように指定する。

- 植物または動物の品種改良 (バイオテクノロジー事業の範囲外の場合)
- 創造的な製品設計・開発サービス

関連布告

1. 仏暦 2565年(2022年)12月8日付投資委員会布告第22/2565号 件名: 科学技術パークにおける投資奨励措置
2. 関連するその他の布告および説明



03

一般投資獎勵對象業種表



1

BCG産業

投資促進部第1部

32 農業および農産品

ページ

- 1.1 川上農業 例えば、商用材木およびエネルギー作物の植林、動物の繁殖または飼育、深海漁業
- 1.2 農産品 例えば、澱粉、植物または動物からの油脂、皮革なめしまたは皮革仕上げ、天然ゴムからの製品、食品・飲料・食品添加物 (Food Additives) ・食品調合物 (Food Ingredients) または栄養補助食品 (Dietary Supplement) の製造・保存、未来食品の製造 (Future Food)、動物用飼料の製造、農産品からの燃料または医療用アルコール (Pharmaceutical Grade) の製造、天然エキスまたはハーブからの製品の製造
- 1.3 現代農業 例えば、植物または動物の品種改良、現代農業システムの製造またはサービス、植物工場 (Plant Factory)
- 1.4 農業および食品産業の支援事業 例えば、肥料の製造、乾燥植物およびサイロ、農産物の品質選別および保存、冷蔵・冷凍倉庫または冷蔵・冷凍運輸、農産物取引センター

41 バイオテクノロジー産業

ページ

- 1.5 バイオテクノロジーによる製品の製造 例えば、バイオプラスチック、生物化学製品 (Biochemicals)、バイオテクノロジー (Biotechnology)
- 1.6 バイオテクノロジー (Biotechnology)

43 医療機器産業

ページ

- 2.1 医療用品の製造 例えば、(Non-Woven Fabric) または衛生製品 (Hygienic Products)、医療用器具・機器、医薬品
- 2.2 医療サービスおよびヘルスケアサービス 例えば、医療施設、ヘルスケアサービス、臨床研究事業 (Clinical Research)
- 2.3 臨床研究事業 (Clinical Research)

追加改定された業種はQRコードを読み取り、確認することが出来る。



BCG 産業

投資促進第 1 部

1 類 農業・農産品およびバイオ

業種	条件	恩典
農業および食品産業		
1.1 上流農業		
1.1.1 商用材木およびエネルギー作物の植林植林		
1.1.1.1 商用材木の植林	<ol style="list-style-type: none"> 隣接地で 50 ライ以上を有すること。 法人所得税免除の恩典を使用する前に、王立森林局発行または王立森林局に委ねられた機関発行の植林プランテーション登録の証明書を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証の証明書を取得すること。 操業開始期限日までに、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC)、森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification: PEFC)、またはその他同等の規格など、適切な森林管理規格の認証を取得すること。 	A1
1.1.1.2 エネルギー作物の植林	<ol style="list-style-type: none"> 隣接地で 50 ライ以上を有すること。 操業開始期限日までに、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC)、森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification: PEFC)、またはその他同等の規格など、適切な植林管理規格の認証を取得すること。 	A1
1.1.2 動物の繁殖または飼育	<ol style="list-style-type: none"> 繁殖プロセスを有すること。 最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、換気システム、自動給水給餌システム、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システム、および環境への影響を予防・軽減するシステムなど。 トレーサビリティ (Traceability) システムまたは委員会が同意したその他同等のトレーサビリティシステムを有すること。 	A3

業種	条件	恩典
1.1.3 屠殺 1.1.4 深海漁業	<p>4. 操業開始期限日までに、農業生産工程管理 (Good Agricultural Practice : GAP)、またはその他同等の規格など、畜産管理規格の認証を取得すること。</p> <p>1. 最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却システム、異物検査など。</p> <p>2. トレーサビリティ (Traceability) システムまたは委員会が同意したその他同等のトレーサビリティシステムを有すること。</p> <p>3. 操業開始期限日までに、適正製造規範 (Good Manufacturing Practice : GMP)、またはその他同等の規格など、屠殺場向けの規格の認証を取得すること。</p> <p>法人所得税免除の恩典を使用する前に、水産局発行のタイ国水域外における漁業許可書を取得すること。なお、操業開始期限日までに許可書を取得すること。</p>	<p>A3</p> <p>A3</p>
1.2 農産品 1.2.1 植物からの製粉 1.2.1.1 有機澱粉の製造 (Organic Starch or Organic Flour) 1.2.1.2 加工澱粉 (Modified Starch) または特殊な植物からの製粉 1.2.1.3 生澱粉の製造 (Native Starch or Native Flour)	<p>操業開始期限日までに、国際有機農業運動連盟 (International Federation of Organic Agriculture Movements: IFOAM)、カナダ有機制度 (Canada Organic Regime: COR)、国家有機プログラム (The National Organic Program: NOP)、またはその他同等の規格など、有機農業規格の認証を取得すること。</p> <p>1. 水の再利用、大気汚染防止などの環境に配慮した技術を用いること。</p> <p>2. 操業開始期限日までに、ISO 14000、またはその他同等の規格など、環境規格の認証を取得すること。</p>	<p>A2</p> <p>A3</p> <p>A4</p>

業種		条件	恩典
1.2.2	植物または動物からの油脂の製造		A3
1.2.3	皮革なめしまたは皮革仕上げ	<ol style="list-style-type: none"> 環境にやさしい技術を使用すること。例えば、化学薬品の使用削減、あるいは、酵素や生体触媒 (Biological Catalyst) を化学薬品の代わりに用いることなど。 皮革なめし事業を行う場合は、工業団地、奨励された工業区、および工業法 30 条に従う皮革なめし産業の工業区に立地しなければならない。なお、事業拡大、または産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry) における奨励事業の場合は、既存の場所に立地することを認める。ただし、環境負荷の削減対策を有すること。 	A3
1.2.4	天然ゴムから製品の製造		
1.2.4.1	天然ゴムからの製品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 輪ゴム、風船、ゴムリングを奨励対象外とする。 原材料として使用される天然ゴムの量は、プロジェクト内の原材料使用量の 51% 以上であること。 	A2
1.2.4.2	基礎ゴム加工		A4
1.2.5	最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物 (Food Additives)、食品調合物 (Food Ingredients)、または栄養補助食品 (Dietary Supplement) の製造	砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜き炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。	A3
1.2.6	未来の食品の製 (Future Food)		
1.2.6.1	健康強調表示 (Health Claim) のある食品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜き炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA)、またはその他同等の機関により健康強調表示の承認を取得すること。 	A2

業種	条件	恩典
1.2.6.2 新規食品 (Novel Food) の製造	<ol style="list-style-type: none"> 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜き炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局（Food and Drug Administration: FDA）、またはその他同等の機関により新規食品を登録すること。 	A2
1.2.6.3 有機食品 (Organic Food) の製造	<ol style="list-style-type: none"> 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜き炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 操業開始期限日までに、国際有機農業運動連盟（International Federation of Organic Agriculture Movements: IFOAM）、カナダ有機制度（Canada Organic Regime: COR）、国家有機プログラム（The National Organic Program: NOP）、またはその他同等の規格など、有機農業規格の認証を取得すること。 	A2
1.2.6.4 医療食品 (Medical Food) の製造	<ol style="list-style-type: none"> 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜き炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局（Food and Drug Administration: FDA）、またはその他同等の機関により医療食品を登録すること。 	A2
1.2.7 砂糖の製造	<ol style="list-style-type: none"> 奨励申請の前に、工場へのさとうきびの量の準備計画に関してさとうきび・砂糖委員会事務局の同意を得ること。 操業開始期限日までに、ISO 14000、またはその他同等の規格など、環境規格の認証を取得すること。 	A4

業種	条件	恩典
	3. 委員会が同意した機械の入れ替え・自動化システム導入、代替エネルギー使用または環境負荷軽減、およびインダストリー 4.0 への向上向けの産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry) の基準に基づき、機械への投資金額から計算することにより、法人所得税免除の恩典使用の上限額を設定する。 4. 新規投資および事業拡大の場合は、他の措置に基づき法人所得税の追加恩典を申請することが出来ないものとする。	
1.2.8 動物用飼料または飼料成分の製造		
1.2.8.1 ペット用療法食の製造	1. 操業開始期限日までに、特別管理動物用飼料のペットフード類のペット用療法食として、またはその他同等の規格で登録をすること。 2. 操業開始期限日までに、ISO 22000、または世界食品安全イニシアチブ (Global Food Safety Initiative: GFSI) が認証した規格など、食品安全管理システム規格の認証を取得すること。	A2
1.2.8.2 食品安全規格の認証を取得した動物用飼料または飼料成分の製造	操業開始期限日までに、ISO 22000、または世界食品安全イニシアチブ (Global Food Safety Initiative: GFSI) が認証した規格など、食品安全管理システム規格の認証を取得すること。	A3
1.2.8.3 国際規格の認証を取得した動物用飼料または飼料成分の製造	操業開始期限日までに、害分析重要管理点 (Hazard Analysis and Critical Control Points : HACCP)、適正製造規範 (Good Manufacturing Practice : GMP) など、国際規格の認証を取得すること。	A4
1.2.8.4 その他の場合の動物用飼料または飼料成分の製造		B
1.2.9 農産品、農業の副産物あるいは残り屑からの製品あるいはパッケージ、または農業の副産物、残り屑あるいは廃棄物からの原材料からの製品の製造		A3

業種	条件	恩典
1.2.10 農産品からの燃料または医療用アルコール (Pharmaceutical Grade) の製造、及び農産品のスクラップあるいは廃棄物からの燃料の製造		
1.2.10.1 農産品からの燃料または医療用アルコール (Pharmaceutical Grade) の製造		A2
1.2.10.2 農産品から発生したスクラップあるいは廃棄物からの燃料の製造	バイオマスの液体燃料化 (Biomass to Liquid: BTL)、廃水からの天然ガス、使用済植物油からのバイオディーゼルなど、農産品から発生したスクラップあるいは廃棄物からの燃料の製造であること。	A2
1.2.10.3 圧縮バイオマス固形燃料の製造		A3
1.2.11 天然エキス、天然エキスからの製品、またはハーブ製品の製造		
1.2.11.1 高度な抽出技術を使用した天然エキスの製造、または同プロジェクトの継続での高度な抽出技術を使用した天然エキスからの製品の製造	同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造は、法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従いハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) またはその他同等の機関に登録をすること。なお、操業開始期限日までに登録をすること。	A2
1.2.11.2 天然エキスの製造、または同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造	同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造は、法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従いハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) またはその他同等の機関に登録をすること。なお、操業開始期限日までに登録をすること。	A3

業種	条件	恩典
<p>1.3.2.2 システム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有するが、自社で機械・設備を製造しない現代農業の機械・設備および現代農業システムの製造またはサービス</p> <p>1.3.2.3 現代農業システムのサービス</p> <p>1.3.3 植物工場 (Plant Factory)</p>	<p>1. 状態探知及び追跡システム、関連資源（水・肥料・薬品）の使用制御システム、およびスマート温室システムなど、現代農業システムを製造すること。</p> <p>2. データ収集・変換・解析を含む、システム集積方式の、関連資源を管理する自社でシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有すること。なお、自社で行えない場合は、タイ国内の開発者委託の支出を操業予定日の前に1,000万バーツ以上有すること。またタイ国内の開発者委託の支出は法人所得税免除対象金額とする。</p> <p>3. 外部業者からの機械・設備の調達または外部業者への製造委託を行い、現代農業システムとして自社でシステム集積方式で組み立てること。</p> <p>4. 情報技術開発及び工学分野の人員給与費用が年間最低150万バーツ以上または投資金額（土地代、運転資金および乗り物コストを除く）が100万バーツ以上であること。</p> <p>委員会が同意した、状態探知及び追跡システム、（関連資源（水・肥料・薬品）の使用制御システム、およびスマート室システムなど、現代農業システムのサービスを提供すること。</p> <p>委員会が同意した、閉鎖的な空間で特別に設計された施設内にて植物を栽培し、物理的環境制御、ならびに生物的環境制御において栽培環境制御システムを設置すること。</p>	<p>A2</p> <p>A4</p> <p>A3</p>
<p>1.4 農業および食品産業の支援事業</p> <p>1.4.1 バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料およびバイオ除草剤・殺虫剤</p>	<p>1. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料は、農業局 (Department of Agriculture) に登録し、商用肥料製造許可証を取得すること。なお、操業開始期限日までに登録し、許可証を取得すること。</p>	<p>A3</p>

業種	条件	恩典
	2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、バイオ除草剤・殺虫剤は、農業局 (Department of Agriculture) に登録し、第2種危険物取扱届出受理書を取得すること。なお、操業開始期限日までに登録し、届出受理書を取得すること。	A3
1.4.2 乾燥植物およびサイロ		B
1.4.3 農産物および農産品の品質選別および保存		
1.4.3.1 高度技術を使用する農産物および農産品の品質選別および保存	果物の果肉検査センサー、高周波による殺虫処理、核磁気共鳴 (Nuclear Magnetic Resonance)、X線システムなどの高度技術を使用すること。	A2
1.4.3.2 近代技術を使用する農産物および農産品の品質選別および保存	1. 種子用色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、種子コーティング、ガス置換包装 (Modified Atmosphere Packaging: MAP)、雰囲気制御包装 (Controlled Atmosphere Packaging: CAP)、低温貯蔵 (Cold Storage)、冷凍 (Freezing) などの近代技術を使用すること。 2. 米の品質選別を奨励対象外とする。	A3
1.4.3.3 近代技術を使用する米の品質選別および保存		B
1.4.4 冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸		
1.4.4.1 自然冷媒 (Natural Refrigerants) を使用する場合の冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸	システム内の冷媒使用量の49%以下の割合でアンモニアの使用を許可し、自然冷媒を使用すること。	A4

業種	条件	恩典
1.4.4.2 他の場合の冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸	自然冷媒ではない冷媒を使用する場合。環境負荷の少ない冷媒であること。尚、地球温暖化係数(GWP)などの関連指標で審査する。	B
1.4.5 農産物取引センター	<ol style="list-style-type: none"> 土地面積は 50 ライ以上であること。 全面積の 60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供すること。 	A3
1.4.6 デジタル農産物ショッピングセンター	<ol style="list-style-type: none"> 登録資本金の 51%以上をタイ国籍者が保有すること。 農家や事業者へのサービス提供のためのプラットフォームおよび農産物品監視・品質管理システムを有すること。また、プロジェクトで使用されるソフトウェア またはプラットフォームを開発するためにタイ国内での開発プロセスまたはタイ国内における外注を行わなければならない。 B2B（企業間取引）形態でのみ農産物を販売すること。 トレーサビリティ（Traceability）システムまたは委員会が同意したその他同等のトレーサビリティシステムを有し、および品質試験のための実験室などの品質検査プロセスを有すること。 	A3
バイオテクノロジー産業		
1.5 バイオテクノロジーによる製品の製造 1.5.1 バイオプラスチックまたはバイオプラスチック (Bioplastics) からの製品の製造 1.5.1.1 バイオプラスチックの製造または同一プロジェクトで成形したバイオプラスチック製品の製造	操業開始期限日までに、TIS 2734（タイ工業規格）、ISO 16620、またはその他同等の国際規格など、バイオプラスチック規格の認証を取得すること。	A2

業種	条件	恩典
1.5.1.2 バイオプラスチック製品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 操業開始期限日までに、TIS 2734（タイ工業規格）、ISO 16620、またはその他同等の国際規格など、バイオプラスチック規格の認証を取得すること。 2. バイオプラスチックを使用した成形工程を有すること。 	A3
1.5.2 生物化学製品の製造 (Biochemicals)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農産物、農産加工物、バイオマス原料、農産加工物の廃棄物または副産物からの材料を重量の51%以上使用すること。 2. 混合や稀釈工程のみを有するプロジェクトは奨励しない。 3. 操業開始期限日までに、OECD 化学物質試験ガイドライン、試験番号 301: 易生分解性 (OECD Guidelines for the Testing of Chemical, Test No.301: Ready Biodegradability) など、国際規格に沿った生分解性 (Readily Biodegradability) の試験または認定を取得すること。 	A2
1.5.3 バイオテクノロジー (Biotechnology) 1.5.3.1 バイオテクノロジーを使用した植物、動物、微生物の育種 1.5.3.2 バイオテクノロジーを使用した薬品の製造 1.5.3.3 バイオテクノロジーを使用した医療、農業、食品、環境の診断キットの製造 1.5.3.4 製造に微生物、植物、動物の細胞を使用した分子生物学、生物学的活性物質の製造		A1 A1 A1 A1

業種	条件	恩典
1.5.3.5 バイオ製品の製造のための、研究開発、実験、品質検査・管理に用いられる原材料および / または必要資材の製造		A1
1.6 バイオテクノロジー (Biotechnology) 開発	<ol style="list-style-type: none"> 委員会が同意した、製造工程またはサービス提供の基盤となる重点技術開発工程を有すること。 委員会が定めた教育機関又は研究機関との協力形態で技術移転をすること。(例：技術研究コンソーシアム) 	A1+ (上限無しで10年間法人所得税を免除する)

2類 医療機器産業

業種	条件	恩典
医療機器産業		
2.1 医療用品の製造		
2.1.1 不織布 (Non-Woven Fabric) の製造、または不織布 (Non-Woven Fabric) から衛生製品 (Hygienic Products) の製造		
2.1.1.1 不織布 (Non-Woven Fabric) の製造		A3
2.1.1.2 不織布 (Non-Woven Fabric) から衛生製品 (Hygienic Products) の製造		A4
2.1.2 医療用器具・機器の製造		
2.1.2.1 ハイリスクまたはハイテク医療用機器である医療用器具・機器の製造		A2
2.1.2.2 その他の医療用器具・機器の製造	布や様々な繊維からの医療用器具・機器の製造を奨励対象外とする。	A3

業種	条件	恩典
2.1.2.3 布や様々な繊維からの医療用器具・機器の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガウン、ドレープ、帽子、マスク、ガーゼ、脱脂綿など布や様々な繊維からの医療用器具・機器を製造すること。 2. ガーゼや脱脂綿を製造する場合、原綿や綿糸から開始すること。 	A4
2.1.2.4 医療用器具・機器の部品の製造	操業開始期限日までに、ISO 13485、またはその他同等の医療用器具・機器規格の認証を取得すること。	A4
2.1.3 薬品の有効成分 (Active Pharmaceutical Ingredients) の製造	薬品の有効成分 (Active Pharmaceutical Ingredients: APIs) または薬品の原材料を生産すること。	A2
2.1.4 薬品の製造		
2.1.4.1 ターゲット医薬品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奨励申請日に保険省が発表したターゲット医薬品リストに含まれる薬品を製造すること。 2. 操業開始期限日までに、医薬品査察共同スキーム (PIC/S) に基づく適正製造規範 (Good Manufacturing Practice: GMP) 製造所基準の認定を取得すること。 	A2
2.1.4.2 現代医薬品の製造	操業開始期限日までに、医薬品査察共同スキーム (PIC/S) に基づく適正製造規範 (Good Manufacturing Practice : GMP) 製造所基準の認定を取得すること。	A3
2.2 医療サービスおよび公衆衛生のサービス		
2.2.1 医療施設		
2.2.1.1 専門医療センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不足分野、即ち、心臓関連 (冠状動脈疾患、心臓手術、心不全)、癌疾患 (化学療法、放射線療法)、腎臓疾患 (人工透析センター)、理学療法、および精神科の専門医療センターとする。 2. 人材採用の適切な計画を持つこと。 3. 委員会が同意した道具と器材を所有すること。 4. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、病院運営ライセンスを取得すること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。 5. 資格基準規則または保健省のその他の関連基準を満たさなければならない。 6. サービスの展開、および市民のアクセスを考慮しなければならない。 	A2

業種	条件	恩典
2.2.1.2 高齢者向け医療施設	<p>7. プロジェクトに直接関係のない他のサービスを受ける患者または人々に医療機器または器具を使用することを許可する。ただし、その収入は、法人所得税恩典付与の対象となるプロジェクトの収入として計算されない。</p> <p>1. 人材採用の適切な計画を持つこと。</p> <p>2. 委員会が同意したサービスを提供するための道具と器材を所有すること。</p> <p>3. 31 床以上の入院患者収容能力を有すること。</p> <p>4. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、専門医療施設または高齢者向け医療施設における病院運営ライセンスを取得していること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。</p> <p>5. 資格基準規則または厚生省のその他の関連基準を満たさなければならない。</p> <p>6. 委員会が同意した、操業開始日までに高齢者向け医療施設のためのサービスユニットおよびサービス支援システムを有すること。</p> <p>7. サービスを受ける 60 才以下の人に医療機器または器具を使用することを許可する。ただし、その収入は、法人所得税恩典付与の対象となるプロジェクトの収入として計算されない。</p>	<p style="background-color: #f9c996;">A3</p>
2.2.1.3 タイ伝統医療または応用タイ伝統医療センター	<p>1. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、病院運営ライセンスを取得していること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。</p> <p>2. 資格基準規則または厚生省のその他の関連基準を満たさなければならない。</p>	A3
2.2.1.4 病院	<p>1. 31 床以上の入院患者収容能力を有すること。</p> <p>2. 委員会が承認したサービスを提供するための道具と器材を所有すること。</p> <p>3. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、病院運営ライセンスを取得していること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。</p> <p>4. 資格基準規則または厚生省のその他の関連基準を満たさなければならない。</p>	A4

業種	条件	恩典
<p>2.2.2 公衆衛生のサービス</p> <p>2.2.2.1 高齢者または要介護者向け介護施設</p> <p>2.2.2.2 健康回復センター</p>	<p>1. タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有すること。</p> <p>2. 保健事業施設法に基づく高齢者または要介護者向け介護事業であること。</p> <p>3. 31床以上の入院患者収容能力を有すること。</p> <p>4. 高齢者または要介護者に対し宿泊型の介護支援サービスを提供し、高齢者または要介護者の健康を管理・促進及び回復するための活動業務を有すること。</p> <p>5. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、保健施設運営ライセンスを取得していること。 なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。</p> <p>1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が30万バーツ以上であること。</p> <p>2. 回復およびリハビリテーションに医療技術を使用すること。ただし、薬物中毒者の回復は含まない。</p> <p>3. 継続的な健康回復プログラムを設けること。そして、サービスを受ける人のための宿泊施設を設けること。</p>	<p>A4</p> <p>B</p>
<p>2.3 臨床研究事業 (Clinical Research)</p> <p>2.3.1 医薬品開発業務受託機関 (Contract Research Organization)</p>	<p>1. 以下の臨床研究における支援及び受託の計画を有すること。</p> <p>1.1 臨床研究の管理業務</p> <p>1.2 臨床研究の監督業務例として</p> <ul style="list-style-type: none"> - 検体採取及び検体処理保管室の管理 - 臨床研究のための製品の管理 - 臨床研究に使用される資料または情報の保管のための管理 - 臨床研究から発生する廃棄物の管理 - 臨床研究における医療記録の管理 - 臨床研究に参加するボランティアの管理 - 外来患者と入院患者診察室、検査室など臨床研究に使用するための施設の手配または提供 	<p>A1</p>

業種	条件	恩典
<p>2.3.2 臨床研究センター (Clinical Research Center)</p>	<p>2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、臨床開発モニター（Clinical Research Associate-CRA）等臨床研究に関する職務にタイ国籍人員を雇用し、医薬品規制調和国際会議（International Conference on Harmonization）が定める医薬品の臨床試験の実施の基準（Good Clinical Practice-GCP）通称 ICH GCP の研修、またはそれと同等の基準に基づいた研修を経ること。また、操業開始期限までに行うこと。</p> <p>3. 臨床研究管理を務めるタイ国籍人員給与費用は年間最低 150 万バーツ以上で、新規雇用であること。ただし、タイ国籍人員の給与費用は奨励申請プロジェクトのみが対象となり、委員会が定める基準に基づいて算出されること。</p> <p>4. 委員会が同意した国内の研究機関または公衆衛生機関または教育機関と協力すること。</p> <p>1. 以下の臨床研究における支援及び受託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> - 動物実験を用いた製品安全性評価のための前臨床研究（Preclinical Research） - ヒトを対象とした製品安全性評価のための臨床研究（Clinical Research） - 生物学的利用性および生物学的同等性の試験（Bioavailability and Bioequivalence Studies） <p>2. ヒトを対象とした臨床研究に際し、以下のフェーズのうち少なくともいずれか一つを実行すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨床研究第一相（Phase I：Safety and Dosage）ボランティアに対する安全性を調べる。 - 臨床研究第二相（Phase II：Efficacy and Side Effects）有効性と副作用について調べる。 - 臨床研究第三相（Phase III：Efficacy and Monitoring of Adverse Reaction）有効性の評価と副作用の監視を行う。 	<p>A1</p>

業種	条件	恩典
	<ul style="list-style-type: none"> - 臨床研究第四相（Phase IV：Post-marketing Surveillance）長期にわたる結果の追跡調査を行う。 3. 研究者、研究センターの基本的なインフラ設備、ボランティアの保護に関する情報など関連する詳細を提出すること。 4. 臨床研究に使用する診察室、薬品保管室、医療機器など臨床研究業務に役立つ設備 (Facilities) を所持している、または、手配すること。 5. 委員会の同意に基づき、既存の医療機器または器具を被奨励プロジェクトで使用することを許可する。 6. 研究の実施に際し、医薬品の臨床試験の実施の基準（Good Clinical Practice: GCP）、またはそれ同等の基準に従うこと。 7. 臨床研究に関する職務を務めるタイ国籍人員給与費用は年間最低 150 万バーツ以上であり、新規雇用であること。または、投資金額（土地代、運転資金及び乗り物コストを除く）が 100 万バーツ以上であること。ただし、タイ国籍人員の給与費用及び／または投資金額は被奨励プロジェクトのみが対象となり、委員会が定める基準に基づいて算出されること。 8. 法人所得税免除の恩典を使用する前に投資奨励を受けるプロジェクトは臨床研究に関する職務にタイ国籍人員を雇用しており、医薬品規制調和国际会議（International Conference on Harmonization）が定める医薬品の臨床試験の実施の基準（Good Clinical Practice：GCP）の研修、またはそれに同等の基準に基づいた研修を経た当該人材であること。また、倫理委員会 (Ethics Committee: EC) または動物実験委員会 (Institutional Animal Care and Use Committee: IACUC) から承認を得ること。なお、操業開始期限日までに承認を得ること。 9. 委員会が同意した国内の研究機関または公衆衛生サービス機関または教育機関と協力すること。 	



2

先進製造業

投資促進部第2部

52 機械および自動車産業

ページ

- 3.1 機械、その機器および部品の製造、並びに機械またはその機器の修理
- 3.2 科学機器の製造
- 3.3 医療器具・機器の範疇に入らないレンズの製造

54 自動車産業

ページ

- 3.4 エンジン、機器および部品の製造
- 3.5 自動車部品の製造
- 3.6 一般自動車の製造
- 3.7 オートバイの製造(総排気量が248cc. 未満のものを除く)
- 3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV)、Hybrid Electric Vehicle (HEV)の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム(BEV Platform)の製造
- 3.9 バッテリー型電気バイクの製造
- 3.10 バッテリー型電気三輪車の製造およびバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォーム
- 3.11 バッテリー型電気バス・電気トラックおよびバッテリー型電気バス・電気トラック専用のプラットフォームの製造
- 3.12 電動自転車(ELECTRIC BICYCLE いわゆる E-BIKE)の製造
- 3.13 燃料電池電気自動車(Fuel Cell Electric Vehicles : FCEV)および燃料電池システム(Fuel Cell System)用の備品の製造

- 3.14 燃料電池(Fuel Cell)およびその部品の製造
- 3.15 造船または船舶の修理
- 3.16 列車、鉄道(レール)システム用の機器または部品の製造および/あるいは修理
- 3.17 電気自動車用の充電スタンドサービス(Charging Station)およびバッテリー交換ステーション(Battery Swapping Station)

72 航空機および宇宙産業

ページ

- 3.18 航空機および宇宙関連機器

74 国防産業

ページ

- 3.19 国防用乗物および兵器システム、並びにその部品の製造および/または修理
- 3.20 国防用無人システム(Unmanned System)並びにその部品の製造および/または修理
- 3.21 国防用兵器、および訓練器材、またはその部品の製造および/または修理
- 3.22 戦闘支援器材の製造および/または修理

78 電気・電子機器産業

ページ

- 4.1 電子設計
- 4.2 電子製品、その備品および部品の製造
- 4.3 電気製品、その備品および部品の製造

投資奨励対象業種は以下の QRコードを読み取り、確認 することが出来る。



先進製造業

投資促進第 2 部

3 類 機械および自動車産業

業種	条件	恩典
機械またはオートメーション産業		
3.1 機械、その備品および部品の製造、並びに自社製造の機械またはその備品の修理		
3.1.1 エンジニアリングデザイン工程を有する自動化機械および / または装置 (Automation) の製造		
3.1.1.1 エンジニアリングデザイン、自動化システムの開発・設計工程 (Automation System Integration)、および機械操作の自動制御システム設計工程を有する自動化機械および / または装置 (Automation) の製造	<ol style="list-style-type: none"> 少なくとも 2 つの機能を自動的かつ継続的に共同で作動させる機能を持つシステムまたは機械でなければならない。 次の工程を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> 自動化システムの開発・設計 (Automation System Integration) 機械操作の自動制御システム設計 機械、その備品および部品のエンジニアリングデザイン 	A1
3.1.1.2 エンジニアリングデザイン、および機械操作の自動制御システム設計工程を有する自動化機械および / または装置 (Automation) の製造	<p>次の工程を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 機械操作の自動制御システム設計 機械、その備品および部品のエンジニアリングデザイン 	A2
3.1.2 機械、その備品、部品の製造および / または金型の修理	製造した機械の主な目的に従って作動するために使用される部品成型および / またはエンジニアリングデザイン工程を有すること。	A3
3.1.3 機械組み立ておよび / またはその備品の組み立て	委員会が同意した組み立て工程を有すること。	A4

業種	条件	恩典
3.1.4 ロボットまたは自動化装置、および / またはその部品の組み立て	委員会が同意した組み立て工程を有すること。	A3
3.1.5 高精度な機械、その備品および部品の製造、並びにその機械の修理		
3.1.5.1 高精度な機械の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会が同意した部品成型および / または組み立て工程を有すること。 2. 以下のいずれかの資格を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 集積回路 (Integrated Circuit : IC)、半導体 (Semiconductor) 、微小電気機械システム (Microelectromechanical Systems: MEMS) の製造工程で使用される機械など微細加工技術 (Microfabrication Technology) を使用する電子製品の製造工程に使用される機械でなければならない。 2.2 プロジェクトで製造される自作機械は、国際公差等級 (IT) に準拠し、かつ IT5 を超えないよう、作品を製造する際に公差を設定できること。 	A2
3.1.5.2 高精度な機械用の備品および部品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会が同意した部品成型および / または組み立て工程を有すること。 2. 以下のいずれかの資格を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 業種 3.1.5.1 の機械の主な目的に従って作動するために使用される備品または部品でなければならない。 2.2 プロジェクトで製造される主要機械は、国際公差等級 (IT) に準拠し、かつ IT5 を超えない作品を製造できること。 	A2
3.1.5.3 高精度な機械の修理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高精度な機械の機能のために直接使用される主要部品の修理を有すること。 2. 機械修理人員の給与費用は年間最低 150 万パーツ以上かつ新規雇用、または投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 100 万パーツ以上であること。 	A3 (法人所得税免除金額に上限なし)

業種	条件	恩典
3.2 科学機器の製造 3.2.1 高度技術を使用する科学機器の製造 3.2.2 その他科学機器の製造 3.3 医療器具・機器に該当しないレンズの製造 3.3.1 同プロジェクト内にガラス溶解に続く成形工程を有するレンズの製造 3.3.2 レンズの製造（例：カメラレンズなど） 3.3.3 サングラスレンズ、美容用コンタクトレンズ（Cosmetic Lenses）、眼鏡フレームおよびその部品	科学機器は、パラメータ値を測定し、データ処理をして、その結果を自動表示することができるか、またはパラメータ値の自動測定・制御ができること。 医療機器関連法律上で医療機器に該当しないレンズであること。 医療機器関連法律上で医療機器に該当しないレンズであること。またサングラスレンズ、美容用コンタクトレンズ（Cosmetic Lenses）、眼鏡フレームおよびその部品でないものとする。	A2 A3 A3 A4 B
自動車産業		
3.4 エンジン、その備品および部品の製造 3.4.1 自動車用エンジンの製造 3.4.2 オートバイ用エンジンの製造 3.4.2.1 総排気量が248cc以上のオートバイ用エンジンの製造	1. 下記の5部品中4部品以上を成形加工すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド 2. エンジン組立事業 1. 総排気量が248cc以上500cc未満のオートバイ用エンジンの製造は、内製または委託製造を問わずタイ国内で下記の6部品中、4部品以上を成形加工すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト及び、コネクティングロッド	A3 A4 A3

業種	条件	恩典
	2. 総排気量が 500cc 以上のオートバイ用エンジンの製造は、内製または委託製造を問わずタイ国内で下記の 6 部品中、2 部品以上を成形加工すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト及び、コネクティングロッド	A3
3.4.2.2 総排気量が 248cc 以下のオートバイ用エンジンの製造	3. エンジン組立事業 1. シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト及び、コネクティングロッドを成形加工すること。	A4 A3
3.4.3 機械用エンジンの製造	2. エンジン組立事業 1. 下記の 6 部品中 2 部品以上を成形加工すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド	A4 A3
3.4.4 ユニバーサルエンジンまたはその備品の製造	2. エンジン組立事業 1. シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト及び、コネクティングロッドを成形加工すること。	A4 A3
3.4.5 エンジンシステムの備品または部品 (Engine System Parts) の製造	2. エンジン組立事業	A4
3.4.5.1 クランクシャフトの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3.4.5.2 カムシャフトの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3.4.5.3 ギアの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3.4.5.4 ターボチャージャーの製造	1. 委員会が同意した部品成形工程を有する場合	A3
	2. ターボチャージャーの組み立ての場合	A4

業種	条件	恩典
3.4.5.5 ターボチャージャー 部品の製造：ター ビンプレード、ター ビンハウジング、お よびベアリングハウ ジング	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.6 シリンダーヘッドの 製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.7 シリンダーブロック およびクランクケー スの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.8 コネクティングロッ ドの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.9 バルブの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.10 ピストンの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.11 スターターモーター または部品の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.12 オルタネーターまた は部品の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.13 ロッカーアームの製 造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.14 ウェイスタクチュ エータの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5 乗り物部品の製造		
3.5.1 高度技術を使用する乗り物部 品の製造		A2
3.5.1.1 触媒コンバーターの 担体 (Substrate) の製造		A2
3.5.1.2 電子燃料噴射シス テムの製造		A2
3.5.1.3 トランスミッション の製造		A2
3.5.1.4 電子制御ユニット (ECU) の製造		A2

業種	条件	恩典
3.5.2 安全部品 (Safety Parts) の製造		
3.5.2.1 アンチロックブレーキ ABS) または電子制御ブレーキ (EBD) のシステムまたは装置の製造		A2
3.5.2.2 エアバッグ / 安全ベルトの製造		A4
3.5.2.3 エアバッグインフレーター、ガス発生器、ガス発生剤の製造		A3
3.5.2.4 エアバッグ部品の製造：イニシエータ、クーラントフィルター、およびイグナイター		A4
3.5.2.5 安全ベルト部品の製造：インターロック、リトラクター、およびバックル		A4
3.5.3 乗り物向けの各システムの制御または効率化のための電子機器の製造		
3.5.3.1 電子安定性制御 (ESC) の製造		A2
3.5.3.2 回生ブレーキシステムの製造		A2
3.5.3.3 アイドリングストップシステムの製造		A2
3.5.3.4 自動緊急ブレーキシステム (Autonomous Emergency Braking System) の製造		A2

業種	条件	恩典
3.5.3.5 乗り物向けの他の電子機器の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A2
3.5.4 電気自動車用備品の製造		
3.5.4.1 バッテリーの製造	1. セル（Cell）製造工程を有する場合、国内で製造されていない部品または原材料を対象とし5年間にわたり90%の割合で、第30条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より1年毎に認可する。	A1
	2. モジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する場合、国内で製造されていない部品または原材料を対象とし5年間にわたり90%の割合で、第30条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より1年毎に認可する。	A2
	3. モジュールを導入しバッテリーパックを製造する場合	A3
3.5.4.2 トラクションモーターの製造		A2
3.5.4.3 電気式空調システムの製造：コンプレッサー		A2
3.5.4.4 バッテリーマネージメントシステム（BMS）の製造		A2
3.5.4.5 運転制御システムの製造		A2
3.5.4.6 車載充電器の製造		A2
3.5.4.7 充電ケーブル、コンセント、コネクターの製造		A2
3.5.4.8 DC/DC コンバータの製造		A2
3.5.4.9 インバーターの製造		A2

業種	条件	恩典
3.5.4.10 電気自動車用移動式充電器の製造		A2
3.5.4.11 電気式遮断器の製造		A2
3.5.4.12 EV スマート充電システムの開発		A2
3.5.4.13 電気バス用のフロントビーム・バックビームの製造		A2
3.5.4.14 高電圧ハーネス (High Voltage Harness) の製造		A2
3.5.4.15 減速ギア (Reduction Gear) の製造		A2
3.5.4.16 バッテリー冷却システム (Battery Cooling System) の製造		A2
3.5.4.17 回生ブレーキシステム (Regenerative Braking System) の製造		A2
3.5.5 乗り物のゴムタイヤの製造		A2
3.5.6 燃料システム部品 (Fuel System Parts) の製造		
3.5.6.1 燃料ポンプの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3.5.6.2 噴射ポンプの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3.5.6.3 インジェクタの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3.5.6.4 燃料パイプ / チューブの製造		A4
3.5.7 トランスミッションシステム部品 (Transmission System Parts) の製造	1. 委員会が同意した部品成形工程を有する場合	A3
	2. 委員会が同意した組み立て工程を有する場合	A4

業種		条件	恩典
3.5.8	ブレーキシステムおよびその部品 (Brake System & Parts) の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.9	サスペンションシステム部品 (Suspension System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.10	ステアリングシステム部品 (Steering System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.11	冷却装置部品 (Cooling System Parts) の製造		
3.5.11.1	ウォータポンプの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.11.2	ラジエーターやエアクーラーなどの熱交換 (Heat Exchanger) の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.12	排気装置部品 (Exhaust System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.13	空調システム部品 (Air Conditioning System Parts) の製造		A4
3.5.13.1	エアコンプレッサーの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.13.2	コンデンサー / コンデンサーコイルの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.13.3	エバポレーター / 冷却コイルの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.14	高張力鋼車体部品の製造	引張強度 (Ultimate Tensile Strength: UTS) が 700 メガパスカル (MPa) 以上の鉄鋼を使用すること。	A4
3.5.15	乗り物用ローラーベアリングの製造	1. 委員会が同意した部品成形工程を有する場合 2. ローラーベアリングの組み立て工程を有する場合	A3

業種	条件	恩典
3.5.16 総排気量が248cc. 以上のもの用のオートバイフレームの製造（電動バイフレームおよび電動自転車フレーム） 3.5.17 その他の乗り物部品の製造（電動バイフレームおよび電動自転車フレーム）	1. 委員会が同意した最新の部品成形または溶接組立工程を有すること。 2. 電動自転車フレームの製造の場合、アルミニウム合金（Aluminum Alloy）、クロモリブデン合金鋼（Chromiummolybdenum Alloy Steel）、チタン合金（Titanium Alloy）、炭素繊維（Carbon Fiber）など軽量な素材を使用して製造すること。 1. 委員会が同意した部品成形工程を有する場合 2. その他の場合	A4 A4 B
3.6 一般自動車の製造		B
3.7 オートバイの製造（総排気量が248cc. 未満のものを除く）	1. 内製または外注化を問わず国内で以下のエンジン部品の成形工程を有すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、クランクケース、カムシャフト、コネクティングロッド 1.1 総排気量が248cc 以上 500cc 未満のオートバイを製造する場合、6 部品中、4 部品以上を成形加工すること。 1.2 総排気量が500cc 以上のオートバイを製造する場合、6 部品中、2 部品以上を成形加工すること。 2. 自社で行うかまたは他社に外注するかを問わず構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程を有すること。 3. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。 恩典 1. 条件 1-3 を全て満たす場合 2. 条件 2-3 を満たす場合	A3 B

業種	条件	恩典
<p>3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV)、Hybrid Electric Vehicle (HEV) の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも BEV 型電気自動車および / またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造プロジェクト、および自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1 年目から 3 年目までの電気自動車および / またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造計画、その他の部品の製造または調達計画、充電ステーションまたはバッテリー交換ステーション開発計画 (バッテリー式電気自動車の製造のみ)、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51% 以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー (Local Supplier) に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。 2. タイ国内販売の電気自動車の場合は、以下の基準および規則に従うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 UN R100 規則に基づく送電システムの安全基準 2.2 少なくとも ABS システムおよび ESC システム (UN R13H W/ ABS&ESC) を有するアクティブセーフティー (Active Safety) の安全基準 2.3 前面衝突および側面衝突による事故発生時の乗員保護基準 (UN R94 & UN R95) 2.4 EURO 5 レベル以上の排出ガス規制 (UNR83) (HEV および PHEV 電気自動車のみ) 2.5 タイ工業規格事務局、陸上輸送局等の関連機関に基づき定めるその他の基準および規則 <p>尚、バッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の場合は、前面衝突および側面衝突による事故発生時の乗員保護基準 (UN R94 & UN R95) 等に関係のない製品基準の条件を免除する。</p>	

業種	条件	恩典
	<p>3. プラットフォームには蓄電システム (Energy Storage System)、充電モジュール (Charging Module)、フロント/リアアクスルモジュール (Front & Rear Axle Module) を有すること。</p> <p>4. 奨励証書発給日より3年以内にモジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する段階からバッテリーを製造することで、認可された全種類の電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造を開始すること。</p> <p>5. 電気自動車製造開始日より3年以内に、トラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム (BMS) および運転制御システムの三つの中で少なくとも一つ以上の主要部品を追加で製造すること。</p> <p>6. HEV および PHEV 自動車の場合は、電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造開始日より3年以内に更に業種 3.5.4 電動の乗り物用備品の製造に基づく少なくとも2つ以上の部品を製造すること。</p> <p>7. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。</p> <p>8. BEV 自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造および、自社と部品メーカー (Suppliers) を含む重要部品 (バッテリー、トラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム (BMS) および運転制御システム等) の製造の総合プロジェクト (Package) の土地代および運転資金を除く投資規模が50億バーツ以上の場合には以下の恩典を付与する。</p> <p>- PHEV 自動車の製品向け</p>	A4

業種	条件	恩典
	<ul style="list-style-type: none"> - BEV 自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製品向け、および定められた基準に基づき競争力向上のために技術 およびイノベーションの研究開発および / または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。 <p>9. BEV 自動車および / またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造および、自社と部品メーカー (Suppliers) を含む重要部品 (バッテリー、トラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム (BMS) および運転制御システム等) の製造の総合プロジェクト (Package) の土地代および運転資金を除く投資規模が 50 億万パーツ未満の場合は以下の恩典を付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - PHEV 自動車の製品向け - BEV 自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製品向け <p>追加恩典</p> <p>9.1 電気自動車および / またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造開始日より 3 年以内に基本条件よりも BEV 自動車および / またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の重要部品 (バッテリーを除く) を追加製造する場合は法人所得税免除期間を 1 つにあたり 1 年間追加する。</p> <p>9.2 電気自動車および / またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造開始日より 3 年以内に BEV 自動車および / またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の年間の実際生産量 (Actual Production) が 1 万台を超える場合は法人所得税免除期間を 1 年間追加する。</p>	<p>A2</p> <p>A4</p> <p>A4</p>

業種	条件	恩典
	<p>9.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発および / または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能</p> <p>10. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。</p> <p>11. 国際標準省エネ自動車 (ECO-CAR) 事業の被 奨励者の場合は、プロジェクトの全種類の電気自動車生産量を国際標準省エネ自動車事業の実際生産量 (Actual Production) とする。尚、国内市場向けに製造される自動車は国際標準省エネ自動車事業で定められた環境条件を満たすこと。</p>	
3.9 バッテリー型電気バイクの製造	<p>1. バッテリー型電気バイクの製造プロジェクトと、自社または他のメーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1 年目から 3 年目までの電気バイク製造計画、その他の部品の製造または調達計画、充電ステーションまたはバッテリー交換ステーション開発計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー (Local Supplier) に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。</p> <p>2. 奨励証書発給日より 3 年以内にバッテリー型電気バイクと、バッテリーを製造すること。</p> <p>3. タイ国内販売のバッテリー型電気バイクの場合は、以下の基準および規則に従うこと。</p> <p>3.1 UN R136 規則に基づく送電システムの安全基準</p> <p>3.2 TISI 2720 または UN R75 規則に基づくタイヤ基準</p> <p>3.3 UN R78 規則に基づく ABS または CBS プレーキシステム基準</p> <p>3.4 タイ工業規格協会、陸上輸送局等の関連機関によって定められるその他の基準および規則</p> <p>4. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。</p>	A4

業種	条件	恩典
	<p>5. 追加恩典</p> <p>5.1 奨励証書発給日より3年以内にモジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する段階からバッテリーを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。</p> <p>5.2 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモーター、バッテリーマネジメントシステム（BMS）および運転制御システムのその他の重要部品を追加製造する場合は法人所得税免除期間を1部品あたり1年間追加する。</p> <p>5.3 技術およびイノベーションの研究開発および/または高度技術のトレーニングに対する競争力向上のための追加恩典に定められた基準に基づき追加恩典の申請が可能。</p> <p>6. 工業用地開発のための追加恩典は対象外とする。</p>	
<p>3.10 バッテリー型電気三輪車の製造およびバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォーム</p>	<p>1. バッテリー型電気三輪車および/またはバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォームの製造プロジェクト、並びに自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、充電ステーションまたはバッテリー交換ステーションへの関連計画（バッテリー式電気三輪車の製造のみ）、1年目から3年目までの電気三輪車および/またはバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォームの製造計画、その他の部品の製造または調達計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー（Local Supplier）に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画（Package）を提出すること。</p> <p>2. プラットフォームには蓄電システム（Energy Storage System）、充電モジュール（Charging Module）、フロント/リアアクスルモジュール（Front & Rear Axle Module）を有すること。</p>	<p>A4</p>

業種	条件	恩典
	<ol style="list-style-type: none"> 3. 奨励証書発給日より3年以内にバッテリー型電気三輪車および/またはバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォーム、並びにバッテリーを製造すること。 4. タイ国内販売のバッテリー型電気三輪車およびバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォームの場合は、以下の基準および規則に従うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 UN R136 規則に基づく送電システムの安全基準 4.2 タイ工業規格事務局、陸上輸送局等の関連機関に基づき定めるその他の基準および規則 5. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 6. 追加恩典 <ol style="list-style-type: none"> 6.1 奨励証書発給日より3年以内にモジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する段階からバッテリーを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。 6.2 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモータ、バッテリーマネジメントシステム（BMS）および運転制御システム等その他の重要部品を追加製造する場合は法人所得税免除期間を1つに当たり1年間追加する。 6.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発および/または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。 7. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。 	
3.11 バッテリー型電気バス・電気トラックおよびバッテリー型電気バス・電気トラック専用のプラットフォームの製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. バッテリー型電気バス・電気トラックおよび/またはバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォームの製造プロジェクト、並びに自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1年目から3年目までのバッテリー型電気バス・電気トラックおよび/ま 	A4

業種	条件	恩典
	<p>たはバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォームの製造計画、その他の部品の製造または調達計画、充電ステーションまたはバッテリー交換ステーションの開発計画（バッテリー型電気バス・電気トラックの製造のみ）、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー（Local Supplier）に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画（Package）を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. プラットフォームには蓄電システム（Energy Storage System）、充電モジュール（Charging Module）、フロント/リアアクスルモジュール（Front & Rear Axle Module）を有すること。 3. 奨励証書発給日より3年以内にバッテリー型電気バス・電気トラックおよび/またはバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォーム、並びにバッテリーを製造すること。 4. タイ国内販売のバッテリー型電気バス・電気トラックおよびバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォームの場合は、以下の基準および規則に従うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 UN R100 規則に基づく送電システムの安全基準 4.2 タイ工業規格事務局、陸上輸送局等の関連機関に基づき定めるその他の基準および規則 5. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 6. 追加恩典 <ol style="list-style-type: none"> 6.1 奨励証書発給日より3年以内にモジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する段階からバッテリーを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。 	

業種	条件	恩典
	<p>6.2 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム（BMS）および運転制御システム等その他の重要部品を追加製造する場合は法人所得税免除期間を1つに当たり1年間追加する。</p> <p>6.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発および/または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。</p> <p>7. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。</p>	
<p>3.12 電動自転車（ELECTRIC BICYCLE いわゆる E-BIKE）の製造</p>	<p>1. (1) 電動自転車の製造プロジェクト、(2) 自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、そして (3) 使用済みのバッテリーの処理計画を含めた総合計画(Package)を提出すること。</p> <p>2. 奨励証書発給日より3年以内に電動自転車およびバッテリーを製造すること。</p> <p>3. アルミニウム合金（Aluminium Alloy）、クロムモリブデン合金鋼（Chromium-Molybdenum Alloy Steel）、チタン合金（Titanium Alloy）、炭素繊維（Carbon Fiber）など軽量の素材からの電動自転車フレームを使用すること。</p> <p>4. 本プロジェクトで製造する電動自転車は、EN15194の標準または相当する規格に従うこと。</p> <p>5. 電動自転車に使用するバッテリーは環境にやさしい技術であること。</p> <p>6. 本プロジェクトで電気自転車とともに自転車を製造することが許されるが、自転車は法人所得税の免除恩典の対象外とする。</p> <p>7. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。</p> <p>8. 追加恩典</p> <p>8.1 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモータを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。</p>	A4

業種	条件	恩典
	<p>8.2 奨励証書発給日より3年以内に軽量な素材からの電動自転車フレームを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。</p> <p>8.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発に対して追加恩典の申請が可能。</p> <p>9. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。</p>	
<p>3.13 燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicles : FCEV) および燃料電池システム (Fuel Cell System) 用の備品の製造</p> <p>3.13.1 燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicles : FCEV) の製造</p> <p>3.13.2 燃料電池システム (Fuel Cell System) 用の備品の製造</p>	<p>燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicles : FCEV) の製造の場合、燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicles : FCEV) の製造プロジェクト、並びに自社または他社メーカーの燃料電池 (Fuel Cell) の製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1年目から3年目までの製造計画、その他の部品の製造または調達計画、水素燃料ステーション (Hydrogen Fueling Station) の開発計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー (Local Supplier) に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。</p>	<p>A2</p> <p>A2</p>
<p>3.14 燃料電池 (Fuel Cell) およびその部品の製造</p>		<p>A2</p>
<p>3.15 造船または船舶の修理</p> <p>3.15.1 500グロトン以上の造船または修理</p> <p>3.15.2 500グロトン未満の造船または修理 (エンジンや機器を搭載している金属船またはファイバー グラス船のみ)</p>	<p>操業開始期限日から2年以内ISO14000の認証を取得すること。</p> <p>操業開始期限日から2年以内ISO14000の認証を取得すること。</p>	<p>A2</p> <p>A2</p>

業種	条件	恩典
3.16 列車、鉄道（レール）システム用の備品 または部品の製造および／あるいは修理		
3.16.1 客車や貨車などの車両の製造		
3.16.1.1 エンジニアリングデザインを有する客車 や貨車などの車両 の製造	1. エンジニアリングデザインの工程を有すると。 2. 国際規格または関連政府機関の規定に従う こと。	A1
3.16.1.2 客車や貨車などの 車両の製造	国際規格または関連政府機関の規定に従うこと。	A2
3.16.2 列車、あるいは鉄道（レール） システム用の備品または部品 の修理		A3 (法人所得 税免除金 額に上限 なし)
3.16.3 鉄道（レール）システム用の 備品または部品の製造	1. 委員会が同意した組み立て工程を有すること。 2. 以下の通り鉄道（レール）システム用の備 品または部品を製造すること。 1) 主構造 2) 旅客車 3) 運転室および装置 4) ボギー 5) ブレーキシステム及び／あるいは主要部品 6) 車両の連結装置 7) 空調・排気システム及び／あるいは主 要部品 8) コンプレッサー・送風システム及び／あ るいは主要部品 9) ドアシステム及び／あるいは主要部品 10) 照明システム及び／あるいは主要部品 11) 通信および監視システム及び／あるいは 主要部品 12) 制御および信号システム及び／あるいは 主要部品 13) 電気および給電システム及び／あるいは 主要部品 14) レールまたはレールの部品	A2

業種	条件	恩典
<p>3.17 電気自動車用の充電スタンドサービス (Charging Station) およびバッテリー交換ステーション (Battery Swapping Station)</p> <p>3.17.1 充電スタンドサービス (Charging Station)</p> <p>3.17.2 バッテリー交換サービスステーション (Battery Swapping Station)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 器材および部品調達計画を提出すること。 2. 電気自動車スマートチャージングシステム (EV SMART CHARGING SYSTEM) 開発計画、または充電システムを、充電システムネットワーク管理のための統合型プラットフォームもしくは集中型プラットフォームに連携する計画を提出すること。 3. エネルギー省、首都圏配電公社 (MEA)、地方配電公社 (PEA)、工業省などの関連機関の基準および安全に関する法規制または規定に従うこと。 4. 以下のように恩典を付与する。 <ul style="list-style-type: none"> • 直流出力で充電を行う急速充電器 (QUICK CHARGE) が 25% 以上である 40 個以上の充電器を持つ場合 • その他の場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 機材および部品調達計画を提出すること。 2. 電気自動車スマートチャージングシステム (EV Smart Charging System) 開発計画、または充電システム、充電システムネットワーク管理のための統合型プラットフォームもしくは集中型プラットフォームに連携する計画を提出すること。 3. エネルギー省、首都圏配電公社 (MEA)、地方配電公社 (PEA)、工業省などの関連機関の基準および安全に関する法規制または規定に従うこと。 4. バッテリーに関しては、第 28 条に基づく恩典が付与されない。 	<p>A3</p> <p>A4</p> <p>A3</p>
<p>航空機または宇宙関連機器産業</p>		
<p>3.18 航空機または宇宙関連機器</p> <p>3.18.1 航空機、その備品または部品の製造または修理</p>		

業種	条件	恩典
3.18.1.1 航空機またはその部品の製造	機体、航空機の基幹部品、周辺機器、および/またはその他部品など航空機またはその部品を製造すること。	A1
3.18.1.2 航空機内用品または器具の製造	座席、救命胴衣、トロリー、または調理器具など航空機内用品または器具を製造すること。但し、消耗および再利用可能な用品または資材を除く。	A3
3.18.1.3 航空機またはその部品の修理	国内で製造されていない部品または原材料を対象とし5年間にわたり90%の割合で、第30条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より1年毎に認可する。	A2
3.18.1.4 航空機内用品、器具の修理	消耗および再利用可能な用品または資材の修理を奨励対象外とする。	A4
3.18.1.5 メンテナンスおよび地上支援用機材の製造 (Ground Support Equipment)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旅客輸送サービス用バス (Bus or Passenger Transport Vehicles)、空港手荷物トロリー (Airport Trolley)、ベルト (Aviation Belt)、および貨物パレット (Air Transport Aviation Freight Pallet) の製造を奨励対象外とする。 2. プロジェクトに部品の成形工程および/またはエンジニアリングデザインを有する場合 3. 委員会が同意した組み立て工程を有する場合 	A3 A4
3.18.2 宇宙関連のデザインおよび開発機器の製造、並びに宇宙関連サービス		
3.18.2.1 宇宙関連機器の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宇宙機、人工衛星、誘導ロケットおよび宇宙機の駆動システムなど、宇宙関連機器を製造すること。 2. 国内で製造されていない部品または原材料を対象とし5年間にわたり90%の割合で、第30条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より1年毎に認可する。 	A1

業種	条件	恩典
3.18.2.2 人工衛星またはあらゆる宇宙物体用機械部品 (Mechanical Parts) および／または電子部品 (Electronic Parts) の製造		A2
3.18.2.3 人工衛星および地上局に携わるシステムまたはソフトウェアのデザインおよび開発	衛星プラットフォーム用システムまたはソフトウェア、重量 (Payload) システム、検索システム、宇宙ゴミ (Space Debris) 防止システム、および宇宙航法システムなどのシステムまたはソフトウェアのデザインおよび開発であること。	A1
3.18.2.4 宇宙輸送サービス (Launching Services) または輸送制御システムの製造		A1
3.18.2.5 宇宙関連支援	人工衛星および宇宙物体の試験室および／または部品認証などの宇宙支援関連事業であること。	A2
国防産業		
3.19 国防用乗物および兵器システム、並びにその部品の製造および／または修理	<ol style="list-style-type: none"> 戦車、装甲車、戦闘車両、または戦闘支援車両の、国防用乗物および兵器システムを製造すること。 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 	A2
3.20 国防用無人システム (Unmanned System) 並びにその部品の製造および／または修理 3.20.1 無人地上システム (Unmanned Ground System : UGS) 並びにその部品の製造および／または修理	<ol style="list-style-type: none"> 無人陸上車両 (Unmanned Ground Vehicle:UGV)、軍事作戦用ロボット、および小型ロボットなど無人地上システム (Unmanned Ground System : UGS) を製造すること。 	A1

業種	条件	恩典
<p>3.20.2 無人海事システム (Unmanned Maritime System: UMS) 並びにその部品の製造および / または修理</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2. 機体、ロボットアーム、ロボットハンド、通信システム、カメラシステム、人工知能、電気系統、電池など無人システム (Unmanned System) の部品を製造すること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 4. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 無人水上艦 (Unmanned Surface Vehicle: USV)、および無人潜水艦 (Unmanned Underwater Vehicle: UUV) など無人海事システム (Unmanned Maritime System: UMS) を製造すること。 2. 機体、ロボットアーム、ロボットハンド、通信システム、カメラシステム、人工知能電気系統、電池など無人システム (Unmanned System) の部品を製造すること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 4. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 	A1
<p>3.20.3 無人航空システム (Unmanned Aircraft System: UAS) 並びにその部品の製造および / または修理</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 固定翼無人航空機 (Fixed Wing)、回転翼無人航空機 (Rotor)、およびハイブリッド無人航空機 (Fixed Wing/Rotor) など無人航空システム (Unmanned Aircraft System: UAS) を製造すること。 2. 機体、ロボットアーム、ロボットハンド、通信システム、カメラシステム、人工知能、電気系統、電池など無人システム (Unmanned System) の部品を製造すること。 	A1

業種	条件	恩典
	<ol style="list-style-type: none"> 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 4. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 	
<p>3.21 国防用兵器、および訓練器材、またはその部品の製造および / または修理</p> <p>3.21.1 兵器の製造および / または修理</p> <p>3.21.1.1 鉄砲およびその部品の製造および / または修理</p> <p>3.21.1.2 銃弾およびその部品の製造</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 2. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 3. 仏暦 2550 年 (2007 年) 民間兵器生産工場法に基づき許可されること。 4. タイ国籍者の持ち株が登録資本金の 51% 以上であること。ただし、タイ防衛技術研究所が設立したまたは共同で設立した企業の場合は、仏暦 2562 年 (2019 年) 国防技術法に基づき除外される。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 2. 仏暦 2550 年 (2007 年) 民間兵器生産工場法に基づき許可されること。 3. タイ国籍者の持ち株が登録資本金の 51% 以上であること。ただし、タイ防衛技術研究所が設立したまたは共同で設立した企業の場合は、仏暦 2562 年 (2019 年) 国防技術法に基づき除外される。 	<p>A2</p> <p>A2</p>

業種	条件	恩典
3.21.1.3 ロケット弾およびその部品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 制御システム、発射車両または飛翔体誘導システムを含むロケット弾を製造すること。 2. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 4. 仏暦 2550 年（2007 年）民間兵器生産工場法に基づき許可されること。 5. タイ国籍者の持ち株が登録資本金の 51% 以上であること。ただし、タイ防衛技術研究所が設立したまたは共同で設立した企業の場合は、仏暦 2562 年（2019 年）国防技術法に基づき除外される。 	A2
3.21.2 訓練シミュレータおよび仮想現実訓練システム、並びにその部品の製造および／または訓練シミュレーターまたは仮想現実訓練システムの修理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 戦用乗物の仮想現実訓練システム、兵器の仮想現実訓練システム、個人または分隊用火器射撃の練習場システム、および統合戦域レベル・シミュレーション（JTLS）など、訓練シミュレーターまたは仮想現実訓練システムであること。 2. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 4. 自社でのシステム設計またはソフトウェア開発を有すること。 	A1
3.22 戦闘支援器材の製造および／または修理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防弾チョッキ、防弾版または防弾シールドなど戦闘支援器材を製造すること。 2. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 	A2

業種	条件	恩典
	3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。	

4類 電子・電気機器産業

業種	条件	恩典
電子・電気機器産業		
4.1 電子設計例：マイクロエレクトロニクス、光エレクトロニクス、組み込みシ	<ol style="list-style-type: none"> 電子設計人員の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または投資金額（土地代、運転資金および乗り物コストを除く）が 100 万バーツ以上であること。 被奨励事業に直接関連する製品またはサービスの販売に対する法人所得税免除の恩典使用の申請書を提出する際に次のいずれか一つの証拠が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> 被奨励事業に直接関連する製品またはサービスの特許。 国立科学技術開発庁または各製品またはサービスの関連機関によって発行されたプロジェクトの電子設計であることを示す製品またはサービスの証明書 	A1
4.2 電子製品、その備品および部品の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A1+ (免除金額に上限なしで法人所得税を 13 年間免除する。)
4.2.1 ウエハーの製造		
4.2.2 半導体および集積回路の製造または試験		
4.2.2.1 大規模投資となる半導体および集積回路の製造または試験	1. 半導体および集積回路の部品の製造または試験を行うこと。(Wafer Grinding、Sawed Dice、Wafer Testing、IC Testing、IC Module など製造工程の間に発生するまたは製造工程を有する製品を含む)	A2

業種	条件	恩典
<p>4.2.2.2 半導体および集積回路の製造または試験</p>	<p>2. 集積回路 (Integrated Circuit) の製造および試験に使用される既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p> <p>3. 製造または試験に使用される機械投資（設置費および試運転費を含む）が15億パーツ以上であること。</p> <p>1. 半導体および集積回路の部品の製造または試験を行うこと。(Wafer Grinding、Sawed Dice、Wafer Testing、IC Testing、IC Module など製造工程の間に発生するまたは製造工程を有する製品を含む)</p> <p>2. 集積回路 (Integrated Circuit) の製造および試験に使用される既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p>	<p>A3</p>
<p>4.2.3 受動部品 (Electronic Passive Component) の製造例：抵抗器、コンデンサ、インダクタ</p> <p>4.2.3.1 大規模投資となる表面実装デバイス (Surface Mount Device) タイプの受動部品の製造</p> <p>4.2.3.2 表面実装デバイス (Surface Mount Device) タイプの受動部品の製造</p> <p>4.2.3.3 スルーホールデバイス (Through Hole Device) タイプの受動部品の製造</p> <p>4.2.4 回路基板および／またはその部品の製造</p>	<p>製造に使用される機械投資（設置費および試運転費を含む）が15億パーツ以上であること。</p>	<p>A2</p> <p>A3</p> <p>A4</p>

業種	条件	恩典
4.2.4.1 高密度相互接続 (High Density Interconnect) のプリント基板 (Printed Circuit Board) の製造	委員会が同意した機械投資および製造工程を有すること。	A2
4.2.4.2 大規模投資となるフレキシブルプリント基板、多層プリント基板またはその部品の製造	製造に使用される機械投資（設置費および試運転費を含む）が15億パーツ以上であること。	A2
4.2.4.3 フレキシブルプリント基板、多層プリント基板またはその部品の製造		A3
4.2.4.4 フレキシブルプリント基板またはその部品の製造		B
4.2.5 一般プリント回路板組立 (PCBA) または同一プロジェクトに PCBA の製造工程を有す製品の製造		A3
4.2.5.1 大規模投資となる一般プリント回路板組立 (PCBA) または同一プロジェクトに PCBA の製造工程を有す製品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。 製造に使用される機械投資（設置費および試運転費を含む）が5億パーツ以上であること。 	A3
4.2.5.2 ライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する一般プリント回路板組立 (PCBA) または同一プロジェクトに PCBA の製造工程を有す製品の製造	同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。	A4

業種	条件	恩典
4.2.5.3 一般プリント回路板組立 (PCBA) または同一プロジェクトに PCBA の製造工程を有す製品の製造		B
4.2.6 プリンテッド・エレクトロニクス (Printed Electronics) の製造		A2
4.2.6.1 1 種類以上の印刷用インクを使用するプリンテッド エレクトロニクスの製造		A4
4.2.6.2 1 種類の印刷用インクを使用するプリンテッド エレクトロニクスの製造		A4
4.2.7 データ保存・記憶装置の製造		A2
4.2.7.1 Solid State Drives の製造	<ol style="list-style-type: none"> 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。 	A2
4.2.7.2 先進技術 HDD および／またはその主要部品	<ol style="list-style-type: none"> HDD 製造はデータ面密度 (Areal Density) が平方インチ当たり 2,000 ギガバイト以上であること。 Top Cover または Base Plate または Peripheral の製造を奨励対象外とする。 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。 	A2
4.2.7.3 HDD および／またはその主要部品	<ol style="list-style-type: none"> HDD および／またはスピンドルモータ、サスペンション、ヘッドジンバルアセンブリ、ボイスコイルモーターなどの主要部品を製造すること。 Top Cover または Base Plate または Peripheral の製造を奨励対象外とする。 	A3

業種	条件	恩典
	3. 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	
4.2.7.4 HDD の他の部品の製造例：Top Cover、Base Plate、Pin、および Filter		A4
4.2.7.5 外付け HDD および USB フラッシュドライブなどの他の記憶装置の製造	同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。	A4
4.2.8 蓄電装置 (Energy Storage) の製造		
4.2.8.1 セル製造工程を有する場合の高密度蓄電池 (High Density Battery) の製造	<p>1. 以下の通りに委員会が同意した特性を持つ高密度蓄電池を製造すること。</p> <p>1) エネルギー密度 (Specific Energy Density) が 150 Wh/kg 以上であること。</p> <p>2) 充電回数 (Cycle) が 500 回以上であること。</p> <p>2. 国内で製造されていない部品または原材料を対象とし 5 年間にわたり 90% の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。</p>	A1
4.2.8.2 モジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する場合の高密度蓄電池 (High Density Battery) の製造	<p>1. 以下の通りに委員会が同意した特性を持つ高密度蓄電池を製造すること。</p> <p>1) エネルギー密度 (Specific Energy Density) が 150 Wh/kg 以上であること。</p> <p>2) 充電回数 (Cycle) が 500 回以上であること。</p> <p>2. 国内で製造されていない部品または原材料を対象とし 5 年間にわたり 90% の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。</p>	A2

業種	条件	恩典
4.2.8.3 モジュールを導入しバッテリーパックを製造する場合の高密度蓄電池 (High Density Battery) の製造	以下の通りに委員会が同意した特性を持つ高密度蓄電池を製造すること。 1) エネルギー密度 (Specific Energy Density) が 150 Wh/kg 以上であること。 2) 充電回数 (Cycle) が 500 回以上であること。	A3
4.2.8.4 スーパーキャパシタの製造	以下の通りに委員会が同意した特性を持つスーパーキャパシタを製造すること。 1) エネルギー密度 (Specific Energy Density) が 10,000 Wh/kg 以上であること。 2) 充電回数 (Cycle) が 10,000 回以上であること。	A2
4.2.8.5 その他の電池の製造	鉛蓄電池 (Lead-Acid Battery) の製造を奨励対象外とする。	B
4.2.9 フラットパネルディスプレイおよびその部品の製造		
4.2.9.1 フラットパネルディスプレイまたはその主要部品の製造	1. バックライトパネル、拡散板 (Diffuser)、LCD フィルム、電極 (Electrode)、偏光フィルム (Polarizing Film) などフラットパネルディスプレイまたはその主要部品を製造すること。 2. 委員会が同意した製造工程を有すること。	A3
4.2.9.2 その他のフラットパネルディスプレイの部品の製造		B
4.2.10 電磁製品 (Electro-Magnetic Product) およびその部品の製造		A4
4.2.11 周辺機器の部品および通信ケーブルの製造		
4.2.11.1 光ファイバー (Optical Fiber) の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A2
4.2.11.2 光ファイバー、光学デバイス、および電気光学デバイスの部品の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A3

業種	条件	恩典
4.2.11.3 同プロジェクト内に金属または電気伝導体の成形に続く成形工程を有するその他の周辺機器の部品および通信ケーブル製造		A4
4.2.11.4 その他の周辺機器の部品および通信ケーブル製造		B
4.2.12 ソーラーシステムの部品または備品の製造		
4.2.12.1 太陽電池および / または太陽電池原材料の製造	委員会が同意した製造工程とエネルギー収率を有すること。	A2
4.2.12.2 同一プロジェクトで製造する太陽電池からのソーラーパネルの製造	委員会が同意した製造工程とエネルギー収率を有すること。	A2
4.2.13 スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスの製造 (Smart Electrical Appliances and Smart Electronics)		
4.2.13.1 大規模投資となるスマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスの製造 (Smart Electrical Appliances and Smart Electronics)	<ol style="list-style-type: none"> 1. スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスは以下の性質を有しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 主要部品としてデータ検出・受信ができる電子部品を有する。 ● ワイヤレス通信システムを通じて他の装置もしくは機器、またはネットワークに接続することができる。 ● その装置もしくは機器の本体にオペレーティングシステムまたは処理システムが組み込まれる。 2. 電源プラグ、照明器具および電球の製造を奨励対象外とする。 3. 機械投資（設置費および試運転費を含む）が15億パーツ以上であること。 	A2

業種	条件	恩典
<p>4.2.13.2 スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスの製造 (Smart Electrical Appliances and Smart Electronics)</p>	<p>4. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。</p> <p>1. スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスは以下の性質を有しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 主要部品としてデータ検出・受信ができる電子部品を有する。 • ワイヤレス通信システムを通じて他の装置もしくは機器、またはネットワークに接続することができる。 • その装置もしくは機器の本体にオペレーティングシステムまたは処理システムが組み込まれる。 <p>2. 電源プラグ、照明器具および電球の製造を奨励対象外とする。</p> <p>3. 追加恩典 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有する場合、さらに1年間法人所得税を免除する。</p>	<p>A3</p>
<p>4.2.14 オーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) およびその部品の製造</p> <p>4.2.14.1 同一プロジェクトで製造する PCBA からのオーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) およびその部品の</p>	<p>同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。</p>	<p>A3</p>
<p>4.2.14.2 オーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) およびその部品の製造</p>		<p>A4</p>

業種	条件	恩典
4.2.15 事務用電子機器およびその部品の製造		
4.2.15.1 同一プロジェクトで製造するPCBAからの事務用電子機器およびその部品の製造	同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用するPCBA 組み立て工程を有すること。	A3
4.2.15.2 事務用電子機器およびその部品の製造		A4
4.2.16 通信機器およびワイヤレス通信システム (Telecom and Wireless) の製造		
4.2.16.1 光モジュール、光デバイス、電気光学モジュールまたは電気光学デバイスの製造	以下のいずれか一つの製造工程を有すること。 1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用するPCBA 組み立て工程 2. 光チップの溶接組立工程	A3
4.2.16.2 同一プロジェクトで製造するPCBAを使用するまたは部品の成形工程を有するオフィスおよび家庭用ネットワークデバイスの製造例：ルーター、アクセスポイント、ネットワークスイッチ、リピーター、エクステンダー、ゲートウェイ	以下のいずれか一つの製造工程を有すること。 1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用するPCBA 組み立て工程 2. 部品の成形工程	A3
4.2.16.3 オフィスおよび家庭用ネットワークデバイスの製造例：ルーター、アクセスポイント、ネットワークスイッチ、リピーター、エクステンダー、ゲートウェイ		A4

業種	条件	恩典
<p>4.2.17 電子測定機器およびその部品の製造</p> <p>4.2.17.1 同一プロジェクトで製造するPCBAを使用するまたは部品の成形工程を有する電子測定機器およびその部品の製造</p> <p>4.2.17.2 電子測定機器およびその部品の製造</p>	<p>以下のいずれか一つの製造工程を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用するPCBA 組み立て工程 2. 部品の成形工程 	<p>A3</p> <p>A4</p>
<p>4.2.18 電源、コンバーター、インバータまたは充電器の製造</p> <p>4.2.18.1 操作制御プログラムがある電源、コンバーター、インバータまたは充電器の製造</p> <p>4.2.18.2 操作制御プログラムを有する電源、コンバーター、インバータまたは充電器の製造</p>	<p>以下の製造工程を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プリント基板のパターン設計 (PCB Design) 2. 同一プロジェクトで操作制御プログラムをインストールすることは委員会が同意した製造工程を有すること。 	<p>A3</p> <p>A4</p>
<p>4.2.19 製造にマイクロテクノロジーを使用した製品の製造</p>	<p>以下の性質をいずれか一つ有しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 微小電気機械システム (Microelectromechanical Systems: MEMS)、マイクロエレクトロニクス、マイクロセンサーなどの微細加工技術 (Microfabrication Technology) を使用した製品であり、またはマイクロコイル、マイクロマグネット、マイクロコンポーネント、マイクロローター、マイクロセラミック、ブラシレスモーターなどの、製造にマイクロテクノロジーを使用した製品であること。 2. プロジェクトで製造される主要機械は、国際公差等級 (IT) に準拠し IT5 を超えないよう、作品の製造ができること。 	<p>A2</p>

業種	条件	恩典
4.2.20 その他電子製品およびその部品の製造		B
4.3 電気製品、その備品および部品の製造		A4
4.3.1 電気製品の製造 (Electrical Appliance)	1. エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機を製造すること。 2. エネルギー省の高効率規格（省エネラベル5番）または他の同等のエネルギー効率規格を得る商品であること。	A4
4.3.2 周辺機器の部品および電線の製造		A4
4.3.2.1 同プロジェクト内に金属または電気伝導体の成形に続く成形工程を有する周辺機器の部品および電線の製造		A4
4.3.2.2 その他の周辺機器の部品および電線の製造		B
4.3.3 変圧器の製造	コイル巻き上げ工程を有すること。	A4
4.3.4 遮断器の製造		A4
4.3.4.1 成形工程を有する遮断器の製造	成形工程を有すること。	A4
4.3.4.2 遮断器の製造		B
4.3.5 電気製品用コンプレッサーおよび／またはモーターの製造	プロジェクトにコイル巻き上げ工程またはステーターもしくはローターの製造工程を有すること。	A4
4.3.6 その他電気製品、電気機器、およびその部品の製造		B



3

基礎・裾野産業

投資促進部第3部

92 鉱業

ページ

5.1 対象の潜在的な鉱石の試掘、採鉱、選鉱、製錬、冶金

95 素材産業

ページ

5.2 原料の製造 例えば、アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアル、ガラス、セラミックス、耐火材あるいは断熱材、石膏、セメント

96 素材産業における重点技術開発

ページ

5.3 素材産業における重点技術開発

97 鉄鋼・金属産業

ページ

5.4 鉄鋼および金属の製造

100 化学・石油化学・プラスチック産業

ページ

- 6.1 化学品の製造
- 6.2 工業用化学品の製造
- 6.3 石油化学品
- 6.4 工業用プラスチック製品
- 6.5 パルプまたは紙の製造
- 6.6 パルプまたは紙からの製品の製造

106 公共施設

ページ

- 7.1 公共施設および基本サービス

107 工業用地の開発事業

ページ

- 7.2 工業用地の開発事業

投資奨励対象業種は以下の QRコードを読み取り、確認 することが出来る。



基礎産業および支援産業

投資促進部第 3 部

5 類 基礎金属、材料の産業

業種	条件	恩典
鉱業		
5.1 対象の潜在的な鉱石の試掘、採鉱、選鉱製錬、冶金 5.1.1 鉱物試掘 5.1.2 対象の潜在的な鉱石の採鉱、選鉱、製錬、冶金 5.1.2.1 対象の潜在的な鉱石の採鉱	投資奨励を申請する前に独占試掘許可証または特別許可証を取得すること。 1. 投資奨励を申請する前に、採掘許可証または採掘代行許可証を取得しなければならない。 2. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース (Rare Earth)、貴金属 (Precious Metal)、アルカリ金属 (Alkali Metal)、石英 (Quartz)、カリウム (Potash) などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。(建設業用工業石を除く) 3. 操業開始期限日より 2 年以内に、環境配慮型鉱業 (Green Mining) の認定証、または基礎産業鉱業局 (DPIM) からの社会的責任規格 (CSR-DPIM)、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。 4. 操業開始期限日より 2 年以内に、基礎産業鉱業局 (DPIM) からの Mining 4.0 の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を 1 年間取り消される。 5. 操業開始期限日より 2 年以内に、リアルタイムで環境影響の監視および報告システムを有すること。できない場合、法人所得税免除恩典を 1 年間取り消される。 6. 同法人が対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く選鉱を行う場合、基礎産業鉱業局 (DPIM) が認証した採掘許可証通りの採鉱で発生した費用を、法人所得税免除額に算入することを認める。	B A2

業種	条件	恩典
<p>5.1.2.2 同プロジェクト内で、対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く選鉱</p>	<p>7. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに3-5の条件を満たさなければならない。</p> <p>1. 投資奨励を申請する前に、採掘許可証または採掘代行許可証を取得しなければならない。</p> <p>2. 採掘許可証のエリア外での選鉱の場合、投資奨励を申請する前に、選鉱許可証を取得しなければならない。</p> <p>3. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース (Rare Earth)、貴金属 (Precious Metal)、アルカリ金属 (Alkali Metal)、石英 (Quartz)、カリウム (Potash) などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。(建設業用工業石を除く)</p> <p>4. 操業開始期限日より2年以内に、環境配慮型鉱業 (Green Mining) の認定証、または基礎産業鉱業局 (DPIM) からの社会的責任規格 (CSR-DPIM)、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。</p> <p>5. 操業開始期限日より2年以内に、基礎産業鉱業局 (DPIM) からの Mining 4.0 の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。</p> <p>6. 操業開始期限日より2年以内に、リアルタイムで環境影響の監視および報告システムを有すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。</p> <p>7. 同法人が対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く選鉱を行う場合、基礎産業鉱業局 (DPIM) が認証した採掘許可証通りの採鉱で発生した費用を、法人所得税免除額に算入することを認める。</p> <p>8. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに4-6の条件を満たさなければならない。</p>	<p>A2</p>

業種	条件	恩典
<p>5.1.2.3 同プロジェクト内で、対象の潜在的な鉱石の採鉱および選鉱に続く製錬および／または冶金</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資奨励を申請する前に、採掘許可証または採掘代行許可証を取得しなければならない。 2. 採掘許可証のエリア外での製錬および／または冶金の場合、投資奨励を申請する前に、製錬および／または冶金許可証を取得しなければならない。 3. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース (Rare Earth)、貴金属 (Precious Metal)、アルカリ金属 (Alkali Metal)、石英 (Quartz)、カリウム (Potash) などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。(建設業用工業石を除く) 4. 操業開始期限日より2年以内に、環境配慮型鉱業 (Green Mining) の認定証、または基礎産業鉱業局 (DPIM) からの社会的責任規格 (CSR-DPIM)、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。 5. 操業開始期限日より2年以内に、基礎産業鉱業局 (DPIM) からの Mining 4.0 の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 6. 操業開始期限日より2年以内に、リアルタイムで環境影響の監視および報告システムを有すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 7. 同法人が対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く鉱業を行う場合、基礎産業鉱業局 (DPIM) が認証した採掘許可証通りの採鉱で発生した費用を、法人所得税免除額に算入することを認める。 8. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに4-6の条件を満たさなければならない。 	A2
<p>5.1.2.4 対象の潜在的な鉱石の選鉱、製錬、または冶金</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資奨励を申請する前に、製錬許可証、または冶金許可証、または基礎産業鉱業局 (DPIM) からのその他の許可証を取得しなければならない。 	A3

業種	条件	恩典
	<ol style="list-style-type: none"> 2. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース (Rare Earth)、貴金属 (Precious Metal)、アルカリ金属 (Alkali Metal)、石英 (Quartz)、カリウム (Potash) などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。(建設業用工業石を除く) 3. 操業開始期限日より2年以内に、環境配慮型鉱業 (Green Mining) の認定証、または基礎産業鉱業局 (DPIM) からの社会的責任規格 (CSR-DPIM)、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。 4. 操業開始期限日より2年以内に、基礎産業鉱業局 (DPIM) からの Mining 4.0 の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 5. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに3-4の条件を満たさなければならない。 	
材料産業		
<p>5.2 資材の製造</p> <p>5.2.1 アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルの製造、アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルから作る製品の製造</p> <p>5.2.1.1 アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルの製造、または同一プロジェクトにアドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルの製造工程を有するアドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルから作る製品の製造</p> <p>5.2.1.2 アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルから作る製品の製造</p>		<p style="text-align: center;">A2</p> <p style="text-align: center;">A3</p>

業種	条件	恩典
5.2.2 ガラスまたはセラミックス製品の製造		
5.2.2.1 特殊ガラスまたはセラミックス製品の製造	溶融および / またはアニール工程を有すること。	A3
5.2.2.2 ガラス製品の製造	溶融および / またはアニール工程を有すること。	B
5.2.2.3 セラミックス製品の製造 (土器およびセラミックススタイルを除く)	成形、焼成および / またはアニール工程を有すること。	B
5.2.3 耐火材および断熱材の製造 (軽量ブロックを除く)		B
5.2.4 石膏または石膏製品、およびセメントの製造		
5.2.4.1 石膏または石膏製品の製造		B
5.2.4.2 セメントの製造	1. 委員会が同意した、クリーンで環境に優しい技術を使用すること。例えば 1.1 炭素回収と貯留 (Carbon Capture and Storage: CCS) 技術および / または炭素回収と有効利用 (Carbon Capture and Utilization: CCU) 技術。 1.2 生産工程に再生可能エネルギーの使用。(太陽電池からの電力を除く) 2. 既存プロジェクトの場合、温室効果ガス排出量を削減することのみがスマートおよび持続可能な産業への底上げ措置下の環境負荷低減の面で恩典申請ができる。	B
5.2.5 公共事業用建設資材およびプレストレスト・コンクリートの製造	事業所が南部国境地域および国境特別経済開発区の上に立地すること。	A2

材料産業の重点技術の開発

5.3 資材業における重点技術開発		
5.3.1 先端素材開発	1. 委員会が同意した、製造工程またはサービス提供の基盤となる重点技術開発工程を有すること。 2. 委員会が定めた教育機関又は研究機関との協力形態で技術移転をすること。(例: 技術研究コンソーシアム)	A1+ (上限無しで10年間法人所得税を免除する)

業種	条件	恩典
5.4.3.2 同一プロジェクトに川上および川中鉄鋼製品の製造工程を有する川下の鉄鋼製品の製造	金属加工成形工程を有すること。	A2
5.4.3.3 工業用条鋼製品の製造：圧延形鋼、棒鋼、線材を含む		A4
5.4.3.4 建設用棒状鉄製品の製造：圧延形鋼、棒鋼、線材を含む		B
5.4.3.5 工業用板製品の製造：熱間 / 冷間圧延ステンレス鋼板、熱間 / 冷間圧延鋼板、およびメッキ鋼板を含む		A4
5.4.3.6 建設用板製品の製造：熱間 / 冷間圧延ステンレス鋼板、熱間 / 冷間圧延鋼板、およびメッキ鋼板を含む		B
5.4.3.7 プリキ鋼板 (Tin Mill Black Plate) の製造	圧延工程または金属加工成形工程を有すること。	A3
5.4.3.8 冷延電磁鋼板 (Electrical Steel) の製造		A3
5.4.4 鉄パイプまたはステンレスパイプの製造		A3
5.4.4.1 シームレスまたはセミシームレス鉄パイプ・ステンレスパイプの製造		A3
5.4.4.2 その他のパイプの製造		B
5.4.5 金属粉末の製造 (ショットブラスト用金属粉末を除く)		A3
5.4.6 フェロアロイの製造		A4
5.4.7 鑄造鉄鋼部品の製造		

業種	条件	恩典
5.4.7.1 ダクタイル鋳鉄部品の製造	誘導電気炉 (Induction Furnace) を使用すること。	A2
5.4.7.2 その他鋳鉄部品の製造	誘導電気炉 (Induction Furnace) を使用すること。	A3
5.4.8 鍛造による鉄鋼部品の製造		A3
5.4.9 圧延、引き抜き、押し出し、鋳造、鍛造による非鉄部品の製造		A4
5.4.10 コイルセンター	機械の輸入税が免除されない。	B
5.4.11 金属部品を含む金属製品の製造		
5.4.11.1 金属粉末から作る金属製品の製造	金属積層造形 (Additive Manufacturing) および/または焼結工程を有すること	A3
5.4.11.2 鉄鋼製品または鉄鋼部品の製造	同一プロジェクト内に鋳造工程 (誘導電気炉を使用する) または鍛造工程に続く金属成形工程を有すること。	A3
5.4.11.3 3D プリンターによる金属製品の製造		A3
5.4.11.4 金属部品を含む金属製品の製造	同一プロジェクト内に圧延、引き抜き、押し出し、鋳造、鍛造工程に続く非鉄金属の成形工程を有すること。	A4
5.4.11.5 その他金属部品を含む金属製品の製造	マシニング、スタンピング、ベンディングなどの成形工程を有すること。	B
5.4.12 メッキ、コーティング、表面処理		A4
5.4.12.1 高度技術を使用するメッキ、コーティング、表面処理		
5.4.12.2 基礎的な技術を使用するメッキ、コーティング、表面処理	メッキ、コーティング、表面処理には、化学プロセスおよび/または電気プロセスを有すること。	B
5.4.13 熱処理 (Heat Treatment)	製造工程にシアン (Cyanide) を使用しないこと。	A4
5.4.14 工業用金属製品の製造および組み立て (Fabrication Industry) または石油産業用プラットフォームの修理		
5.4.14.1 工業用金属製品の製造および組み立て (Fabrication Industry)	エンジニアリングデザイン工程を有すること。	A3

業種	条件	恩典
5.4.14.2 石油産業用プラットフォームの修理		A4
5.4.15 建設用もしくは工業用金属構造の製造 (Fabrication Industry)	事業所が南部国境地域および国境特別経済開発区の上に立地すること。	A2

6 類 化学・石油化学産業

業種	条件	恩典
化学・石油化学・プラスチック産業		
6.1 化学品の製造		
6.1.1 水素の製造		
6.1.1.1 再生可能エネルギーを用いた水からの水素の製造、同プロジェクトの継続での Green Ammonia などの製造を含む	1. 電気を利用して水を分解する工程 (Electrolysis) を有すること。 2. 生産チェーン全体で二酸化炭素を排出せずに、太陽エネルギーや風力エネルギーなどの再生可能エネルギーで発電した電気を使用すること。	A1
6.1.1.2 炭化水素または化石燃料からの水素の製造	炭素回収と貯留 (Carbon Capture and Storage: CCS) 技術および／または炭素回収と有効利用 (Carbon Capture and Utilization: CCU) 技術を使用すること。	A2
6.1.2 基本化学肥料の製造		A2
6.1.3 その他化学品の製造	1. タイ国が「国際条約」に従い、使用することを消滅・中止しなければならない地球温暖化の原因となる化学品は奨励しない。 2. 混合 (Mixing)、希釈 (Dilution) および状態変化 (Phase Transition) のみを有するプロジェクトは奨励しない。	A4
6.2 工業用化学品の製造	1. 以下の化学品の製造を奨励しない。 1.1 消費者のための化学製品の製造、例えば、建築用塗料、洗浄剤、自動車用潤滑剤、複合化学肥料、除草剤または殺虫剤など。 1.2 建設用の化学製品、例えば、セメント混和剤 (Concrete admixture) など。 1.3 タイ国が「国際条約」に従い、使用することを消滅・中止しなければならない地球温暖化の原因となる化学品	A4

業種	条件	恩典
	2. 混合 (Mixing) 、希釈 (Dilution) および状態変化 (Phase Transition) のみを有するプロジェクトは奨励しない。	
<p>6.3 石油化学品</p> <p>6.3.1 石油の精製工場</p> <p>6.3.2 天然ガス分離プラント</p> <p>6.3.2.1 炭素回収と貯留 (Carbon Capture and Storage: CCS) 技術および／または炭素回収と有効利用 (Carbon Capture and Utilization: CCU) 技術を使用する天然ガス分離プラント</p> <p>6.3.2.2 一般の天然ガス分離プラント</p> <p>6.3.3 石油化学品の製造</p> <p>6.3.3.1 炭素回収と貯留 (Carbon Capture and Storage: CCS) 技術および／または炭素回収と有効利用 (Carbon Capture and Utilization: CCU) 技術を使用する石油化学品の製造</p> <p>6.3.3.2 一般石油化学品の製造</p> <p>6.3.4 特殊ポリマー製品／特殊化学品、および同一プロジェクトの製品の製造</p> <p>6.3.5 特殊プラスチックコンパウンド／特殊ゴムコンパウンド、および同一プロジェクトの製品の製造</p>		<p>B</p> <p>A2</p> <p>A3</p> <p>A2</p> <p>A3</p> <p>A2</p> <p>A3</p>

業種	条件	恩典
6.4 工業用プラスチック製品		
6.4.1 工業用プラスチック製品およびその部品の製	プラスチック成形工程を有すること。	B
6.4.2 消耗品用のプラスチック製品の製造、例：プラスチック包装材	事業所が南部国境地域および国境特別経済開発区の上に立地すること。	A2
6.4.3 多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造		
6.4.3.1 共押出 (Co-extrusion) 方法による多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造	プラスチックを3層以上多層化する工程を有すること。	A3
6.4.3.2 ラミネーション (Lamination) 方法または共押出ラミネーション方法による多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造	プラスチックを4層以上多層化する工程を有すること。	A4
6.4.4 無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造		
6.4.4.1 クリーンルーム規格の認証を受けた無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造	法人所得税免除の恩典を使用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。	A3
6.4.4.2 関連製品規格の認証を受けた無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無菌製造工程を有すること。 2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、世界食品安全イニシアチブ (Global Food Safety Initiative: GFSI)、British Retail Consortium Global Standard (BRCGS)、またはその他同等の規格など、関連製品規格の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。 	A4

業種	条件	恩典
6.4.5 静電防止プラスチック包装材 (Antistatic Plastics Packaging) の製造	法人所得税免除の恩典を使用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認定を受けること。なお、操業開始期限日までに認定を受けること。	A3
6.4.6 その他の特殊プラスチック包装材の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 天然資源・環境省が定めたタイのプラスチック廃棄物管理のロードマップに従って削減または停止しなければならないものに該当するプラスチック包装材の製造は奨励しない。 2. プラスチック成形工程を有すること。 3. 関連機関からの製品性質の認証を受ける、または委員会が同意した国際規格の認定を受けること。 	A3
6.4.7 リサイクルプラスチック顆粒、および同一プロジェクトの製品の製造		
6.4.7.1 新しいプラスチック顆粒に相当する性質を持つリサイクルプラスチック顆粒、および同一プロジェクトの製品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新しいプラスチック顆粒に相当する性質を持つこと。また、関連機関からの製品性質の認証を受ける、または委員会が同意した国際規格の認定を受けること。 2. 原材料にタイ国内のプラスチック屑を使用すること。 	A2
6.4.7.2 リサイクルプラスチック顆粒、および同一プロジェクトの製品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクトのプラスチック屑使用量の割合がプラスチックの原材料の 70%以上であること (重量比)。 2. 原材料にタイ国内のプラスチック屑を使用すること。 	A4
6.4.8 スマートパッケージングおよび/またはスマートパッケージング部品の製造		
6.4.8.1 Active Packaging グループのスマートパッケージングおよび/またはスマート部品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. パッケージ内の製品の保存期間や品質・性質を向上させるために、パッケージとパッケージ内部の製品および/または外部環境との相互作用を誘発する性質を有すること。 2. 抗菌剤、脱酸素剤等、第 1 項の性質を持つ物質の製造工程を有すること。 3. スマートパッケージング製造の場合は、プロジェクトにパッケージング成形工程を有すること。 	A2

業種	条件	恩典
<p>6.4.8.2 Intelligent Packaging グループのスマートパッケージングおよび／またはスマート部品の製造</p> <p>6.4.8.3 スマート性質を誘発する物質からのスマートパッケージングおよび／またはスマート部品の製造</p>	<p>4. 関連機関からの性質の認証を受ける、または委員会が同意した国際規格の認定を受けること。</p> <p>1. 製品の品質や予想される可能性がある問題を表示したり、ユーザーとのコミュニケーションを通じて警告する性質を有すること。 (Radio Frequency Identification (RFID) を除く)。</p> <p>2. 温度や時間で変色するインクや特殊物質等、第1項の性質を有する物質の製造工程を有すること。</p> <p>3. スマートパッケージング製造の場合は、プロジェクトにパッケージング成形工程を有すること。</p> <p>4. 関連機関からの性質の認証を受ける、または委員会が同意した国際規格の認定を受けること。</p> <p>プロジェクトにスマートパッケージングおよび／またはスマート部品の成形工程を有すること。</p>	<p>A2</p> <p>A4</p>
<p>6.5 パルプまたは紙の製造</p> <p>6.5.1 衛生パルプ (Hygienic Pulp) または衛生紙 (Hygienic Paper) の製造</p> <p>6.5.2 特殊パルプ (Specialty Pulp) または特殊紙 (Specialty Paper) 製造</p> <p>6.5.3 リサイクルパルプの製造</p> <p>6.5.3.1 タイ国内のみの紙屑を使用する場合のリサイクルパルプ、および同一プロジェクトの製品の製造</p>	<p>法人所得税免除の恩典を使用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 5、米国連邦規格 209 E クラス 100 以上、またはそれらに相当する国際規格の認定を受けること。なお、操業開始期限日までに認定を受けること。</p> <p>法人所得税免除の恩典を使用する前に、US-FDA、GMP または food grade などの、製造工程または関連製品に関する規格の認定を受けること。なお、操業開始期限日までに認定を受けること。</p> <p>同一プロジェクトの製品を製造する場合は、自社製造のリサイクルパルプを 80%以上使用すること (重量比)。</p>	<p>A2</p> <p>A3</p> <p>A3</p>

業種	条件	恩典
<p>6.5.3.2 海外からの紙屑を一部もしくは全部使用する場合のリサイクルパルプ、および同一プロジェクトの製品の製造</p> <p>6.5.4 環境にやさしいパルプ、および同一プロジェクトの製品の製造</p>	<p>同一プロジェクトの製品を製造する場合は、自社製造のリサイクルパルプを 80%以上使用すること（重量比）。</p> <p>法人所得税免除の恩典を使用する前に、森林管理協議会 (FSC)、持続可能な林業イニシアチブ (SFI) や二酸化炭素排出量の削減など、国際規格に準拠した環境にやさしいことに関する認定を受けること。なお、操業開始期限日までに認定を受けること。</p>	<p>A4</p> <p>A2</p>
<p>6.6 パルプまたは紙からの製品の製造</p> <p>6.6.1 クリーンルーム規格の認証を受けた衛生パルプまたは衛生紙からの製品の製造</p> <p>6.6.2 関連製品規格の認証を受けた衛生パルプまたは衛生紙からの製品の製造</p> <p>6.6.3 バイオプラスチックコーティングの紙パッケージの製造</p> <p>6.6.4 高性能紙および / または高性能紙製品の製造</p> <p>6.6.5 リサイクルパルプまたはリサイクル紙からの製品の製造</p>	<p>法人所得税免除の恩典を使用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。</p> <p>1. 無菌製造工程を有すること。 2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、世界食品安全イニシアチブ (Global Food Safety Initiative:GFSI)、British Retail Consortium Global Standard (BRCGS)、またはその他同等の規格など、関連製品規格の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。</p> <p>生物分解性プラスチックを使用した製品のコーティング工程を有すること。</p> <p>1. 高性能紙および / または高性能紙製品を製造するために耐荷重性能や耐衝撃性能などのエンジニアリングデザイン工程を有すること。 2. 性質試験の結果が工業規格よりも高い、または委員会が同意した国際規格の認定を受けること。</p> <p>1. 紙の製造には製造工程においてリサイクルパルプを 80%以上使用すること（重量比）。 2. リサイクル紙からの製品を製造する場合はプロジェクトに成形工程を有すること。</p>	<p>A3</p> <p>A4</p> <p>A4</p> <p>A3</p> <p>A4</p>

業種	条件	恩典
6.6.6 環境にやさしいパルプまたは紙からの製品の製造	1. 紙の製造には環境にやさしい原材料を全て使用すること。また、その原材料は森林管理協議会 (FSC)、持続可能な林業イニシアチブ (SFI) や二酸化炭素排出量の削減など、国際規格に準拠した環境にやさしいことに関する認定を受けること。 2. 環境にやさしい紙からの製品を製造する場合はプロジェクトに成形工程を有すること	A4
6.6.7 パルプまたは紙から作られた製品の製造、例：紙箱	事業所が南部国境地域および国境特別経済開発区にのみ立地すること。	A2

7類 公共施設

業種	条件	恩典
公共事業		
7.1 公共施設および基本サービス		
7.1.1 ゴミあるいはゴミからの燃料 (Refuse Derived Fuel) による電力または電力およびスチームの製造		A1
7.1.2 ゴミあるいはゴミからの燃料を除き、太陽、風力、バイオマス、バイオガスなど再生可能エネルギーによる電力または電力およびスチームの製造	太陽光発電の場合は、ソーラーパネルの設置容量が各送電ポイントで 200 キロワット以上であること。	A2
7.1.3 水素による電力または電力およびスチームの製造		A2
7.1.4 その他のエネルギーによる電力または電力およびスチームの製造	コージェネレーションを使用すること。または石炭を使用する場合はクリーンコールテクノロジー (Clean Coal Technology) であること。	A4
7.1.5 廃水による一般水道水、工業用水またはスチームの製造	第 101 号 セントラル廃棄物処理工場 (Central Waste Treatment) の工場営業許可証を取得すること。	A2
7.1.6 一般水道水、工業用水またはスチームの製造		A3
7.1.7 Energy Service Company: ESCO	投資奨励申請前にエネルギー省の同意を得ること。	A1

業種	条件	恩典
7.1.8 不要材の再利用 (Recycle) または回収 (Recovery)	<ol style="list-style-type: none"> タイ国内でできた不要材のみを取り扱うこと。 委員会が同意した最新技術による不要材の選別または加工工程を有すること。 工業団地または奨励されている工業区に立地すること。 	A2
7.1.9 工業団地または奨励されている工業区に立地する場合の不要材の選別 (Sorting)	<ol style="list-style-type: none"> タイ国内でできた不要材のみを取り扱うこと。 委員会が同意した最新技術による不要材の選別または加工工程を有すること。 第 105 号工場法で定められた形態・資格を有する廃棄物や不要材の選別・埋設に関する事業を行う工場の工場営業許可証を取得すること。 	A3
7.1.10 工業団地または奨励されている工業区に立地する場合の不要材の選別 (Sorting)	<ol style="list-style-type: none"> タイ国内でできた不要材のみを取り扱うこと。 委員会が同意した最新技術による不要材の選別または加工工程を有すること。 第 105 号工場法で定められた形態・資格を有する廃棄物や不要材の選別・埋設に関する事業を行う工場の工場営業許可証を取得すること。 投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 2 億バーツ以上であること。 	A4
7.1.11 廃棄物からの燃料の製造 (Refuse Derived Fuel)	<ol style="list-style-type: none"> 工業団地または奨励されている工業区に立地すること。ただし、製造工程で溶解または燃焼に熱 (Thermal) を使用しない場合を除く。 タイ国内でできた不要材のみを取り扱うこと。 委員会が同意した最新の製造工程を有すること。 	A2
7.1.12 廃棄物処理	埋設処分の場合は、有害廃棄物の埋設のみを奨励する。また、奨励申請前に環境報告書に関して関係政府機関の同意を得ること。	A2
産業向けの土地開発		
7.2 工業用地の開発事業 7.2.1 工業団地または工業区	<ol style="list-style-type: none"> タイ国籍者が登録資本金の 51% 以上の株式を保有すること。 バンコクおよびサムットプラーカーン県内は奨励対象外とする。 土地面積が 500 ライ以上あること。 	A3

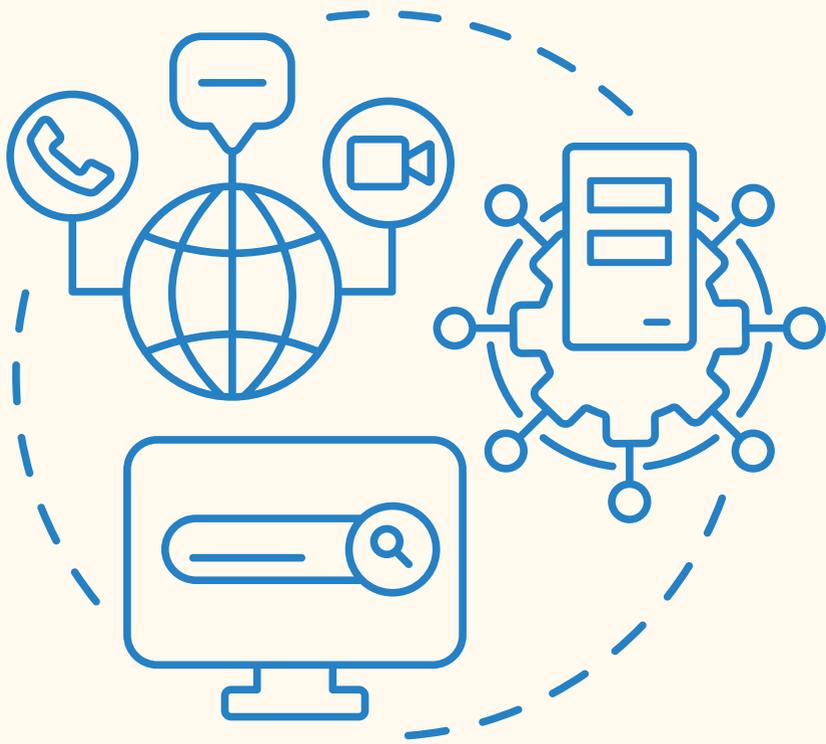
業種	条件	恩典
	<p>4. 工場用地は、総面積の60%以上で75%を超えてはならない。ただし、1,000ライ以上の場合は、投資委員会の同意に従うものとする。</p> <p>5. 他の条件は以下の通りとする。</p> <p>5.1 基幹道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総面積が1,000ライ以上の場合は4車線あり、道幅が最低30メートルで、路面幅が最低14メートルであり、交通島があり、両側にそれぞれ2メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 ● 総面積が500を超え、1,000ライまでの場合は2車線あり、道幅が最低20メートルで、路面幅が最低7メートルであり、両側にそれぞれ2メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 <p>5.2 補助道路は路面幅が最低8.5メートルで、両側にそれぞれ2メートル以上の路肩があること。</p> <p>5.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。</p> <p>5.4 廃水用の排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。</p> <p>5.5 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。</p> <p>5.6 入居する工場は、環境影響評価報告書審査の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。</p> <p>5.7 入居する工場に対し、十分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。</p> <p>5.8 奨励証書発給日より2年以内に土地の総面積の約25%以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。</p>	

業種	条件	恩典
7.2.2 スマート工業団地または工業区	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 地域内に次の 5 つのスマートシステムを有すること。Smart Facilities、Smart IT、Smart Energy、Smart Economy、並びに Smart Good Corporate Governance、Smart Living、および Smart Workforce の 3 つのスマートシステムから 1 つ以上を有すること。 3. スマート工業団地または工業区の開発計画は、投資奨励申請書提出の前に、タイ工業団地公社 (IEAT) と投資委員会 (BOI) の合同委員会の同意を得ること。 4. 土地面積が 500 ライ以上あること。 5. 工場用地は総面積の 60% 以上で 75% を超えてはならない。ただし、1,000 ライ以上の場合は、投資委員会の同意に従うものとする。 6. その他の条件は以下の通りに自社で行うまたは手配すること。 <ol style="list-style-type: none"> 6.1 基幹道路 <ul style="list-style-type: none"> ● 総面積が 1,000 ライ以上の場合は 4 車線あり、道幅が最低 30 メートルで、路面幅が最低 14 メートルであり、交通島があり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のための十分な路肩があること。 ● 路面積が 500 ライを超え、1,000 ライまでの場合は 2 車線あり、道幅が最低 20 メートルで、路面幅が最低 7 メートルであり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のための十分な路肩があること。 6.2 補助道路は路面幅が最低 8.5 メートルで、両側にそれぞれ 2 メートル以上の路肩があること。 6.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。 	A2

業種	条件	恩典
	<p>6.4 廃水用の排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。</p> <p>6.5 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。</p> <p>6.6 入居する工場は、環境影響評価報告書審査の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。</p> <p>6.7 入居する工場に対し、十分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。</p> <p>6.8 奨励証書発給日より2年以内に土地の総面積の約25%以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。</p> <p>7. プロジェクトの収入が生じた日からより、同意を得た計画に従い5年以内に実行を完了させること。</p> <p>8. 東部特別開発区（EEC）に立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり法人所得税を50%減税する。</p>	
<p>7.2.3 特殊工業団地</p> <p>7.2.3.1 フードイノベーション工業団地または工業区</p>	<p>1. タイ国籍者は登録資本金の51%以上を保有すること。</p> <p>2. 高等教育科学研究イノベーション省および投資委員会事務局の同意を得た地区であること。</p> <p>3. 商業的な研究開発をサポートできる科学、技術、およびイノベーションの基礎インフラを有すること。例えば、研究開発室、モデル工場、製造試運転用の場所、マーケットテスト用の場所（Living Lab）、民間向けの研究開発・イノベーションセンター用のレンタルスペースなど。</p> <p>4. 研究開発・イノベーションに必要なツールを整えた中央試験場（Central Lab）を有し、民間の研究開発・イノベーション活動をサポートするために、そのツールの担当技術者（Technician）を有すること。</p>	A1

業種	条件	恩典
7.2.3.2 科学技術パーク (Science and Technology Park)	5. 当地区に入居した者への便宜を図るために、会議室、セミナー室、通信システム、予備電源システムなどの施設を有すること。 6. 法律に則した廃水・廃棄物処理システムを有すること。 1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. インキュベーションセンターを有すること。 3. 国内外との通信網を有すること。 4. 連続型予備電気供給システムを有すること。 5. 委員会が同意する他の施設を有すること。	A1
7.2.3.3 宝石・宝飾産業工業団地または工業区	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 土地面積が 100 ライ以上であること。 3. 総面積の 40% 以上を宝石および宝飾産業関連事業にあてること。 4. 宝石または宝飾の取引の場所を設けること。 5. 十分な保安システムを設けること。 6. 会議室、展示場およびビジネスセンターを有すること。	A3
7.2.3.4 ロジスティクス・パーク (Logistics Park)	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 土地総面積が 200 ライ以上あり、延べ面積 50,000 平方メートル以上の販売または賃貸用の倉庫の建設に投資すること。 3. 港湾、空港、国境税関所、通関および陸上コンテナデポ (Inland Container Depot: ICD) より半径 50 キロ以内またはフリーゾーン内のいずれかに立地すること。 4. 一部または全ての面積をフリーゾーンとすること。 5. コンテナ・ヤードまたはトラックターミナルがあり、または 50 以上のコンテナを保管、預かるデポを有すること。 6. ロジスティクス・パークと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムがあること。	A3

業種	条件	恩典
7.2.3.5 航空または宇宙工業団地または工業区	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 土地面積が 100 ライ以上であること。 3. 一部または全ての面積を保税倉庫 (Bonded Warehouse) もしくはフリーゾーン (Free Zone) とすること。 4. 航空機または部品修理センターを設けるエリアを備えること。 5. 委員会が同意した公共施設、設備およびサービス、すなわち、道路システム、雨水排水および洪水防止システム、水道システム、排水処理システム、電気通信システム、電力システム、消火および災害防止システム、産業廃棄物処理システム、および適切な警備システムを備えること。 	A3
7.2.3.6 農業および食品産業の工業団地または奨励対象地区	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. バンコクおよびサムットプラーカーン県内は奨励対象外とする。 3. 総面積は 200 ライ以上であり、工業用の面積が総面積の 60%以上 75%以下でなければならない。 4. 農業、農産品加工、食品、農産物や農業の副産物、残り屑あるいは廃棄物を主原料として使用する企業の事業所、ならびに科学技術や人材育成の支援サービスである面積は、全ての事業所の面積の 80%以上でなければならない。 5. プロジェクトに以下のサービスおよび施設を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> - 実験室・試験室 - 農業または食品の知識に関する教育育成機関 - 適切かつ標準的なインフラストラクチャ、または委員会が同意した詳細通りのもの。 	A3
7.2.4 工場および / または倉庫のための建物開発	事業所が南部国境地域および国境特別経済開発区の上に立地すること。	A2



4

デジタル産業、創造産業および高付加価値サービス

投資促進部第4部

116

デジタル業

ページ

- 8.1 ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業
- 8.2 デジタルインフラ
- 8.3 デジタルエコシステム支援

122

映画産業

ページ

- 9.15 タイ映画の制作
- 9.16 映画制作向けサービス
- 9.17 映画工業団地または工業区 (Movie Town)

119

スマートシティ地域開発事業

ページ

- 8.4 スマートシティ地域開発事業

123

専門サービス事業

ページ

- 10.1 専門サービス
- 10.2 研究開発
- 10.3 エンジニアリングデザインサービス
- 10.4 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)
- 10.5 計測器校正サービス (Calibration)
- 10.6 製品向け殺菌サービス
- 10.7 人材開発最大

120

軽工業

ページ

- 9.1 創造的な製品設計・開発サービス
- 9.2 特殊繊維の製造
- 9.3 特殊糸または布の製造
- 9.4 リサイクル繊維 (Recycled Fiber) の製造
- 9.5 その他繊維の製造
- 9.6 漂白、染色および仕上げ、または印刷および仕上げ、または印刷
- 9.7 衣類および家庭用繊維製品の製造
- 9.8 鞆もしくは履物製品、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造
- 9.9 宝石および装飾品、あるいはその部品、原材料、プロトタイプ of の製造
- 9.10 スポーツ用品またはその部品の製造
- 9.11 楽器の製造
- 9.12 家具またはその部品の製造
- 9.13 玩具の製造
- 9.14 印刷物の製造

128

観光事業

ページ

- 10.8 観光促進事業
- 10.9 観光支援事業

130

ロジスティクス事業

ページ

- 10.10 大量輸送および大型貨物輸送、並びにの積荷の積み下ろし
- 10.11 ロジスティクスセンター

投資奨励対象業種は以下の QRコードを読み取り、確認 することが出来る。



デジタル産業 クリエイティブ産業価値の高いサービス

投資促進部第 4 部

8 類 デジタル業

業種	条件	恩典
デジタル業		
8.1 ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奨励申請後の追加雇用である情報技術分野のタイ人人員の給与費用から計算されるプロジェクトの最低投資金額は、年間 150 万バーツ以上であること。 2. 事務局が指定する、タイ国内においてソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発プロセスを有すること。 3. 既存または中古の機械使用が許可される。 4. 本業種への投資奨励には、あらゆる卸売業および小売業は含まない。 5. 恩典行使申請をする年に実際に発生する支出リストから各年の法人所得税の免除恩典行使の上限額を次のように定める。なお、当該費用の 100%を上限として法人所得税免除金額を計算する。 <ul style="list-style-type: none"> • 奨励申請日前の情報技術分野のタイ人人員雇用と比較して増加する情報技術分野のタイ人人員雇用から計算される追加雇用となる情報技術分野の人員給与費用。 • 情報技術開発に関連するコースでのタイ人人員のスキルを向上させるための研修・訓練費用。 • ISO29110 または CMMI レベル 2 以上の規格に応じる品質システム認定証明書またはそれらに相当する国際規格の認定証明書を取得するための費用。 	A2
8.2 デジタルインフラ 8.2.1 データセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入居した顧客に、サーバーのコ・ロケーションサービス (Server Co-location)、マネージドサービス (Managed Service)、サーバーのバックアップサービス、災害復旧サービス (Disaster Recovery Services: DRS)、データホスティング (Data Hosting) などのサービスを提供すること。 	A1

業種	条件	恩典
8.2.2 クラウドサービス (Cloud Service)	<ol style="list-style-type: none"> 2. データセンター用の面積が 3,000 平方メートル以上あること。 3. 国内・国際通信センターからデータセンターを結ぶ主要な高速通信システムを最低 4 回線有すること。国内通信システムは、速度が 10 Gbps 以上で最低 3 回線を有し、システム全体の合計速度は 60 Gbps 以上であること。 4. メンテナンス中またはシステム内の機器交換中にもサービスを継続して提供できること。(Concurrently Maintainable) 5. データセンター全体の電力需要に対応できる連続定格 (Continuous Rating) のエンジン発電機 (Engine Generator) システムを有すること。また、いずれのエンジン発電機が故障または停止した場合におけるバックアップシステムを有すること。 6. UPS、IT 冷却、UPS 冷却のバックアップデバイスまたはバックアップシステムを有し、サービスに影響がないように、メインデバイスに動作不良発生の際、直ちに作動すること。 7. 配電システムにおいてバックアップ用の独立配信経路を有すること。 8. 機器の破損または作動停止による損害リスクを防ぐためのフェイルセーフシステムを有すること。 9. 高効率の空調システムおよびそのバックアップシステムを有すること。 10. 全域に防火システムを有すること。 11. 24 時間のセキュリティシステムを有すること。 12. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、ISO/IEC27001 (データセンター) の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. ISO/IEC27001 (データセンター) の認証を取得した国内にある 2 ヶ所以上のデータセンターに立地すること。 2. 各センターと中央データセンター間の接続速度は全て 10 Gbps 以上であること。また同程度のバックアップ接続も有すること。 	A1

業種	条件	恩典
8.3.3 コワーキングスペース (Co-Working Space) 事業	<ol style="list-style-type: none"> 2,000 平方メートル以上のサービスエリアを有すること。 投資金額（土地代と運転資金を除く）が 1 千万円以上であること。 以下の事業運営の要素が揃っていること。コワーキングマネジメント（Co-Working Management）、会員マネジメントシステム（Membership Management System）並びに支援マネジメント（Supporting Management） 事務用品、コンピューター、プリンターなどの基本道具または設備を提供すること。 高速光ファイバー通信システム（FTTX）、連続型予備電気供給システム、空調システム、消火および災害防止システムなどの公共施設を提供すること。 	B
スマートシティの開発		
8.4 スマートシティの開発 8.4.1 スマートシティ地域開発事業	<ol style="list-style-type: none"> タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 光ファイバー（Fiber Optic）、公衆無線 LAN（Public Wifi）などのスマートシステムに対応できる通信インフラが揃っていること。 スマート環境（Smart Environment）サービスを提供し、以下の他の 6 つのスマートシステムサービスのうち少なくとも一つのサービスを提供すること、スマートモビリティ（Smart Mobility）、スマート人材（Smart People）、スマート生活（Smart Living）、スマート経済（Smart Economy）、スマートガバナンス（Smart Governance）並びにスマートエネルギー（Smart Energy） 情報収集および管理システムを有すること。スマートシティ域内でマネジメントやサービス提供のための情報の連携または共用をする。（Open Data Platform） 投資奨励申請書提出の前に、投資委員会またはスマートシティ開発関係機関の同意を得ること。 	A2

業種	条件	恩典
8.4.2 スマートシティのシステム開発事業	<ol style="list-style-type: none"> 6. 地域開発の目的に合致する目標を設定し、実施すること。 7. 地元住民の意見を受け入れる過程を有し、地元住民参加型の計画を提案すること。 8. 東部経済回廊の地域で設立する場合、法人所得税の免税期間の終了後5年間、通常税率より50%免除する 1. 委員会が指示した以下のスマートシティサービスの内に適切な一つまたは多数のサービスを開発、設置・据え付け、提供すること。スマートモビリティ (Smart Mobility)、スマート人材 (Smart People)、スマート生活 (Smart Living)、スマート経済 (Smart Economy)、スマートガバナンス (Smart Governance)、スマートエネルギー (Smart Energy) 並びにスマート環境 (Smart Environment) 2. スマートシティ開発関係委員会または機関が同意したスマートシティ開発のプロジェクトの一部として見做されること。 3. 東部特別開発区 (EEC) に立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり法人所得税を50%減税する。 	A2

9類 創造業

業種	条件	恩典
軽工業		
9.1 創造的な製品設計・開発サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の二つの要素が揃っていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 設計用の情報システム 1.2 コンセプトデザインとコンセプトのプロトタイプ (見本) 作成システム 2. 以下のシステムの中でどれか一つを有すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 エンジニアリングデザインシステム 2.2 プロトタイプ作成システムと性能試験システム 2.3 プロトタイプ標準試験システムとユーザー検取テストシステム 3. 全従業員の内70%以上がタイ人であること。 	A1

業種	条件	恩典
	4. 創造的な製品設計・開発担当者の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または事業に直接関連する最低投資金額（土地代および運転資金を除く）が 100 万バーツ以上であること	
9.2 特殊繊維（工業用繊維 Technical Fiber）あるいは機能性繊維 Functional Fiber）の製造	タイ繊維産業機構 (Thailand Textile Institute) やタイ国家イノベーション庁 (National Innovation Agency) などの関係機関からの同意を得ること。	A2
9.3 特殊糸または布（機能性糸 Functional Yarn または機能性布 (Functional Fabric)）の製造	タイ繊維産業機構 (Thailand Textile Institute) やタイ国家イノベーション庁 (National Innovation Agency) などの関係機関からの同意を得ること。	A3
9.4 リサイクル繊維（Recycled Fiber）の製造	タイ国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。	A4
9.5 その他繊維の製造		B
9.6 漂白、染色および仕上げ、または印刷および仕上げ、または印刷	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工業省の定める布告に基づいた廃棄物処理システムおよび環境保護システムを有する工業団地、または投資奨励された工業区、または工業省が定める第 30 条に基づく工業区に工場を設立または拡張すること。 2. 第 1 項の地域に立地しない場合は、環境影響を低減する措置を有する条件で既存工場の拡張のみ許可する。 3. 衣類・家庭用繊維産業用のデジタル印刷 (Digital Printing) の場合は、すべての地域に立地することが可能である。 4. 産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry) に基づく環境影響低減の投資奨励申請の場合は工業団地、または奨励された工業区、または工業省が定める第 30 条に基づく工業区に立地しているか否かを問わず、既存の工場に立地してもよい。 5. いずれの場合、環境に優しい技術を使用すること。 	A3
9.7 衣類および家庭用繊維製品の製造		B
9.8 鞆もしくは履物製品の製造、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造		B

業種	条件	恩典
9.9 宝石および装飾品、あるいはその部品、原材料、プロトタイプ製造		A4
9.10 スポーツ用品またはその部品の製造		B
9.11 楽器の製造		B
9.12 家具またはその部品の製造		B
9.13 玩具の製造		B
9.14 印刷物の製造		B
映画産業		
9.15 タイ映画の制作	タイ映画の制作は、映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーションの制作を含め、広告の制作を除く。	A3+ (法人所得税の免除額に上限なし)
9.16 映画制作向けサービス	<p>映画制作向けサービスは映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション、コマーシャル制作サービスで、サービス範囲が以下のいずれか一つとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 映画撮影機および / または映画撮影機材のレンタルサービスは、映画撮影用のカメラ、カメラ動作補助機、映画撮影用照明機材などの主要な機材を有すること。 2. フィルム現像・印刷、またはファイル複製サービスは、フィルム現像機、フィルム印刷機、デジタルファイルの複製機などの主要な機材を有すること。 3. 録音サービスは、デジタル録音機、デジタル音声編集機、デジタル音声ミキサーなどの主要な機材を有すること。 4. 映像技術サービスは、映画やテレビ番組用の撮影機ではできない特殊映像制作用機械・機材を有すること。例えば、編集機、デジタル合成や特殊効果の制作機などの主要機器や機械を有すること。 	A3

業種	条件	恩典
	5. タイで撮影する海外映画制作のためのコーディネート・サービスは、撮影許可取得のための政府機関との連絡、撮影場所探し、スタッフの手配、撮影機材の手配などのサービスを含む。 6. 屋内・屋外映画撮影やテレビ番組制作標準的なスタジオのレンタルサービス。	
9.17 映画工業団地または工業区 (Movie Town)	映画工業区内に以下の設備を有すること。 1. 標準的な室内・屋外映画撮影スタジオおよび / またはテレビ番組の収録・撮影設備。 2. 特殊効果、コンピュータによるアニメーション制作、映画用サウンドラボなどの撮影後のサービスエリア。	A3

10 類 高付加価値サービス

業種	条件	恩典
専門サービス工業		
10.1 専門サービス		
10.1.1 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO)	1. 販売費および一般管理費が年間 1,000 万バーツ以上であること。 2. 以下の通り事業計画および事業範囲を有すること。 2.1 グループ内・関連会社に対するオフィスまたは工場の手配や賃貸を含むグループ内関連会社へのサービスおよび / または管理。並びに財務センター (Treasury Center) の業務範囲外のグループ内・関連企業への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なもの。例として、 <ul style="list-style-type: none"> ● タイ国外にある関連企業への外貨貸付 ● タイ国内にある関連企業へのタイバーツ貸付 ● ベトナム社会主義共和国、およびタイと国境を接している国にある関連企業へのタイバーツ貸付。借り入れた企業は、タイまたはその国での貿易または投資にのみ使用すること。 	B

業種	条件	恩典
<p>10.1.2 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC)</p>	<p>2.2 事業活動に関する助言およびアドバイス。 ただし、証券取引、外国為替、会計、法律、 広告、建築、土木エンジニアリングを除く。</p> <p>2.3 商品調達に関する情報サービス。</p> <p>2.4 建築、土木エンジニアリングを除く、エンジ ニアリングおよび技術サービスの提供。</p> <p>2.5 グループ内・関連会社で製造された、また は公式メーカーに任命された機械、機器、 道具、および設備に関する以下の業務で少 なくとも1つのサービスの提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸売のための輸入 ● トレーニング・サービス ● 据え付け、メンテナンス、補修修理 ● 機器校正 (Calibration) <p>2.6 タイ国内で製造された製品の卸売</p> <p>2.7 通信ネットワークを通じての国際ビジネス・ プロセス・アウトソーシングサービス (International Business Process Outsourcing)。例として、管理サービス、 財務・会計サービス、人材管理サービス、 セールス&マーケティングサービス、カスタ マーサービス、データ処理など。</p> <p>3. 関連会社およびグループ会社への貸付の場 合、2.1 のビジネス範囲の貸付以外のその 他のサービスを提供すること、または 2.2 ～2.7 で少なくとも1つのビジネス範囲 をすること。</p> <p>4. 機械の輸入税が免除されない。</p> <p>1. 以下の事業範囲に沿った、関連企業に対す るサービス提供の事業計画を有すること。</p> <p>1.1 一般管理、事業計画立案、ビジネ スコーディネーション</p> <p>1.2 原材料および部品の調達</p> <p>1.3 製品の研究開発</p> <p>1.4 技術支援</p> <p>1.5 マーケティングおよび販売促進</p> <p>1.6 人事管理、トレーニング</p> <p>1.7 財務に関するアドバイス</p> <p>1.8 経済と投資の分析および研究</p> <p>1.9 ローン管理・コントロール</p>	

業種	条件	恩典
	<p>1.10 財務センター (Treasury Center) の財務管理サービス</p> <p>1.11 国際貿易事業</p> <p>1.12 第 1.10 項の業務範囲外の関連企業への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なもの。例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タイ国外にある関連企業への外貨貸付 ● タイ国内にある関連企業へのタイパーツ貸付 ● ベトナム社会主義共和国、およびイと国境を接している国の関連企業へのタイパーツ貸付。借り入れた企業は、タイまたはその国での貿易または投資にのみ使用すること。 <p>1.13 関連会社に対するオフィスもしくは工場の手配や賃貸</p> <p>1.14 委員会が承認したその他の支援サービス</p> <p>2. 払込済登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。</p> <p>3. 国際ビジネスセンターに必要とされる知識および技能を持つ従業員を 10 人以上雇用すること。ただし、関連企業への財務管理サービス提供のみを有する国際ビジネスセンターの場合は、知識および技能を持つ従業員を 5 人以上雇用すること。</p> <p>4. 国際貿易事業または関連会社に対するオフィスもしくは工場の手配や賃貸を行う場合、上記の事業範囲の 1.1 – 1.10 の中の 1 つ以上有すること。</p> <p>5. 関連会社への貸付業務を行う場合、上記の事業範囲の 1.1 – 1.9 の中の 1 つ以上を有すること。</p> <p>6. 輸入税免除恩典が付与される機械は研究開発および研修・訓練に使用される機械でなければならない。</p> <p>7. 輸向け製造用の原材料および必要資材輸入税の免税恩典の対象とならない。</p>	

業種	条件	恩典
10.1.3 国際原材料・部品・ 構成部品調達事務所 (International Procurement Office : IPO)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造事業用の原材料・部品・構成品の調達のみとする。 2. 物流倉庫の賃借または倉庫の所有および倉庫管理専用情報技術システムを導入し在庫管理をすること。 3. 商品の品質検査や梱包など適切な商品調達および管理を実施すること。 4. 調達先を多数所有し、そのうち少なくとも国内に調達先を有すること。 5. 国内卸売及び / または輸出であること。 6. 払込登録資本金が 1,000 万パーツ以上であること。 	B
10.2 研究開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下記の少なくとも一つの事業範囲を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 基礎研究 (Basic Research) とは、学術的に価値のある新しい知識の探求または研究で、将来的に製品開発、製造工程、サービスに応用できるものを指す。 1.2 応用研究 (Applied Research) とは、新製品または工程を生み出すことを目的として、基礎知識を応用し、商業的な問題解決または知識向上のための研究を指す。関連する活動、例えば、工業向け、商業 向けの生産フォーミュラの開発、製品設計、製造工程の設計を含む。 1.3 パイロット開発 (Pilot Development) とは、基礎研究と応用研究から生産規模を拡大するために行われる活動を指す。パイロット開発は、市場のテストおよび / または工業レベルの製品設計を用いた製造工程に適した条件について情報を収集するためのプロトタイプおよび / または半工業レベルの製造工程のテスト開発である。 1.4 デモンストレーション開発は、パイロット開発を行うことにより工業規模での製造工程をテストすることを指す。技術の信頼性を確認し、品質管理面の評価、コスト面の評価とともに工程の安定性および商業生産の可能性を実証する。 	A1

業種	条件	恩典
	2. 東部経済回路、または内閣が高性能学校対象地域として指定された他の特別経済開発区、または、海外高性能大学校による教育開発委員会（Kor.Por.Or.Tor.）が同意した他の地域に立地すること。 3. 委員会が同意した規則、方法および条件に従うこと。	
観光事業		
10.8 観光促進事業 10.8.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル 10.8.2 遊覧船の乗船所サービス 10.8.3 遊園地 10.8.4 タイ芸術文化センターまたはタイ美術工芸展示場 10.8.5 野外動物園 10.8.6 博物館 10.8.7 カーレース場	他者がサービス提供のために使用するための船のレンタルを奨励しない。 船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を有すること。 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が5億バーツ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が3千万バーツ以上であること。 2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。 3. タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有すること。 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が5億バーツ以上であること。 2. 土地面積が500ライ以上であること。 3. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 4. グリーン・エリアと駐車場はそれぞれ全面積の15%以上とすること。 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が3千万バーツ以上であること。 2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。 1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が10億バーツ以上であること。	A3 A3 A3 A3 A3 A3 A3

業種	条件	恩典
<p>10.8.8 観光用ケーブルカーまたはトラムカー事業</p> <p>10.8.9 クルーズ・ターミナル (Cruise Terminal)</p> <p>10.8.10 大型で有益な観光地事業</p>	<p>2. サーキット (Circuit) の国際自動車連盟 (FIA) または国際モーターサイクリズム連盟 (FIM) から規格の認定を取得すること。</p> <p>3. 他のレース場、例えば、ドラッグレース場、ドリフト走行レース場、スーパークロスレース場がある場合、同格の規格又は国際基準またはガイドラインに従って、建設すること。</p> <p>4. 近隣住民に対する危険及びトラブルに対する予防、管理措置を有すること。</p> <p>投資金額 (土地代および運転資金を除く) が1億バーツ以上であること。</p> <p>1. 投資金額 (土地代及び運転資金を除く) が1億バーツ以上であること。</p> <p>2. クルーズと観光客の受け入れに必要な設備や施設が有すること。例えば、乗客の待機場所 (旅客ターミナル)、通関や入国の手続きを済ませる場所など。</p> <p>1. 投資金額 (土地代および運転資金を除く) が1億バーツ以上であること。</p> <p>2. 観光地の種類および構成要素は委員会または関係政府機関の同意を得ること。</p> <p>3. サービス提供には主にテクノロジーを使用すること。</p>	<p>A3</p> <p>A3</p> <p>A3</p>
<p>10.9 観光支援事業</p> <p>10.9.1 ホテル事業</p>	<p>1. 部屋数および投資金額は以下の通り。</p> <p>1.1 部屋数が100室以上である場合、投資金額 (土地代および運転資金を除く) は1室あたり200万バーツ以上であること。</p> <p>1.2 部屋数が100室未満である場合、投資金額 (土地代および運転資金を除く) は5億バーツ以上であること。</p> <p>1.3 中小企業 (SMEs) 向け投資奨励措置に基づき奨励を取得する場合、部屋数が20室以上、99室以下で、投資金額 (土地代および運転資金を除く) は1室あたり100万バーツ以上であること。</p>	

業種	条件	恩典
<p>10.9.2 コンベンションホール</p> <p>10.9.3 国際展示場</p>	<p>2. 事務局が定めた基準を満たすホテルであること。</p> <p>3. 以下の通り恩典を受けるとする。</p> <p>3.1 クラビ県、バンコク都、カンチャナブリー県、コーンケン県、チャチューンサオ県、チョンブリ県、チェンマイ県、ナコーンパトム県、ナコーンラチャシーマー県、ノンタブリ県、パトゥムターニー県、プラチュアップキリカーン県、アユタヤ県、バンガー県、ペッブリー県、プーケット県、ラヨーン県、ケット県、ラヨーン県、ソクラー県、サムットプラカーン県、サムットサーコーン県、サラブリー県、スラターニー県に事業所を設立する場合は、機械の輸入税が免除されない。</p> <p>3.2 その他の県に事業所を設立する場合</p> <p>1. 4,000 平方メートル以上の会議室用の面積を有し、最大の会議室は 3,000 平方メートル以上であること。</p> <p>2. 適切な施設および設備を有すること。</p> <p>3. 設計図について、委員会の同意を得ること。</p> <p>1. 室内展示場が 25,000 平方メートル以上あること。</p> <p>2. 全展示場に商談室を設けること。</p>	<p>B</p> <p>A4</p> <p>A3</p> <p>A3</p>
物流事業		
<p>10.10 大量輸送および大型貨物輸送、並びにの積荷の積み下ろし</p> <p>10.10.1 商業用空港</p> <p>10.10.2 航空輸送</p> <p>10.10.3 海運輸送</p> <p>10.10.4 鉄道輸送</p> <p>10.10.5 パイプライン輸送（水の輸送を除く）</p>	<p>海外からの中古機械を使用する場合は、タイ民間航空局（The Civil Aviation Authority of Thailand: CAAT）の規制に従うこと。</p>	<p>A2</p> <p>A3</p> <p>A2</p> <p>A2</p> <p>B</p>

業種	条件	恩典
<p>10.10.6 海上輸送のための積荷の積み下ろしサービス</p> <p>10.10.7 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、埠頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot: ICD)</p>	<p>委員会が同意した最新技術を持つ積荷取り扱い機械を使用すること。</p>	<p>A3</p> <p>A3</p>
<p>10.11 ロジスティクスセンター</p> <p>10.11.1 スマートシステムを活用した物流センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動倉庫および入出庫管理システム (Automatic Storage and Retrieval Systems: ASRS) や情報技術システムなどの高度技術を使用するコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 2. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が10億バーツ以上であること。 3. 奨励証書発行日から3年以内で以下の条件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 情報処理のため、国内にあData Center（データセンター）若しくは、Co-location（共同設置場所）を利用すること。 3.2 プロジェクトの従業員の内20%以上は工学、人工知能、データサイエンスなどの理工科関連からの大学卒業以上のタイ人であること。 3.3 委員会が同意した十分な現地の人材の参加を有し、高度技術を使用すタイでデータ分析またはデジタル取引関連のデータ管理を行うこと。 3.4 委員会が同意した Big Data（ビッグデータ）、Data Analytics（データアナリティクス）などの高度技術の研修を行うこと。 3.5 研究開発若しくは、委員会が同意した国内の教育・研究機関との連携による技術協力を行うこと。 	<p>A2</p>

業種	条件	恩典
10.11.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 3. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 1 億バーツ以上であること。 4. 5 カ国以上に対し物流を行うこと。また、顧客が海外に流通させた商品の管理費による収入の割合は総収入の 50% を超えること。 	A3
10.11.3 物流センター (Distribution Center: DC)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 	B

04 投資奨励申請の 手順および手続き

投資委員会の業務を迅速かつ効率的にし、被奨励者の手続きの円滑化を図るため、投資委員会事務局規定に基づき、奨励者の恩典行使および奨励申請手続きを以下の通り定める。

投資奨励申請の手続き

1

情報収集

投資奨励を申請したい投資家は以下にて情報収集をすることが出来る。

1. 投資委員会事務局、タイ国内地方事務所、海外事務所
2. www.boi.go.th



2

投資奨励申請書の提出

BOI の奨励対象業種に該当する事業を行っている投資奨励申請者は、www.boi.go.th サイトの e-Investment Promotion System を通じて、オンラインのみにて申請書を提出すること。

次の場合を除く。

- 生産効率向上のための奨励申請
- 事業譲受のための奨励申請
- 地域および社会開発のための投資奨励措置に基づく奨励申請



3

担当官との面談

(プロジェクトインタビュー)

プロジェクト担当官に連絡し、申請書提出日より 10 営業日以内に担当官との面談（プロジェクトインタビュー）を行う



4

プロジェクト審査

担当官は投資規模に応じてプロジェクト審査を行う。

2 億バーツ以下の投資
すべての関連書類提出後
40 営業日以内に審査

20 億バーツ以下の投資
すべての関連書類提出後
60 営業日以内に審査

20 億バーツ超の投資
すべての関連書類提出後
90 営業日以内に審査



5

審査結果の通知

BOI は議事録承認日より 7 営業日以内に審査結果を通知する。



6

奨励受理の回答

投資奨励申請者は奨励認可通知受領日より 1 ヶ月以内に奨励受理回答をすること。次の 2 つの方法で回答できる。

1. 奨励証書システム (e-Investment System) と同じユーザー名とパスワードを使用する Promotion Certificate system) で書式に記入する。
2. 事業譲渡の場合に限り、投資委員会事務局奨励証書係で奨励受理回答書式 (F GA CT 07) を提出する。



7

奨励証書発給申請

投資奨励取得者は、奨励受理回答日より 6 ヶ月以内に関連書類を提出するとともに奨励証書発給を申請すること。次の 2 つの方法で申請できる。

1. 奨励証書システム (e-Investment System) と同じユーザー名とパスワードを使用する Promotion Certificate system) で書式に記入する。
2. 事業譲渡の場合に限り、投資委員会事務局奨励証書係で奨励証書発給申請書 (F GA CT 08) に記入するとともに奨励証書発給の関連書類を提出すること。



8

奨励証書の発給

BOI は奨励証書発給申請書および全ての必要書類を受理後、10 営業日以内に奨励証書を発給する。



(第 2 項の例外に基づく) 奨励申請を書面で提出する場合は、
6 奨励受理の回答および 7 奨励証書発給申請の手続きを奨励証書システム (Promotion Certificate system) を通じて直接行わなければならない。

投資奨励の手続きおよび審査関連書類の規定

奨励申請の手続き	必要書類
<p>1. e-Investment Promotion システムにログインし、投資支援システムを通して投資奨励申請書を提出すること。</p> <p><u>ただし</u>、以下の申請は書面で申請できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 効率向上措置のための奨励申請 - 事業譲渡の推進のための奨励申請 - 地域および社会開発のための投資奨励措置に基づく奨励申請 	<p>一般業種への投資奨励申請の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 昨年度の財務諸表（もしある場合） 2. 沿革と過去の事業詳細 3. 写真および／またはカタログ 4. 生産工程の追加関連書類 5. 主要機械詳細の追加関連書類 6. 省エネ対策詳細の追加関連書類（もしある場合） 7. 事業によってその他の書類が必要な場合には、e-Investment Promotion システム経由で事務局より個別に知らせる。
<p>2. 奨励受理の回答</p> <ol style="list-style-type: none"> 2.1 奨励申請者は、認可通知受領日より 1 ヶ月以内に奨励受理回答様式 (F GA CT 07) を提出すること。 2.2 定めた期限内に奨励受理回答様式を提出できない場合、投資委員会事務局規定第 1/2553 号件名：投資奨励手続き所要期間の規定に基づき、奨励受理回答延期申請書を 1 ヶ月毎に 3 回まで提出できる。 	<p>申請用関連書類は無い。</p>
<p>3. 奨励証書の発給</p> <ol style="list-style-type: none"> 3.1 奨励申請者は、奨励受理回答様式の提出日より 6 ヶ月以内に、奨励証書発給申請書 (F GA CT 08) を以下の必要書類とともに提出すること。尚、事務局は、奨励証書発給申請書および全ての必要書類を受理後、10 営業日以内に奨励証書を発給する。 3.2 定めた期限内に奨励証書発給申請書および必要書類を提出できない場合、投資委員会事務局規定第 1/2553 号件名：投資奨励手続き所要期間の規定に基づき、奨励証書発給申請期限延長申請書を 4 ヶ月毎に 3 回まで提出できる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奨励証書発給申請書 (F GA CT 08) : 必要事項を全て記入すること 2. タイ国外からの資金送金を証明する書類 (外国からの投資の場合) 3. インフラ、労働調査票 (F GA CT 13) 4. 審査結果通知書に記載されているその他の書類 (ある場合)

注：

- e-Investment Promotion システムを通して投資奨励申請書を提出した場合、奨励証書システム (Promotion Certificate System) を通して受理回答ができる。ただし、事業譲渡の場合は投資委員会事務局総務部奨励証書係までご回答ください。
- 書面で奨励申請した場合、直接に奨励証書システム (Promotion Certificate System) を通して受理回答をしなければならない。

05

特別措置



国境特別経済開発区（SEZ） における投資奨励措置

近隣国との経済的連携を構築し、地方レベルと地域レベルの両方で徹底的に社会的・経済的分散を推進する。興味のある方は以下にて措置の詳細をご確認ください。

国境特別経済開発区は以下の通り

- 1** ターク県特別経済開発区 ターク県の3郡内14タンボン

 - メーソット郡内の8タンボン：メーソット、メータオ、ターサイルアット、プラタートパーデン、メーカーサー、メーパ、メーク、マハーワン
 - ポップラ郡内の3タンボン：ポップラ、チョンケーブ、ワレー
 - メーラマート郡内の3タンボン：メーチャラオ、メーラマート、カネーチュー
- 2** ムクダーハーン県特別経済開発区 ムクダーハーン県の3郡内11タンボン

 - ムアンムクダーハーン郡内の5タンボン：シーブンルアン、ムクダーハーン、バンサイヤイ、カムアーフアン、ナーシーヌアン
 - ワーンヤイ郡内の4タンボン：バンサイノイ、チャノート、ワーンヤイ、ポンカーム
 - ドーンターン郡内の2タンボン：ポーサイ、ドーンターン
- 3** サケーオ県特別経済開発区 サケーオ県の2郡内4タンボン

 - アランヤプラテート郡内の3タンボン：バーンダーン、パーライ、ターカーム
 - ワッタナーナコーン郡内の1タンボン：パッカ
- 4** トラート県特別経済開発区 トラート県クロンヤイ郡内の3タンボン：クロンヤイ、ハートレック、マイルルート
- 5** ソクラー県特別経済開発区 ソクラー県サダオ郡内の4タンボン：サダオ、サムナックカーム、サムナックテーオ、パダンベサー



6 チェンライ県特別経済開発区 チェンライ県の3郡内21タンボン

- チェンコーン郡内の7タンボン：クルン、ブンルアン、リムコーン、ウィアン、シードーンチャイ、サターン、フアイソー
- チェンセーン郡内の6タンボン：バーンセウ、パーサク、メーグン、ヨーノック、ウィアン、シードーンムーン
- メーサイ郡内の8タンボン：コチャー、バーンダーイ、ポーンガーム、ポーンパー、メーサイ、ウィアンパーンカム、シームアンチュム、ファイクライ

7 ノンカーイ県特別経済開発区 ノンカーイ県の2郡内13タンボン

- ムアンノンカーイ郡内の12タンボン：カーイボックワーン、ナIMUMアン、バーンドゥア、プラタートバンブアン、ポーチャイ、ポーンサワーン、ミーチャイ、ウィアンクック、シーカーイ、ノンコムコ、ハートカム、ヒンゴーム
- サクライ郡内の1タンボン：サクライ

8 ナコーンパノム県特別経済開発区 ナコーンパノム県の2郡内13タンボン

- ムアンナコーンパノム郡内の10タンボン：クルク、ターコー、ナーサーイ、ナーラートクワイ、ナIMUMアン、バーンブン、ポーターク、ノンヤート、ノンセーン、アートサーマート
- ターウテン郡内の3タンボン：ノーンターン、ラームラート、ウェーンプラバート

9 カンチャナブリー県特別経済開発区 カンチャナブリー県ムアンカンチャナブリー郡内の2タンボン：ケーンシアン、バーンカオ

10 ナラティワート県特別経済開発区 ナラティワート県の5郡内5タンボン

- ムアンナラティワート郡内の1タンボン：コークキアン
- タークバイ郡内の1タンボン：ジェヘー
- イーゴー郡内の1タンボン：ラハーン
- ウェーン郡内の1タンボン：ロジュード
- スガイコーロック郡内の1タンボン：スガイコーロック

恩典

対象業種

投資額に相当した金額を上限とした8年間法人所得税免、
(14グループの対象業種および奨励対象ではなくなった5つの業種)

投資額に相当した金額を上限とした、追加の法人所得税の5年間
50%減税(14グループの対象業種のみ)

一般業種

投資額に相当した金額を上限とした、追加の3年間法人所得税免
除(合計8年間を超えない)。既に8年間の法人所得税免除恩典を
取得している場合、追加の法人所得税の5年間50%
減税が付与される。



機械の輸入税を免除する。

輸出向け製造用の原材料の輸
入税を5年間免除する。

輸送費、電気代および水道代の2倍
までを10年間控除する。

インフラの設置費または建設費の
25%を控除する。

税制以外の恩典

特記： ナラティワート県における特別経済開発区の場合、国境特別経済開発区政策上の業種条件を緩和し、南部国境県における投資奨励措置に基づく恩典を付与する。

国境特別経済開発区における

13 グループの対象業種は以下の通り

- (1) 農業、水産業および関連事業
- (2) 医療用品の製造および医療サービス
- (3) 繊維、衣類、皮革産業
- (4) 家具の製造
- (5) セラミックス製品、金属、資材の製造
- (6) プラスチック製品およびパルプの製造
- (7) 公共施設
- (8) 電気電子産業
- (9) プラスチック製造
- (10) 薬品製造
- (11) ロジスティクス
- (12) 工業団地 / 工業区
- (13) 観光支援事業

国境特別経済開発区における対象業種

からの5つの追加対象業種は以下の通り

- (1) 業種 5.2.5 公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造、および建設資材の製造
- (2) 業種 5.4.15 建設用もしくは工業用金属構造の製造 (Fabrication Industry)
- (3) 業種 6.4.2 消費生活用のプラスチック製品の製造、
例：プラスチック梱包
- (4) 業種 6.6.7 パルプまたは紙からの製品の製造、
例：紙箱
- (5) 業種 7.2.4 工場、およい / または倉庫のための建物開発

特別経済開発区におけるターゲット産業の対象業種表および条件の詳細



関連布告

- 仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 19/2565 号 件名：特別経済開発区における投資奨励措置



東部経済回路(EEC)における 投資奨励措置

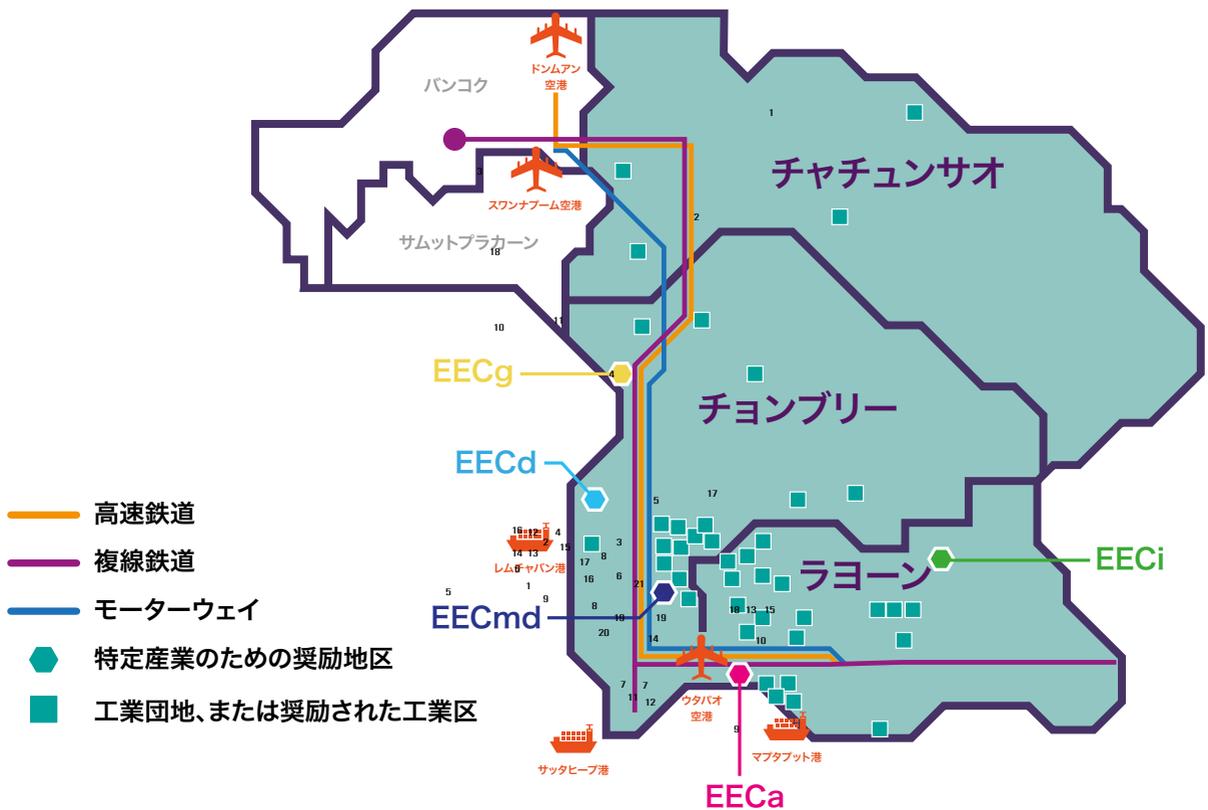
ターゲット事業およびチャチュンサオ、チョンブリー、およびラヨーンの地域内3 県へのよのさらなる投資、かつ民間企業の人材開発並びに技術・イノベーションの研究開発への参加を促進する。興味のある方は以下にて措置の詳細をご確認ください。

基準および条件

1. 次の東部経済回廊（EEC）の対象事業であること。国の競争力向上に重要で高度技術を使用する A1+、A1、A2、A3 および A4 グループ事業であること。本措置に基づく奨励対象としない業種は下記の通り。

- 業種 1.1.4 深海漁業
- 業種 8.2.3 国際高速海洋通信回線回線サービス
- 業種 10.9.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル
- 業種 10.10.2 航空輸送
- 業種 10.10.3 海運輸送
- 業種 10.10.4 鉄道輸送

2. チャチュンサオ県、チョンブリー県及びラヨン県に立地する。



- EECa : 東部航空都市
- EECi : 東部経済回廊イノベーション地区
- EECd : デジタルパーク・タイランド
- EECmd : タマサート(パタヤ)メディカルハブ
- EECg : ブラパー大学(バンセーン)ゲノム医学の奨励地区
- EECtp : バーンチャン・デジタルイノベーション・高度技術センター、ラヨン県

3. チャチュンサオ県、チョンブリー県及びラヨン県に立地する。

業種	基礎特典	追加特典				
		人材開発／研究 開発がある場合	特定地域に立地する場合			工業団地/ 奨励された工業区
			EECi EECd EECa EECmd EECg EEC STP	追加	工業団地/ 奨励された工業区	
A1+ グループ事業	10 - 13 年間法人 所得税免除	さらに2年間の法人 所得税免除を 追加	さらに1年間の法人所得税 免除を追加			さらに1年間の 法人所得税免除 を追加
A1 - A2 グループ 事業	8年間法人所得 税免除	さらに3年間の法人 所得税50%減 税を追加	さらに2年間の法人所得税 50%減税を追加			-
A3 - A4 グループ 事業	3 - 5 年間法人 所得税免除			さらに1年間の 法人所得税免除 を追加		

特記

1. 人材開発や技術・イノベーションの研究開発の基準および立地の基準に従うプロジェクトは、両方の追加の法人所得税特典を取得することができる。
2. プロジェクトが EECa、EECi、EECd、EECmd、EECg、EECTp または工業団地 / 工業地区に立地する場合、追加で法人所得税の特典のいずれか一つが選択できる。
3. 付与される法人所得税免除の特典が合計 8 年を超えるプロジェクトは、第 35 (1) 条に基づく法人所得税減税の特典が追加で付与されない。
4. A1+ グループ事業のプロジェクトである場合、法人所得税免除期間は合計 13 年以内とする。A1 - A4 グループ事業のプロジェクトである場合、法人所得税免除期間は合計 8 年以内とする。
5. 法人所得税減税期間は合計 5 年以内とする。

人材開発がある場合

職業統合学習 (WiL) プロジェクト・デュアル職業訓練プロジェクト・協同教育プロジェクトとの協力、または投資委員会が同意した科学やその他の技術分野におけるタイ人材開発のための協力など定められた形態の協力を教育機関と有すること。また、職業訓練に学生を受け入れる協力計画を提出すること。なお、職業訓練に参加する学生の数は投資奨励を申請するプロジェクトの全従業員の 10% 以上、または 40 人以上のいずれか少ない方であること。

技術・イノベーションの研究開発の場合

技術・イノベーションの研究開発 (自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発) への投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 1% 以上または 2 億バーツ以上で、いずれか少ない方であること。

なお、本措置に基づく職業訓練を受ける学生人数または技術・イノベーションの研究開発への投資または支出を利用し、他の措置と特典の重複申請ができないものとする

事業を特定地域に立地する場合

1. 下記の東部経済回廊（EEC）における特定産業のための特別奨励地区にプロジェクトを立地する場合
 - 東部航空都市 (EECa)
 - 東部経済回廊イノベーション地区 (EECi)
 - デジタルパーク・タイランド (EECd)
 - タマサート（パタヤ）メディカルハブ (EECmd)
 - ブラパー大学（バンセーン）ゲノム医学の奨励地区 (EECg)
 - バーンチャン・デジタルイノベーション・高度技術センター、ラヨーン県 (EECTp)
2. チャチュンサオ県、チョンブリー県およびラヨーン県内の奨励されている工業団地または工業区にプロジェクトを立地する場合

関連布告



- 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 17/2565 号 件名：東部経済回廊（EEC）における投資促進措置
- 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 16 日付投資委員会事務局布告第 Por.4/2565 号 件名：投資委員会布告第 11/2565 号、第 12/2565 号、第 13/2565 号、第 14/2565 号、第 15/2565 号および第 17/2565 号に基づく恩典の対象外とする業種



特別経済回廊 (NEC, NeEC, CWEC, SEC) における投資奨励措置

ターゲット産業クラスターへの投資を増加させ、民間企業の人材開発や技術・イノベーションの研究開発への参加を促進する。興味のある方は以下にて措置の詳細をご確認ください。

基準および条件

1. 次の特別経済回廊にプロジェクトを立地すること。

NEC

NEC：北部経済回廊
(Northern Economic Corridor:
NEC-Creative LANNA) はチェン
ライ県、チェンマイ県、ランプーン県、
ランパーン県からなる。

NeEC

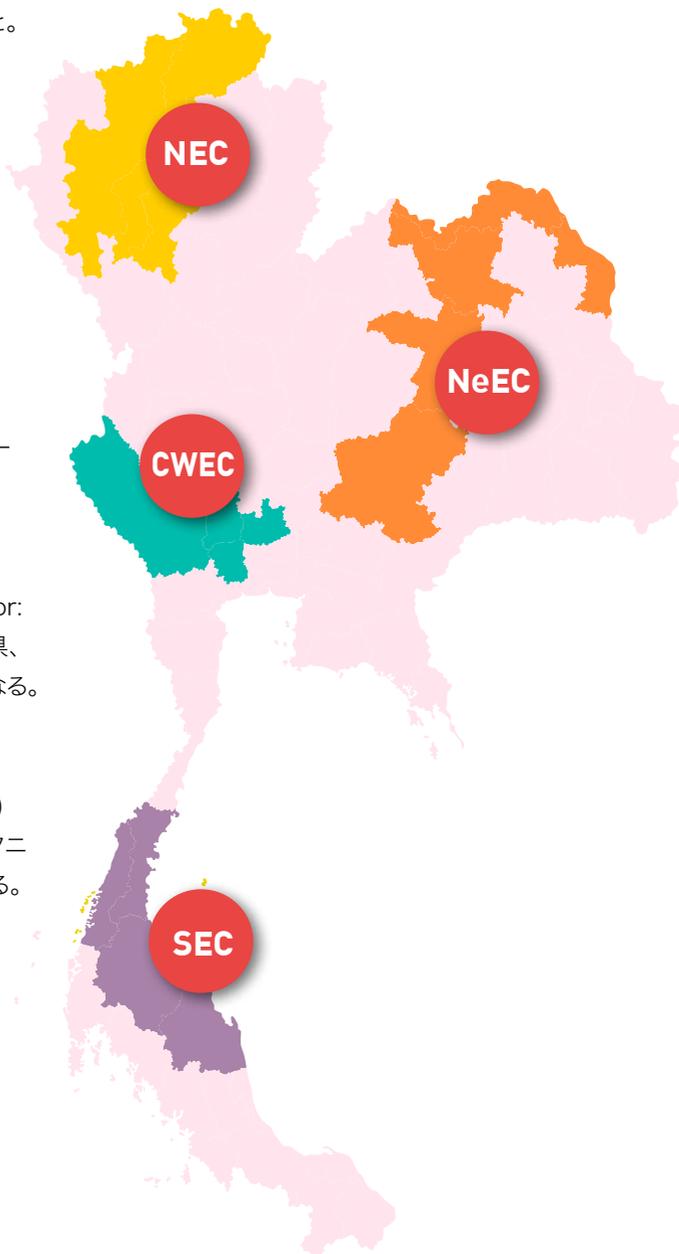
NeEC：北東部経済回廊
(Northeastern Economic Corridor:
NeEC - Bioeconomy) はナコーンラー
チャシーマー県、コーンケン県、ウドー
ンターニー県、ノンカーイ県からなる。

CWEC

CWEC：中西部経済回廊
(Central-Western Economic Corridor:
CWEC) はアユタヤ県、ナコーンパトム県、
スパンブリー県、カンチャナブリー県からなる。

SEC

SEC：南部経済回廊
(Southern Economic Corridor: SEC)
はチュムポーン県、ラノーン県、スラーターニ
ー県、ナコーンシータマラート県からなる。



2. 以下の通りに特別経済回廊におけるターゲット産業クラスターに立地する A1+、A1、A2、A3 および A4 グループ事業であること。

特別経済回廊	県名	ターゲット産業
NEC	北部経済回廊 チェンマイ県、チェンライ県、ランブーン県、ランパーン県	<ul style="list-style-type: none"> 農業・食品産業 創造産業 デジタル産業 観光業・ウェルネスツーリズム
NeEC	北東部経済回廊 コーンケン県、ナコーンラーチャーシーマー県、ウドーンターニー県、ノンカーイ県	<ul style="list-style-type: none"> 農業・食品産業 バイオ産業
CWEC	中西部経済回廊 アユタヤ県、ナコーンパトム県、スパンブリー県、カンチャナブリ県	<ul style="list-style-type: none"> 農業・食品産業 電気・電子産業
SEC	南部経済回廊 ラノーン県、スラータニー県、チュムポン県、ナコーンシータマラート県	<ul style="list-style-type: none"> 農業・食品産業 観光業・ウェルネスツーリズム バイオ産業



特別経済回廊におけるターゲット産業クラスター毎の対象業種表および条件の詳細

特記

業種	基礎恩典	追加恩典		
		人材開発／研究開発がある場合	特定地域に立地する場合	
			Science and Technology Zones	工業団地／奨励された工業区
A1+ グループ事業	10 - 13 年間法人所得税免除	さらに2年間の法人所得税免除を追加	特記	さらに2年間の法人所得税免除を追加
A1 - A2 グループ事業	8年間法人所得税免除	さらに3年間の法人所得税50%減税を追加		さらに1年間の法人所得税免除を追加
A3 - A4 グループ事業	3 - 5 年間法人所得税免除	さらに5年間の法人所得税50%減税を追加		さらに1年間の法人所得税免除を追加

特記

1. 人材開発や技術・イノベーションの研究開発の基準および立地の基準に従うプロジェクトは、両方の追加の法人所得税恩典を取得することができる。
2. 科学技術パークまたは工業団地 / 工業地区にプロジェクトを立地する場合、追加で法人所得税の恩典のいずれか一つが選択できる。
3. 付与される法人所得税免除の恩典が合計 8 年間を超えるプロジェクトは、第 35 (1) 条に基づく法人所得税減税の恩典が追加で付与されない。
4. A1+ グループ事業のプロジェクトである場合、法人所得税免除期間は合計 13 年以内とする。A1 - A4 グループ事業のプロジェクトである場合、法人所得税免除期間は合計 8 年以内とする。
5. 法人所得税減税期間は合計 5 年以内とする。

人材開発がある場合

職業統合学習 (WiL) プロジェクト・デュアル職業訓練プロジェクト・協同教育プロジェクトとの協力、または投資委員会が同意したタイ人材開発のための協力など定められた形態の協力を教育機関と有すること (科学技術に限らない)。また、職業訓練に学生を受け入れる協力計画を提出すること。なお、職業訓練に参加する学生の数は投資奨励を申請するプロジェクトの全従業員の 10% 以上、または 40 人以上のいずれか少ない方であること。

技術・イノベーションの研究開発がある場合

技術およびイノベーションの研究開発 (自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発) への投資もしくは支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 1% 以上または 2 億バーツ以上で、いずれか少ない方であること。

なお、本措置に基づく職業訓練を受ける学生人数または技術およびイノベーションの研究開発への投資もしくは支出を利用し、他の措置と恩典の重複申請はできないものとする。

立地の場合

1. 特別経済回廊における奨励されているまたは投資委員会が同意した科学技術パークにプロジェクトを立地する場合は、科学技術パーク開発のための追加恩典を付与する。

投資委員会が同意した科学技術パークの詳細



2. 特別経済回廊における奨励されている工業団地または工業区にプロジェクトを立地する場合は、工業用地開発のための追加恩典を付与する。

関連布告



- 仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 18/2565 号 件名: 特別経済回廊における投資奨励措置
- 仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 22/2565 号 件名: 科学技術パークにおける投資奨励措置



産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry)

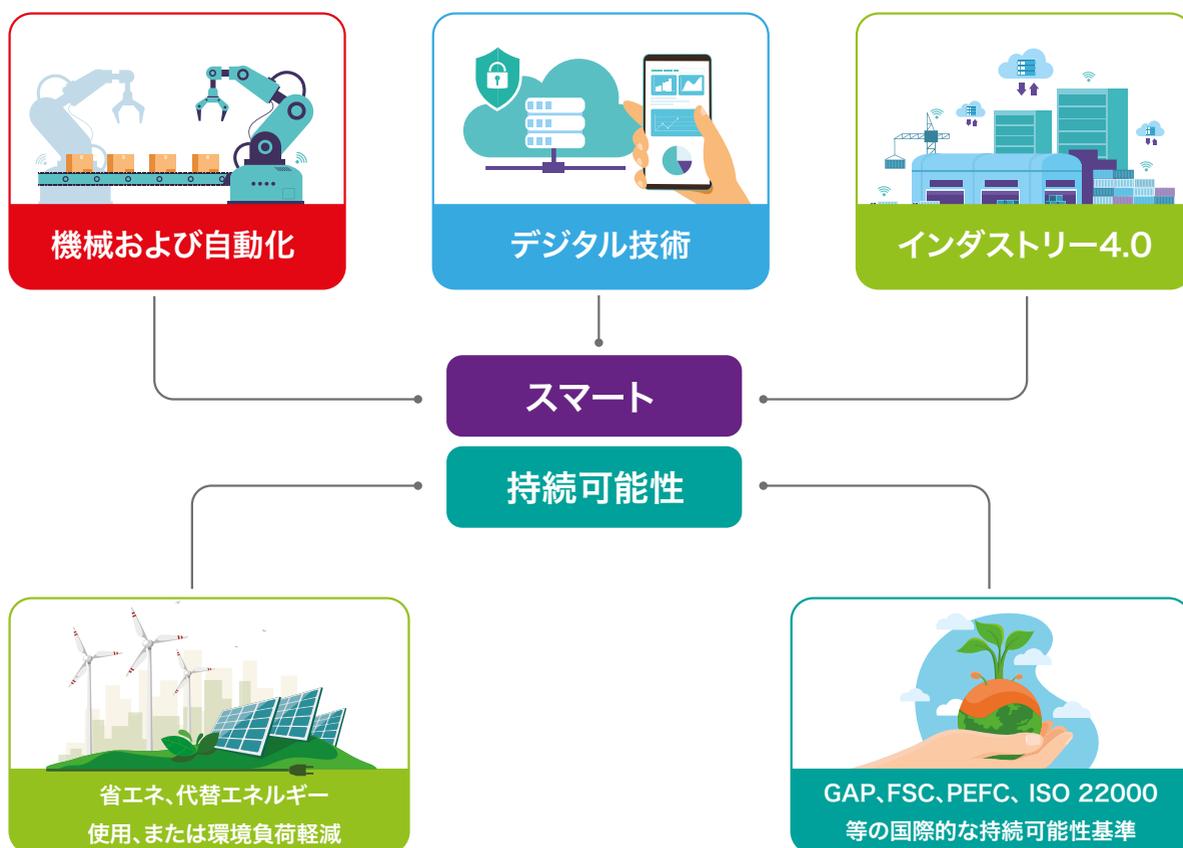
スマートかつ持続可能な産業への移行を加速するために、インダストリー 4.0 に向けて製造およびサービスの両方で持続可能な方法でタイ産業の発展と改革を推進し促進する。
興味のある方は以下にて措置の詳細をご確認ください。

1.既に操業しているプロジェクトに対する効率向上措置

本措置は以下の事業に適用する。

- (1) 本措置は被奨励事業か否かにかかわらず、既に操業している事業であること。奨励申請の際に投資奨励を発表した対象業種であること。ただし、事務局が指定した本措置に基づき奨励対象外とする一部の事業は除く。
- (2) 既存の被奨励プロジェクトの場合は、法人所得税の恩典が終了した後に本措置に基づき奨励申請ができる。または、法人所得税の免除恩典が付与されていないプロジェクトであること。
- (3) 効率向上のための投資金額（土地代および運転投金を除く）は100万バーツ以上とする。

以下の効率向上が行われる





1.1 機械入れ替えおよび自動化による効率向上措置

以下の2つの場合において、事務局が定めた基準に基づく機械入れ替えへの投資計画を提出すること。

- (1) 製造 / サービスの効率向上のために既存の生産ラインまたはサービス提供に自動化を導入する機械入れ替えの場合、指定の指標に従わなければならない。

この場合に基づく投資奨励申請の対象外とする業種は以下の通りである。

- 業種 2.2.2.2 健康回復センター
 - 業種 3.6 一般自動車の製造
 - 業種 3.7 オートバイの製造（総排気量が248cc. 未満のものを除く）
 - 業種 3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV)、Hybrid Electric Vehicle (HEV) の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造
 - 業種 5.2.4.2 セメントの製造
 - 業種 5.4.10 コイルセンター
 - 業種 8.3.3 コワーキングスペース (Co-Working Space) 事業
 - 業種 10.1.1 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO)
 - 業種 10.1.2 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC)
 - 業種 10.1.3 国際原材料・部品・構成品調達事務所 (International Procurement Office : IPO)
- (2) 製造 / サービスの効率向上のために自動化を使用しない機械入れ替えの場合
- (2.1) 業務プロセスまたは管理の向上のために効率向上に自動化機械でない新技術を導入する場合は、業績が指定の指標通りにしなくてはならない。
- (2.2) 既存種類の製造技術 / 既存の生産ラインの新モデル機械を使用する場合、業績が指定の指標通りにしなくてはならない。
- (2.3) 効率向上のための機械入れ替え

この場合に基づく投資奨励申請の対象外とする業種は以下の通りである。

- 業種 3.7 オートバイの製造（総排気量が248cc. 未満のものを除く）
- 業種 3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV)、Hybrid Electric Vehicle (HEV) の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造
- 本措置に基づく奨励申請する時点で奨励を取得している B グループ事業

機械入れ替えおよび自動化による効率向上措置に基づく 投資金額の計算

投資 / 支出	全額計上	半額計上
1. 機械設備への投資金額もしくは支出	✓	
2. ソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用への投資金額もしくは支出、およびクラウドもしくはデータセンターのレンタル / サービス使用への投資金額もしくは支出		
2.1 機械 / 設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用への投資金額もしくは支出	✓	
2.2 人工知能 (Artificial Intelligence いわゆる AI)、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics) への投資金額もしくは支出	✓	
2.3 企業管理でのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用への投資金額もしくは支出		
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関の認証を取得したタイ国内事業者により開発または改良された分 ● 関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者により開発または改良された分 	✓	✓
2.4 クラウドまたはデータセンターのレンタル / サービス使用にかかる支出		
<ul style="list-style-type: none"> ● タイ国内 ● タイ国外 	✓	✓

恩典

1. 機械の輸入税を免除する。
2. 効率向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の 50%を上限とし法人所得税を 3 年間免除する。尚、既に操業している事業による収入を対象とする。

入れ替えた機械の金額の 30% 以上、タイ国内の自動化機械製造産業への連携または支援がある機械を使用する場合は、効率向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限とし法人所得税を 3 年間免除する。

3. 法人所得税免除期間は、奨励証書取得後に収入が発生した日からとする。また、奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。



1.2 デジタル技術導入による効率向上措置

奨励申請者は下記のいずれかの指定基準に則ったデジタル技術導入による業務効率化の投資計画を提出すること。

- (1) 体系的な内部連携 (Integrated) および一部の外部連携 (Connected)、または内部と外部の両方に連携するソフトウェア、プログラムや情報システムの導入。データ連携は、生産またはサービスの効率向上のため、資源管理に使用する少なくとも3つ以上の機能を持つこと。
- (2) 人工知能 (ARTIFICIAL INTELLIGENCE:AI)、機械学習 (MACHINE LEARNING) の活用とビッグデータの用またはデータの分析 (Data Analytics)。
- (3) National e-Payment システムへのアクセス等、委員会が同意した公的機関のシステムと企業のシステム間のデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入。

(1) と (3) の場合は、関連機関の認証を取得したタイにおける事業者により開発または改良されたソフトウェア、プログラムまたは情報システム使用への投資または支出を有すること。

この場合に基づく投資奨励申請の対象外とする業種は以下の通りである。

- 業種 1.3.2.1 自社でシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有し、かつ機械・設備を製造する現代農業の機械・設備および現代農業システムの製造またはサービス
- 業種 1.3.2.2 システム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有するが、自社で機械・設備を製造しない現代農業の機械・設備および現代農業システムの製造またはサービス
- 業種 1.3.2.3 現代農業システムのサービス
- 業種 1.4.6 デジタル農産物ショッピングセンター
- 業種 2.2.2.2 健康回復センター
- 業種 3.6 一般自動車の製造
- 業種 3.7 オートバイの製造 (総排気量が 248cc. 未満のものを除く)
- 業種 3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV)、Hybrid Electric Vehicle (HEV) の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造
- 業種 3.18.2.3 人工衛星および地上局に携わるシステムまたはソフトウェアのデザインおよび開発
- 業種 3.21.2 訓練シミュレーターおよび仮想現実訓練システム、並びにその部品の製造および/または訓練シミュレーターまたは仮想現実訓練システムの修理
- 業種 5.2.4.2 セメントの製造
- 業種 5.4.10 コイルセンター
- 業種 7.2.2 スマート工業団地または工業区
- 業種 8.1 ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業
- 業種 8.2.1 データセンター
- 業種 8.2.2 クラウドサービス (Cloud Service)
- 業種 8.3.3 コワーキングスペース (Co-Working Space) 事業
- 業種 8.4.1 スマートシティ地域開発事業
- 業種 8.4.2 スマートシティのシステム開発事業
- 業種 10.1.1 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO)

- 業種 10.1.2 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）
- 業種 10.1.3 国際原材料・部品・構成部品調達事務所（International Procurement Office : IPO）
- 業種 10.11.1 スマートシステムを活用した物流センター

この場合に基づく投資奨励申請の対象外とする業種は以下の通りである。

デジタル技術導入の形態	投資 / 支出	全額計上	半額計上
<ul style="list-style-type: none"> - 体系的な内部連携(Integrated)、および一部の外部連携(Connected)、または内部と外部の両方に連携するソフトウェア、プログラムや情報システムの導入の場合 - National e-Paymentシステムへのアクセス等、委員会が同意した公的機関のシステムと企業のシステムの間でのデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入の場合 	1. 下記の者で開発/改良されたソフトウェア、プログラムや情報システム使用への投資/支出		
	- 関連機関から認証されたタイ国内企業家	✓	
	- 関連機関から <u>認証されない</u> タイ国内企業家		✓
	2. クラウドサービスまたはデータセンターのレンタル・利用にかかる支出		
	- タイ国内	✓	
	- タイ国外		✓
<ul style="list-style-type: none"> - 人工知能 (ARTIFICIAL INTELLIGENCE: AI)の活用、機械学習 (Machine Learning) の活用、ビッグデータの活用またはデータの分析 (Data Analytics) の場合 	1. 以下の技術への投資/支出	✓	
	- 人工知能 (ARTIFICIAL INTELLIGENCE: AI) の活用機械学習 (Machine Learning)		
	- ビッグデータの活用		
	- データ分析 (Data Analytics)		
	2. クラウドサービスまたはデータセンターのレンタル・利用にかかる支出		
	- タイ国	✓	
	- タイ国外		✓

恩典

1. 法人所得税を3年間免除し、向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の50%を上限とする。ただし、既存事業からの収入を、法人所得税免除対象の収入とする。
2. 法人所得税の免除期間は、奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。また、奨励証書発給日より3年以内に実行を完了させること。



1.3 インダストリー 4.0 へのレベルアップによる効率向上措置

奨励申請者は国家科学技術開発（NSTDA）が同意したインダストリー 4.0 へのレベルアップによる効率向上計画を提案し、以下の指定された基準に従って、効率向上のために既存の生産ラインまたはサービス提供においてインダストリー 4.0 へのレベルアップのための機械入れ替えに投資すること。

- 自動化およびデバイス間の接続 (Automation and Network Technology)
- データ分析およびスマートオペレーション (Smart Operation)
- 生産プロセスと企業管理でのデジタル技術使用 (Digital Technology in Production & Enterprise Processes) など

この場合に基づく投資奨励申請の対象外とする業種は以下の通りである。

- 業種 2.2.2.2 健康回復センター
- 業種 3.6 一般自動車の製造
- 業種 3.7 オートバイの製造（総排気量が 248cc. 未満のものを除く）
- 業種 3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV)、Hybrid Electric Vehicle (HEV) の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造
- 業種 5.2.4.2 セメントの製造
- 業種 5.4.10 コイルセンター
- 業種 8.3.3 コワーキングスペース (Co-Working Space) 事業
- 業種 10.1.1 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO)
- 業種 10.1.2 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC)
- 業種 10.1.3 国際原材料・部品・構成品調達事務所 (International Procurement Office : IPO)

インダストリー 4.0 へのレベルアップによる効率向上措置に基づく投資金額の計算

投資 / 支出	全額計上	半額計上
1. 機械設備への投資または支出	✓	
2. ソフトウェア、プログラムまたは情報システム使用への投資もしくは支出、およびクラウドまたはデータセンターのレンタル / サービス使用への投資または支出		
2.1 機械 / 設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システム使用への投資もしくは支出	✓	
2.2 人工知能 (Artificial Intelligence いわゆる AI)、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics) への投資もしくは支出	✓	
2.3 企業管理でのソフトウェア、プログラムまたは情報システム使用への投資もしくは支出 <ul style="list-style-type: none"> 委員会が同意した関係機関の認証を取得したタイ国内事業者により開発または改良された分 委員会が同意した関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者により開発または改良された分 	✓	✓
2.4 クラウドまたはデータセンターのレンタル / サービス使用にかかる支出 <ul style="list-style-type: none"> タイ国内 タイ国外 	✓	✓

恩典

1. 機械の輸入税を免除する。
2. 投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限として、法人所得税を 3 年間免除する。尚、既に操業している事業による収入を法人所得税免除の対象収入とする。
3. 法人所得税免除期間は、奨励証書取得後に収入が発生した日からとする。また、奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。



1.4 省エネ、代替エネルギー使用、または環境負荷軽減による効率向上措置

奨励申請者は、省エネ、事業への代替エネルギーの導入、または環境負荷軽減のための機械の入れ替え投資計画を提出し、以下のいずれか一つを行うこと。

この場合に基づく投資奨励申請の対象外とする業種は以下の通りである。

- 業種 2.2.2.2 健康回復センター
- 業種 5.2.4.2 セメントの製造
- 業種 5.4.10 コイルセンター
- 業種 8.3.3 コワーキングスペース（Co-Working Space）事業
- 業種 10.1.1 貿易ならびに投資支援事務所（Trade and Investment Support Office: TISO）
- 業種 10.1.2 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）
- 業種 10.1.3 国際原材料・部品・構成品調達事務所
（International Procurement Office：IPO）

*なお、業種 5.2.4.2 は温室効果ガス排出量を削減するための環境負荷軽減のための機械入れ替えのみへの投資奨励申請することができる。

恩典

1. 機械の輸入税を免除する。
2. 法人所得税を3年間免除し、効率向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の50%を上限とする。ただし、既存事業からの収入を、法人所得税免除対象の収入とする。
3. 法人所得税免除期間は、奨励証書取得後に収入が発生した日からとする。また、奨励証書発給日より3年以内に実行を完了させること。



1.5 国際的な持続可能性認証 (Sustainability) を目指した高度化による効率向上措置申

奨励申請者は、農業生産工程管理 (Good Agriculture Practices: GAP)、森林管理協議会が認証した基準 (Forest Stewardship Council: FSC)、PEFCs 認証制度 (Program for the Endorsement of Forest Certification Scheme)、ISO22000 (食品安全)、持続可能な森林の管理システム (ISO14061 Sustainable Forest Management System (SFM) などの国際的な持続可能性認証 (Sustainability) を目指した産業高度化のための投資または支出があること。

恩典

1. 機械の輸入税を免除する。
2. 法人所得税を 3 年間免除し、向上のための投資金額 (土地代および運転資金を除く) の 50% を上限とする。ただし、既存事業からの収入を、法人所得税免除対象の収入とする。
3. 法人所得税の免除期間は、奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。また、奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。

2.B グループ事業向けの投資奨励を申請する新規投資プロジェクトに対する産業高度化措置

本措置は以下の事業に適用する。

奨励申請の際に投資委員会が投資奨励を発表した B グループ事業において新しいプロジェクトに投資する事業である。
ただし、次のような本措置に基づき奨励対象外とする一部の業種は除く。

- 業種 2.2.2.2 健康回復センター
- 業種 3.6 一般自動車の製造
- 業種 3.7 オートバイの製造（総排気量が 248cc. 未満のものを除く）
- 業種 3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV)、Hybrid Electric Vehicle (HEV) の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム（BEV Platform）の製造
- 業種 5.2.4.2 セメントの製造
- 業種 5.4.10 コイルセンター
- 業種 8.3.3 コワーキングスペース（Co-Working Space）事業
- 業種 10.1.1 貿易ならびに投資支援事務所（Trade and Investment Support Office: TISO）
- 業種 10.1.2 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）
- 業種 10.1.3 国際原材料・部品・構成品調達事務所（International Procurement Office : IPO）

次のことが行われる



機械および自動化



インダストリー 4.0



2.1 生産またはサービスへの自動化またはロボット導入による産業高度化措置

奨励申請者はプロジェクトにおける生産支援またはサービス提供に導入する自動化機械またはロボットへの投資計画を提出すること。

生産またはサービスへの自動化またはロボット導入による 産業高度化措置に基づく投資金額の計算

投資 / 支出	全額計上	半額計上
1. 機械設備への投資または支出	✓	
2. ソフトウェア、プログラムまたは情報システム使用への投資もしくは支出、およびクラウドまたはデータセンターのレンタル / サービス使用への投資または支出		
2.1 機械 / 設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システム使用への投資もしくは支出	✓	
2.2 人工知能 (Artificial Intelligence いわゆる AI)、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics) への投資もしくは支出	✓	
2.3 企業管理でのソフトウェア、プログラムまたは情報システム使用への投資もしくは支出 <ul style="list-style-type: none"> 委員会が同意した関係機関の認証を取得したタイ国内事業者により開発または改良された分 委員会が同意した関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者により開発または改良された分 	✓	✓
2.4 クラウドまたはデータセンターのレンタル / サービス使用にかかる支出 <ul style="list-style-type: none"> タイ国内 タイ国外 	✓	✓

恩典

- プロジェクトにおける生産支援またはサービス提供に自動化またはロボットを導入する場合は、投資金額（土地代および運転資金を除く）の 50% を上限とし法人所得税を 3 年間免除する。
- プロジェクトで使用する自動化機械またはロボットの金額の 30% 以上、タイ国内の自動化機械製造産業への連携または支援がある機械を使用する場合は、投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100% を上限とし法人所得税を 3 年間免除する。



2.2 インダストリー 4.0 への向上による産業高度化措置

奨励申請者は国家科学技術開発局が同意したインダストリー 4.0 への向上による効率向上計画を提案し、許可された計画に従い事業を行うこと。次のような機械設備およびデジタル技術への投資金額のみは、インダストリー 4.0 への向上による投資金額とする。

- 自動化およびデバイス間の接続 (Automation and Network Technology)
- データ分析およびスマートオペレーション (Smart Operation)
- 生産プロセスと企業管理でのデジタル技術使用 (Digital Technology in Production & Enterprise Processes) が発生した日からとする。また、奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。

インダストリー 4.0 への向上による産業高度化措置に基づく投資金額の計算

投資 / 支出	全額計上	半額計上
1. 機械設備への投資または支出	✓	
2. ソフトウェア、プログラムまたは情報システム使用への投資もしくは支出、およびクラウドまたはデータセンターのレンタル / サービス使用への投資または支出		
2.1 機械 / 設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システム使用への投資もしくは支出	✓	
2.2 人工知能 (Artificial Intelligence いわゆる AI)、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics) への投資もしくは支出	✓	
2.3 企業管理でのソフトウェア、プログラムまたは情報システム使用への投資もしくは支出 <ul style="list-style-type: none"> ● 委員会が同意した関係機関の認証を取得したタイ国内事業者により開発または改良された分 ● 委員会が同意した関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者により開発または改良された分 	✓	✓
2.4 クラウドまたはデータセンターのレンタル / サービス使用にかかる支出 <ul style="list-style-type: none"> ● タイ国内 ● タイ国外 	✓	✓

恩典

インダストリー 4.0 への向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限とし法人所得税を 3 年間免除する。

関連布告



- 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号 件名：産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry)
- 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 16 日付投資委員会事務局布告第 Por.4/2565 号件名：投資委員会布告第 11/2565 号、第 12/2565 号、第 13/2565 号、第 14/2565 号、第 15/2565 号および第 17/2565 号に基づく恩典の対象外とする業種
- 関連する投資委員会事務局布告および説明書



地域および社会開発のための投資奨励措置

競争力向上のために現地組織(local organizations)と協力し全体的に地域および社会を開発し、健やかで自立した生活ができるように草の根レベルで人々の生活の質を向上させることにおいて事業者の参画・支援を図るために推進する。興味のある方は以下にて措置の詳細をご確認ください。

場合 1 (Non-BOI プロジェクト)

- 投資奨励対象業種に該当する
- 奨励を取得していない、または奨励を取得したが、法人所得税の恩恵が付与されていないもしくは法人所得税の恩恵が終了した

支援金の **200%** を上限とし、法人所得税を 3 年間免除する

場合 1 (BOI プロジェクト)

- 法人所得税の恩恵がまだ終了していないプロジェクト、または法人所得税免除の恩恵付与対象となる新規投資プロジェクト

支援金の **200%** を上限とし、法人所得税免除上限を追加する



支援者

プロジェクト全体の投資金額 > **500 万パーツかつ > 各現地組織ごとに 50 万パーツ**

支援支出の種類

- 工場建設費
- 教育訓練費用
- 機械・設備費用
- 事務局が同意したその他の支出



被支援者

奨励証書発給日またはプロジェクト改定日より **3 年以内** に実行を完了させること。

非支援者の現地組織*



* 非支援者の現地組織 (local organizations) とは、関連機関、地方自治体、公立教育機関、もしくは公立病院に登録した、農業または全体的水資源管理・地域製品・地域観光・環境・教育・公衆衛生事業のいずれかに該当する事業を営んでいる地域内の協同組合、コミュニティ企業 (Community Enterprises) または社会的企業 (Social Enterprise) を意味する。なお、公立研究機関または教育機関と協力して現地組織 (local organizations) を支援する場合を含む。

	場合 1	場合 2
奨励申請者の資格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被奨励プロジェクトか否かにかかわらず、既存のプロジェクトであり、かつ奨励申請時点で投資奨励対象業種に該当する事業であること。 2. 奨励を取得した既存の事業に関して、法人所得税の恩恵が終了した後、もしくは法人所得税免除の恩恵が付与されていない場合、本措置に基づく奨励申請ができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奨励を取得し法人所得税の恩恵がまだ終了していないプロジェクトであり、かつ奨励申請時点で投資奨励対象業種に該当する事業であること。 2. 法人所得税免除の恩恵付与対象となる新規投資プロジェクト (A グループ事業)
条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地組織 (local organizations) への支援のためのプロジェクト最低投資金額が (土地代および運転資金を除く) 500 万パーツ以上であり、各現地組織ごとに 50 万パーツ以上支援すること。 2. 以下のいくつかもしくはいずれか一つの場合において、地域および社会へのメリットを示す現地組織 (local organizations) との協力計画を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 製造またはサービス提供の競争力向上 (2) 全体的水資源管理 (3) 持続可能な農業開発 (4) 環境向上 (5) 教育向上 (6) 公衆衛生向上 	

	場合 1	場合 2
	<p>なお、奨励申請者は直接に現地組織（local organizations）を支援するか、公立研究機関または教育機関と協力して現地組織（local organizations）を支援することができる。</p> <p>3. 場合によって奨励証書発給日またはプロジェクトの改定認可日より 3 年以内に実行を完了させること。</p>	
恩典	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存事業による収入が対象で、支援金*（土地代および運転資金を除く）の 200%を上限とし、法人所得税を 3 年間免除する。 2. 法人所得税の免除期間は、奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。 3. 税制以外の恩典 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存事業による収入が対象で、支援金*（土地代および運転資金を除く）の 200%を上限とし、法人所得税を免除する。

* 現地組織（local organizations）への支援における投資金額リストの例

支援	法人所得税免除金額として計上される投資金額リスト
製造またはサービス提供の競争力向上のための支援の場合	工場建設費、機械・設備費用、教育訓練費用など
全体的水資源管理のための支援の場合	貯水池の掘削、砂防堰堤の建設・改修、地下水の井戸の掘削・改修・メンテナンス・洗浄を支援するための費用など
持続可能な農業開発のための支援の場合	機械・設備費用、温室効果ガスの量の削減のための農業の先端技術および持続可能な開発のための生産効率向上用の技術に関する教育訓練費用、表土整地や稲わらと稲株の処理や収穫や土壌・水質の分析や製造工程での適正かつ安全な化学物質の使用などの土地管理技術を使用するプロセスに関連する費用、米の品質検定・保証のための費用、温室効果ガス排出量の削減結果のモニタリングと評価にかかる費用など
環境向上のための支援の場合	地域のゴミ分別用の道具や設備を支援するための費用など
公立病院への支援の場合	医療機器・装置を支援するための費用、診察室や病室の建設・改修の費用など。なお、他の政府機関に恩典を申請するために使用される費用は対象外とする。
公立教育機関への支援の場合	教室や実験室の建設・改修の費用、または教育用のツールや機器を支援するための費用など。なお、他の政府機関に恩典を申請するために使用される費用は対象外とする。



関連布告

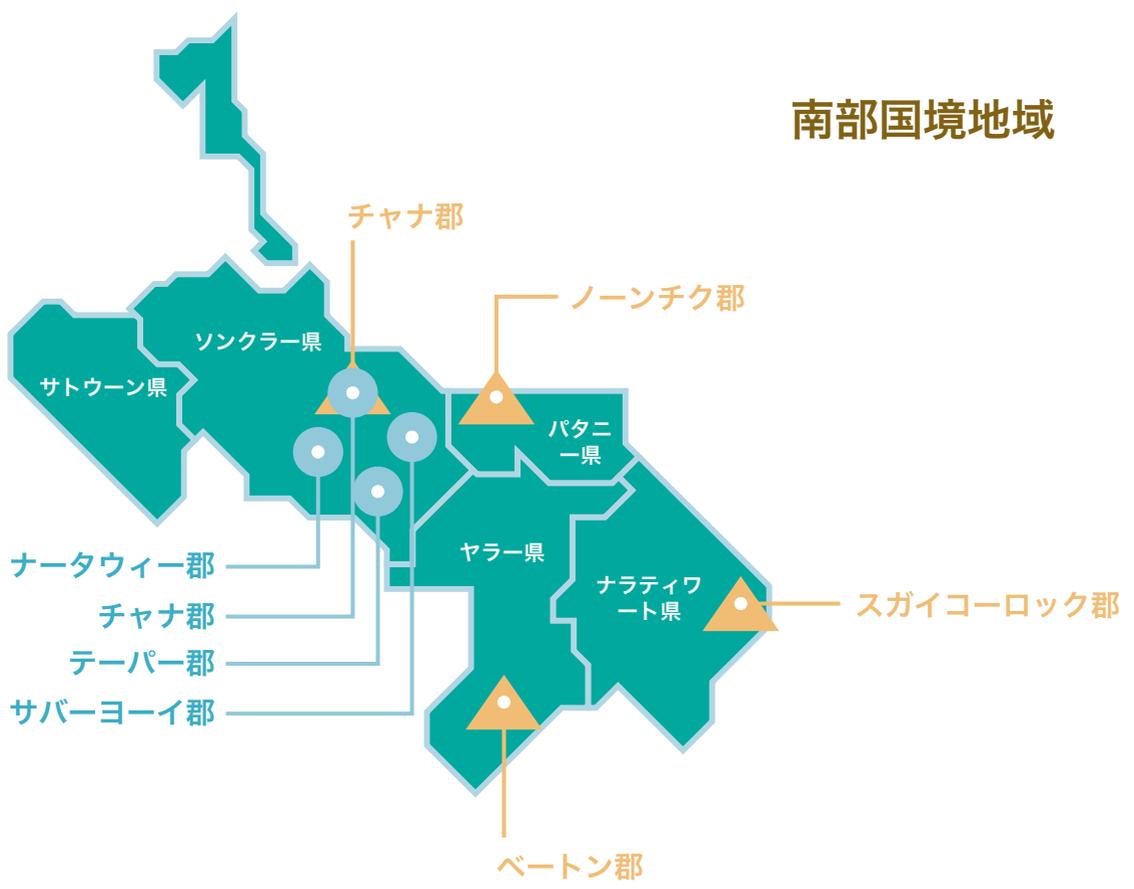
- 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 24/2565 号 件名：地域および社会開発のための投資奨励措置



南部国境地域における投資奨励措置 および南部国境地域における モデル都市企画に基づく投資奨励措置

南部国境地域において民間企業の投資が継続的に行われるよう推進し、雇用の創出、繁栄や収入を生み出すこと、人々の生活の質の向上、社会的・経済的拡大、地域の安定性につながり、かつ南部国境地域におけるモデル都市地域への投資が継続的に行われるように推進する。興味のある方は以下にて措置の詳細をご確認ください。

南部国境地域



- 南部国境地域
- ▲ 南部国境地域

	南部国境地域における投資奨励措置	南部国境地域におけるモデル都市企画に対する投資奨励措置
1. 事業所の立地場所	南部国境県： 1. ナラティワート県 2. パタニー県 3. ヤラー県 4. サトウーン県 5. ソンクラール県内の4郡：チャナ郡、ナータウィー郡、サバーヨーイ郡、そしてテーパー郡	南部国境県におけるモデル都市の地域： 1. パタニー県ノンチク郡 2. ヤラー県ベートン郡 3. ナラティワート県スガイコーロック郡 4. ソンクラール県チャナ郡

	南部国境地域における 投資奨励措置	南部国境地域におけるモデル都市企画 に対する投資奨励措置
2. 投資奨励対象業種	<p>1. 投資委員会布告第 9/2565 号 件名：国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置に基づく全業種</p> <p>2. 南部国境地域のみで奨励対象とする条件を緩和する業種および特別追加業種</p> <p>QRコードにて業種をご確認ください。</p> 	<p>2. 南部国境地域におけるモデル都市企画のみで奨励対象とする条件を緩和する業種および特別追加業種</p> <p>QRコードにて業種をご確認ください。</p> 
3. 投資形態および条件	<p>一般の場合： 南部国境県またはモデル都市地域において新規プロジェクトのみに投資する場合</p> <p>条件：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最低投資金額(土地代および運転投金を除く)は50万バーツ以上であること。 2. 奨励申請プロジェクトでのタイ国内中古機械の使用を許可するが、その金額の上限を1,000万バーツまでとし、また中古機械の金額の4分の1以上、新品の機械に投資すること。 	
<p>特別の場合： (南部国境県の地域またはモデル都市企画地域の「内」か「外」に立地しても良い)既存プロジェクトの事業者が、南部国境県の地域またはモデル都市企画地域内の新規プロジェクトに奨励を申請したい場合</p> <p>投資の定義</p> <p><u>既存プロジェクト</u>とは、既に操業しているプロジェクトで、被奨励事業であるか否かを問わず、その他の地域または南部国境県に立地することができる(場合による)。ただし、投資奨励対象業種に該当する事業であること。(本措置に基づいて奨励申請する時点で奨励対象業種があること。)</p> <p><u>新規プロジェクト</u>とは、南部国境県の地域またはモデル都市地域において投資奨励を申請する新規プロジェクトで、既存プロジェクトと同じ法人であるか、既存プロジェクトの事業主が全株式を保有する新規法人であること。</p> <p>既存プロジェクトの条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最低投資金額(土地代および運転投金を除く)は 50 万バーツ以上とする。なお、既存プロジェクトの奨励申請日の前に取得する、委員会の同意を得た建物と機械の原価から検討する。 2. 既存プロジェクトの奨励申請書は、新規プロジェクトにおける機械設置が完了し、操業開始できる準備を整えてから提出すること。 		

	南部国境地域における 投資奨励措置	南部国境地域におけるモデル都市企画 に対する投資奨励措置
	<p>新規プロジェクトの条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最低投資金額(土地代および運転投金を除く)は 50 万バーツ以上とする。 2. タイ国内の中古機械の使用を許可するが、その金額の上限を1,000 万バーツまでとし、また中古機械の金額の 1/4 以上、新品の機械に投資すること。 3. 2027 年の最終営業日まで投資奨励申請書を提出すること。その際、既存プロジェクトの確認書も合わせて提出すること 	
	<p>南部国境地域における工業団地/工業地区 開発事業、および工業団地/工業地区に立 地する事業に対する投資促進の場合。</p> <p>第1形態 南部国境地域における工業地 区/工業地区開発業者、および工業地区/投 資奨励された工業地区に立地するプロジェ クトによる初の投資プロジェクト。</p> <p>条件</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 最低投資金額(土地代および運転投金を除く)は50万バーツ以上であること。 (2) 奨励申請プロジェクトでのタイ国内中古機械の使用を許可するが、その金額の上限を1,000万バーツまでとし、また中古機械の金額の4分の1以上、新品の機械に投資すること。 	
	<p>第2形態 張プロジェクトへの投資である。初のプロジェクトに基づいて実行した被奨励者が、既存法人名の下で委員会が定めた条件に基づいて拡張の投資プロジェクトを申請する場合は、初のプロジェクトと拡張プロジェクトを一つのプロジェクトに統合することができる。</p>	

	南部国境地域における 投資奨励措置	南部国境地域におけるモデル都市企画 に対する投資奨励措置
	<p>条件</p> <p>(1) 拡張プロジェクトの最低投資金額（土地代および運転投金を除く）は、初のプロジェクトの投資金額（土地代および運転投金を除く）の25%以上を占め、かつ最低投資金額（土地代および運転投金を除く）は50万バーツ以上であること。</p> <p>(2) 奨励申請プロジェクトでのタイ国内中古機械の使用を許可するが、その金額の上限を1,000万バーツまでとし、また中古機械の金額の4分の1以上、新品の機械に投資すること。</p> <p>(3) 初のプロジェクトに基づく法人所得税免除期間が終了する前に、奨励申請書を提出し、収入が発生すること。</p> <p>(4) 初のプロジェクトを2027年の最終営業日までに奨励申請書を提出した被奨励者であること。</p>	

投資形態および条件

1. 一般の場合

南部国境県の地域、または南部国境地域内のモデル都市地域において新たに投資する企業家

2. 特別の場合

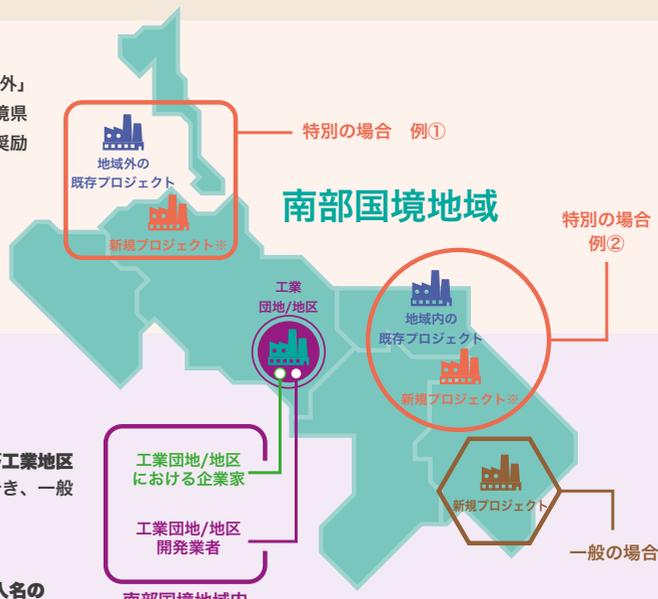
(南部国境県の地域またはモデル都市企画地域の「内」か「外」に立地しても良い) 既存プロジェクトの事業者が、南部国境県の地域またはモデル都市企画地域内の新規プロジェクトに奨励を申請したい場合

※新規プロジェクト：
既存法人であるか、既存プロジェクトの事業主が全株式を保有する新規法人である。

3. 南部国境地域内の工業団地/工業地区における投資促進の場合

第1形態：初のプロジェクトへの投資
南部国境地域における工業地区/工業地区開発業者、および工業地区/投資奨励された工業地区に立地する企業家は恩典が取得でき、一般の場合と同様の条件に従うこと。

第2形態：拡張プロジェクトへの投資
初のプロジェクトに基づいて実行した被奨励者が、**既存法人名の下で委員会が定めた条件に基づいて投資プロジェクトの拡張**を申請する場合は、**初のプロジェクトと拡張プロジェクトを一つのプロジェクトに統合**することができる。



The map illustrates the Southern Border Region (南部国境地域) and highlights various investment promotion scenarios:

- 特別の場合 例① (Special Case Example 1):** A red box highlights a '地域外の既存プロジェクト' (Existing project outside the region) and a '新規プロジェクト※' (New project ※).
- 特別の場合 例② (Special Case Example 2):** A red circle highlights a '地域内の既存プロジェクト' (Existing project within the region) and a '新規プロジェクト※' (New project ※).
- 工業団地/地区における企業家 (Entrepreneurs in Industrial Parks/Areas):** A purple box highlights an '工業団地/地区における企業家' (Entrepreneur in industrial park/area) and an '工業団地/地区開発業者' (Industrial park/area developer).
- 一般の場合 (General Case):** A green box highlights a '新規プロジェクト' (New project) within the region.

南部国境地域内の工業団地/工業地区における投資促進の場合

	南部国境地域における 投資奨励措置	南部国境地域におけるモデル都市企画 に対する投資奨励措置
4. 恩典	<u>一般の場合および特別の場合の新規プロジェクト</u>	
	機械の輸入税を免除する。	
	法人所得税を8年間免除する。(法人所得税免除額上限なし)	
	追加で間法人所得税を5年間50% 減税	
	輸送費、電気代および水道代の2倍までを 15年間控除する。	輸送費、電気代および水道代の2 倍までを 20年間控除する。
	インフラの設置費または建設費の25%を控除する。	
	輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸 入税を5年間免除する。	輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸 入税を10年間免除する
	タイ国内製造販売向けの原材料および必要 資材の輸入税を通常税率の90%で5年間 減税する。	タイ国内製造販売向けの原材料および必要 資材の輸入税を通常税率の90%で10年間 減税する
	制税以外の恩典	
	<u>特別の場合の既存プロジェクト</u>	
	法人所得税を 3 年間免除する。但し、南部 国境地域内の新規プロジェクトの投資金額 (土地代および運転資金を除く)の100%を 上限とする。	法人所得税を 5 年間免除する。但し、モデ ル都市企画地域内の新規プロジェクトの投 資金額 (土地代および運転資金を除く) の 100%を上限とする。
	制税以外の恩典	
	<u>南部国境地域内の工業団地/工業地区開発事業、 および工業団地/工業地区に立地する事業への投資プロジェクト</u>	
	<u>初のプロジェクトへの投資:</u> 一般の場合と特別の場合の新規投資と同様 の恩典	-



関連布告

1. 仏暦 2564 年 (2021 年) 4 月 27 日付投資委員会布告第 18/2564 号、件名：南部国境地域における投資促進措置
2. 仏暦 2564 年 (2021 年) 4 月 27 日付投資委員会布告第 19/2564 号、件名：南部国境地域におけるモデル都市企画に
基づく投資促進措置

06

奨励取得後の手続き

恩典利用の手続き

投資企業

手続き

担当部署



技術者および専門家導入許可の申請



第24条 投資機会調査、投資活動、奨励審査中、または奨励証書待ちの外国人導入の申請

- 技術者導入書式および申請項目によって必要な添付書類を提出する (F FR TR 01 およびF FR TR 09-08)

第25条 奨励証書発給後の外国人導入の申請

- Single Window for Visa and Work Permitシステム (<http://swe-expert.boi.go.th>) に登録し、ユーザーIDおよびパスワードを取得する
- Single Window for Visa and Work Permitシステムで外国人の職位を申請する
- Single Window for Visa and Work Permitシステムで外国人ならびに家族の導入を申請する
- 外国人導入に関するその他の申請



ビザ・ワークパーミット・サービス・センターおよび関連政府機関

投資企業

手続き

担当部署



(奨励証書発給後) 第27条に基づく土地における恩典使用許可の申請

土地所有許可の申請(E-LAND)システムを通じて、土地における恩典使用認可を申請する



投資促進第1-4部

投資企業

手続き

担当部署



機械リスト認可の申請

eMTシステムを通じてマシンマスターリスト認可を申請する



- 投資促進第1-4部
- 第1-7地域経済投資センター (60営業日以内)

機械輸入認可の申請 (奨励証書発行日より30ヶ月以内)

eMTシステムを通じて機械通関許可を申請する (F IN MI)

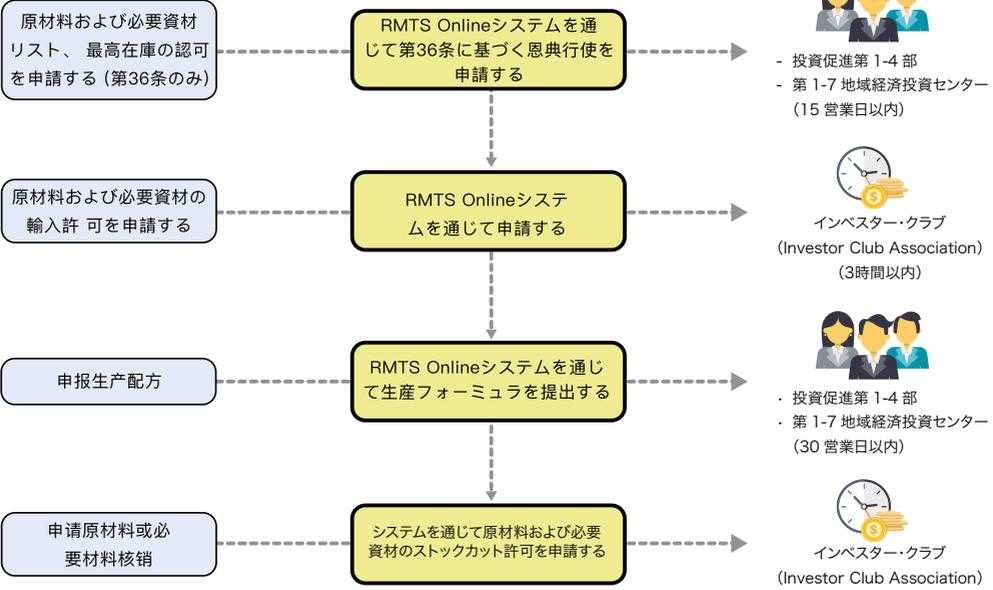


インベスター・クラブ (Investor Club Association) (3時間以内)

投資企業 手続き 担当部署

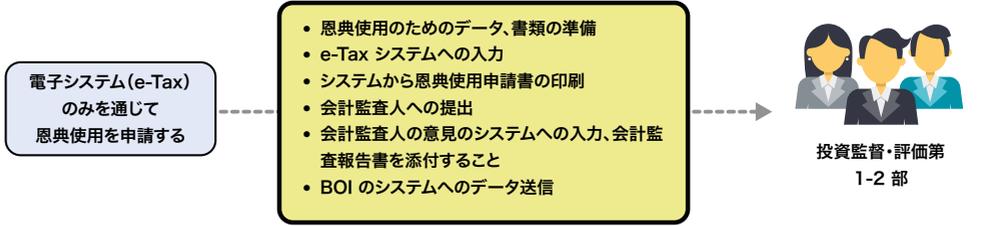


原材料および必要資材



事業経過報告および 操業開始 操業許可

投資企業 手続き 担当部署

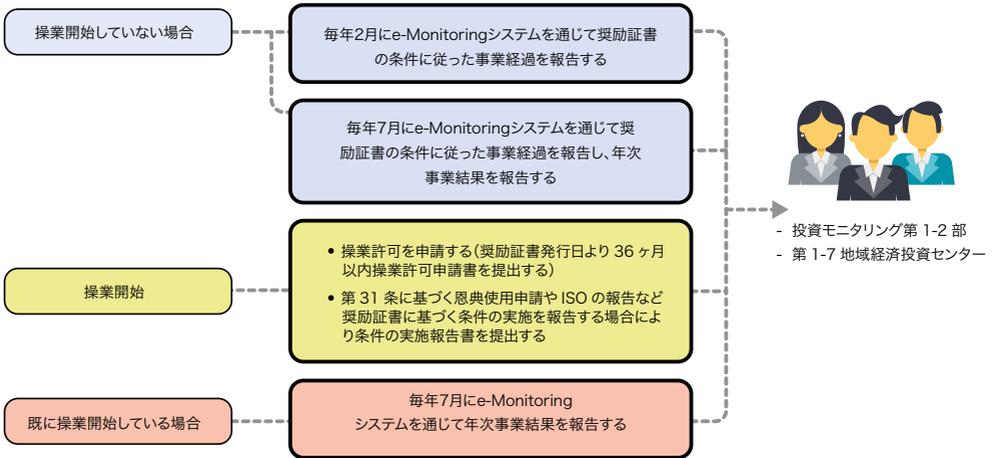


昇進後の手続きと添付書類

投資企業 手続き 担当部署



事業経過報告および 操業許可



奨励証書添付書類の変更

奨励証書添付書類の変更は、全ての必要書類を揃えて提出後 5 営業日以内に完了する。

変更事項	必要書類
1.1 プロジェクトの特定条件 (1) 登録資本金 (2) 出資比率の変更 (3) 製品 / 事業規模 (4) 工場、事業所立地 (5) 生産能力の引き下げ / 引き上げ (6) 法人所得税免除額の上限変更	1. 投資促進第 1-4 部からの認可通知書の写し 2. 奨励証書原本 3. 事業によってその他の書類が必要な場合には、事務局より個別に知らせる。 注： 外国人の出資比率の引き上げは、タイ国外からの追加送金に関する証拠書類を添付すること。
1.2 その他 (1) 事務所の立地 (2) 社名 (3) 奨励証書の取消	1. 会社からのカバーレター 2. 法人登記事務所からの証明書の写し 3. 奨励証書原本 4. その他の書類が必要な場合には、事務局より個別に知らせる。

07

所在地

本部

Office of The Board of Investment
555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak,
Bangkok 10900
Tel: +66 (0) 2553-8111
Fax: +66 (0) 2553-8315
Website: www.boi.go.th
Email: head@boi.go.th

One Stop Service Center for Visas and Work Permits

18th Floor, Chamchuri Square Building,
319 Phayathai Road, Pathumwan, Bangkok 10330
Tel: +66 (0) 2209-1100
Fax: +66 (0) 2209-1194
Email: visawork@boi.go.th

One Start One Stop Investment Center (OSOS)

18th Floor, Chamchuri Square Building,
319 Phayathai Road, Pathumwan,
Bangkok 10330
Tel: +66 (0) 2209-1100
Fax: +66 (0) 2209-1199
Website: osos.boi.go.th
Email: osos@boi.go.th

タイ国内地方事務所

Regional Investment and Economic Center 1 (Chiang Mai)

Airport Business Park 108-110,
90 Mahidol Road, Amphur Muang,
Chiang Mai 50100
Tel: +66 (0) 5329 4100
Fax: +66 (0) 5329 4199
Email: chmai@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 2 (Nakhon Ratchasima)

2112/22 Mitraphab Road, Amphur Muang,
Nakhon Ratchasima 30000
Tel: +66 (0) 4438 4200
Fax: +66 (0) 4438 4299
Email: korat@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 3 (Khonkaen)

177/54 Moo 17, Mitraphab Road,
Amphur Muang, Khonkaen 40000
Tel: +66 (0) 4327 1300-2
Fax: +66 (0) 4327 1303
Email: khonkaen@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 4 (Chonburi)

46 Moo 5 Laem Chabang Industrial Es-tate,
Sukhumvit Road, Toongsukhla, Srira-cha,
Chonburi 20230
Tel: +66 (0) 3840 4900
Fax: +66 (0) 3840 4997, +66 (0) 3840 4999
Email: chonburi@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 5 (Songkhla)

7-15 Chaiyong Building Juti Uthit 1 Road,
Hadd Yai, Songkhla 90110
Tel: +66 (0) 7458 4500
Fax: +66 (0) 7458 4599
Email: songkhla@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 6 (Surat Thani)

49/21-22 Sriwichai Road, Makhamtia,
Amphur Muang, Surat Thani 84000
Tel: +66 (0) 7740 4600
Fax: +66 (0) 7740 4699
Email: surat@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 7 (Phitsanulok)

3rd Floor, Thai Sivarat Building, 59/15
Boromtrilokkanat 2 Road, Naimuang,
Amphur Muang, Phitsanulok 65000
Tel: +66 (0) 5524-8111
Fax: +66 (0) 5524-8777
Email: phitsanulok@boi.go.th

海外事務所

SHANGHAI

Thailand Board of Investment, Shanghai Office
Royal Thai Consulate-General,
No.18 Wanshan Road, Changning District,
Shanghai 200336 P.R. China
Tel: +86-21-5260-9876,
+86-21-5260-9877
Fax: +86-21-5260-9873
Email: shanghai@boi.go.th

BEIJING

Thailand Board of Investment, Beijing Office
Investment Promotion Section,
Royal Thai Embassy, No.21, Guanghua Road,
Chaoyang District, Beijing, 100600, P.R. China
Tel: +86-10-8531-8755 to 57,
+86-10-8531-8753
Fax: +86-10-8531-8758
Email: beijing@boi.go.th

GUANGZHOU

Thailand Board of Investment, Guangzhou Office
Investment Promotion Section,
Royal Thai Consulate-General, Guangzhou
No.36 Youhe Road, Haizhu District,
Guangzhou 510310 P.R. China
Tel: +86-20-8385-8988 Ext. 220-225,
+86-20-8387-7770 (Direct line)
Fax: +86-20-8387-2700
Email: guangzhou@boi.go.th

TAIPEI

Thailand Board of Investment, Taipei Office
Taipei World Trade Center, 3rd Floor,
Room 3E 39-40
No.5 Xin-Yi Road, Sec.5 Taipei 110, Taiwan R.O.C.
Tel: +886-2-2345-6663
Fax: +886-2-2345-9223
Email: taipei@boi.go.th

TOKYO

Thailand Board of Investment, Tokyo Office
Royal Thai Embassy, 8th Floor,
Fukuda Building West, 2-11-3, Akasaka,
Minato-ku, Tokyo 107-0052 Japan
Tel: +81 (0) 3-3582-1806
Fax: +81 (0) 3-3589-5176
Email: tyo@boi.go.th

OSAKA

Thailand Board of Investment, Osaka Office
Royal Thai Consulate-General,
Bangkok Bank Building, 7th Floor,
1-9-16 Kyutaro-Machi, Chuo-Ku,
Osaka 541-0056 Japan
Tel: +81 (0) 6-6271-1395
Fax: +81 (0) 6-6271-1394
Email: osaka@boi.go.th

SEOUL

Thailand Board of Investment, Seoul Office
 #1804, 18th Floor, Koryo Daeyeongak Center,
 97 Toegye-ro, Jung-gu, Seoul, 100-706, Korea
 Tel: +82-2-319-9998
 Fax: +82-2-319-9997
 Email: seoul@boi.go.th

MUMBAI

Thailand Board of Investment, Mumbai Office
 Express Tower, 12th Floor, Barrister Rajni Patel
 Marg, Nariman Point, Mumbai, Maharashtra
 400021
 Tel: +91-22-2204-1589-90
 Fax: +91-22-2282-1525
 Email: mumbai@boi.go.th

HANOI

Thailand Board of Investment, Hanoi Office
 Royal Thai Embassy
 26 Phan Boi Chau Street, Hoan Kiem District,
 Hanoi City, Viet Nam
 Tel: +84 24 3823 5092-4
 Fax: +84 24 3823 5088
 Email: hanoi@boi.go.th

JAKARTA

Thailand Board of Investment, Jakarta Office
 Royal Thai Embassy
 Jl.DR.Ide Anak Agung Gde Agung Kav.E.3.3
 No.3 (Lot 8.8) Kawasan Mega Kuningan
 Jakarta 12950
 Tel: +62 817 9800 203
 Email: jkt@boi.go.th

NEW YORK

Thailand Board of Investment, New York Office
 7 World Trade Center, 34th Floor, Suite F,
 250 Greenwich Street, New York,
 New York 10007, U.S.A.
 Tel: +1 (0) 212 422 9009
 Fax: +1 (0) 212 422 9119
 Email: nyc@boi.go.th
 Website: www.thinkasiainvestthailand.com

LOS ANGELES

Thailand Board of Investment, Los Angeles Office
 Royal Thai Consulate-General,
 611 North Larchmont Boulevard, 3rd Floor,
 Los Angeles CA 90004, U.S.A.
 Tel: +1 (0)-323-960-1199
 Fax: +1 (0)-323-960-1190
 Email: boila@boi.go.th

FRANKFURT

Thailand Board of Investment, Frankfurt Office
 Investment Section, Royal Thai Consulate-General
 Liebfrauenberg 26, 60313 Frankfurt am Main,
 Federal Republic of Germany
 Tel: +49 (069) 92 91 230
 Fax: +49 (069) 92 91 2320
 Email: fra@boi.go.th

PARIS

Thailand Board of Investment, Paris Office
 Ambassade Royale de Thaïlande
 8, rue Greuze, 75116 Paris, France
 Tel: +(33-1) 56 90 26 00
 Fax: +(33-1) 56 90 26 02
 Email: par@boi.go.th

STOCKHOLM

Thailand Board of Investment, Stockholm Office
 Östermalmstorg 1, 4th Floor, 114 42 Stockholm,
 Sweden
 Tel: +46 8 463 1158,
 +46 8 463 1174
 Fax: +46 8 463 1160
 Email: stockholm@boi.go.th

SYDNEY

Thailand Board of Investment, Sydney Office
 Suite 101, Level 1, 234 George Street, Sydney,
 New South Wales 2000, Australia
 Tel: (+61-2) 9252-4884,
 (+61-2) 9252-4882
 Email: sydney@boi.go.th



Thailand Board of Investment

555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak Bangkok 10900

Telephone : 02-553-8111

Website: <https://www.boi.go.th> Email: head@boi.go.th



@boinews



Think Asia,
Invest Thailand



BOI News



BOI News



This complimentary guide book is not for sale